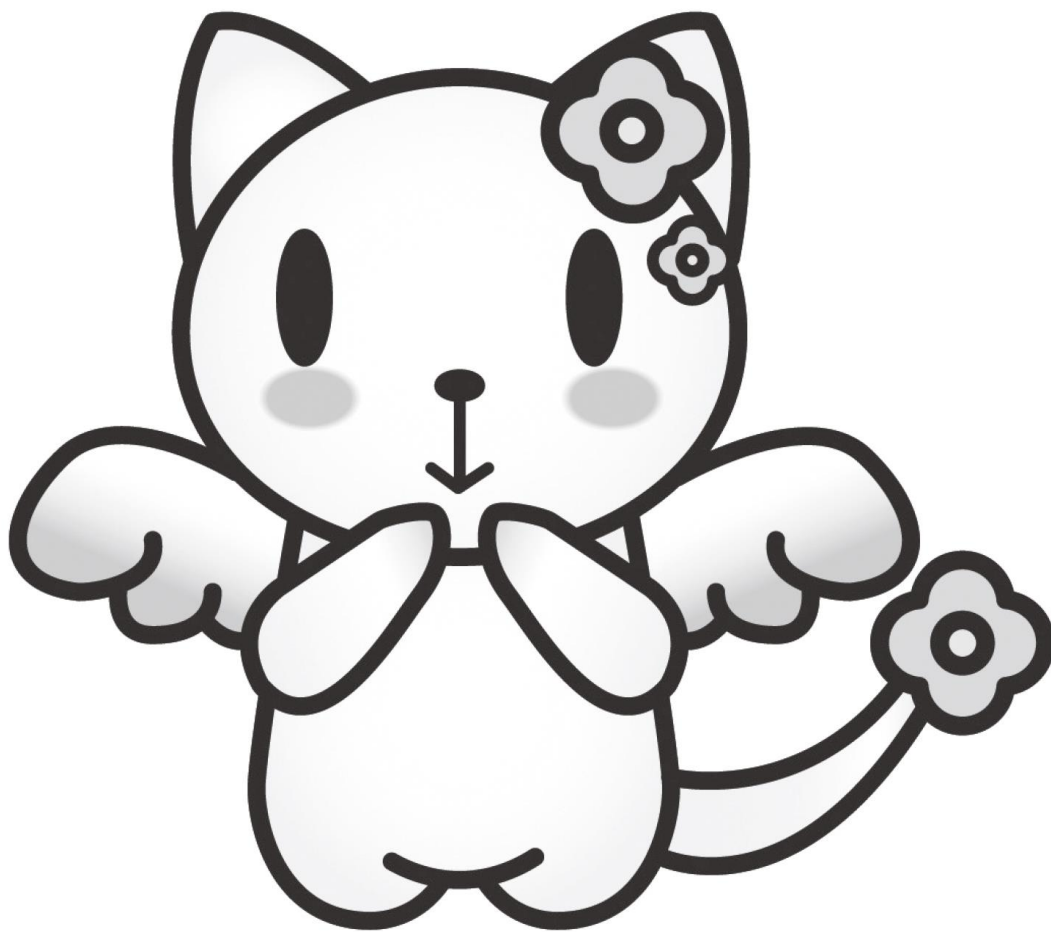
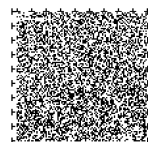


せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈令和7年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの権利擁護機関



〈名称〉：世田谷区子どもの権利擁護機関
〈通称〉：せたがやホッと子どもサポート(略称:せたホッと)

はじめに

～子どもの権利救済機関における子どもの権利の実現に向けての取り組み～

代表子どもサポート委員 平尾 潔

昨年度のこのページでは、子どもの権利が新たなステージに入ったことを踏まえ、子どもを、おとなが理想とする子ども像に向けて育成する対象であるという考えを捨て、子ども自身が権利を持った対等な存在として接することの必要性について書きました。では、実際に社会の中で子どもの権利は浸透しているのでしょうか。もし浸透していないとすれば、何がネックになっているのでしょうか。この点について、もう少し掘り下げて考えたいと思います。

子どもの権利の実現に必要なもの

子どもの権利の実現のためには、第一に、子ども自身が自分の権利について知る必要があります。どんな権利を持っていて、どのような場面で使えば効果があるのか、ということ学ぶ機会が必要です。「せたホツと」でも「いじめ予防授業」や「こどもの権利学習」といったプログラムを実施しており、また学校教育でも、人権教育は行われていますが、こども家庭庁の調査¹によると、子どもの権利条約について「聞いたことがない」と回答した児童生徒が、小学校1～3年生で83.2%、4～6年生で67.9%、中学生で56.8%、高校生で32.9%と、認知度はまだまだ低いことがわかります。

第二に、子どもが権利を主張した時に、おとなをはじめとする周囲がそれを尊重するかどうかです。これは、主に子どもの意見表明権や最善の利益の問題としてとらえることができます。

友人とのトラブルなどで、子ども自身の考えではなく、保護者が自分の考えで学校と交渉する例が少なくありません。また、学芸会や音楽会の演目、遠足の目的地などの学校行事でも、学校側が決めているケースがほとんどです。

このように、方針を決定する権限をおとなが握っているのは、子どもが意見表明権を行使し、最善の利益の実現を求めたとしても、それは文字通り「意見を述べるだけ」にとどまり、子どもの権利は絵に描いた餅のままです。おとなが決定権を手放せないのは、子どもに任せてはおけない、おとなが責任を持って決めるべき、という考え方が根底にあります。

この点が、子どもの権利が社会に浸透していかない一番のネックと考えています。

子どもの意見を実現するための取り組み

子どもの意見を尊重し、子どもが主体となって物事を決めていくという取り組みは、決して不可能ではありません。

北海道の十勝地方では、小学校教諭の伊藤義明先生が、長年にわたり、学校行事の内容を子どもたちが主体となって決めていく取り組みを実践されています。また、岡山県の玉野市立荘内中学校では、学校が校則制定権を生徒会に委譲しました。²

いじめなどのトラブルも、保護者が子どもの意見をていねいに聴き、それを尊重しながら学校と協力して解決するケースも決して少なくありません。

子どもたちは、自分たちが意見を述べるだけでなく、それが尊重されていることを実際に体験することで、初めて意見表明権、ひいては子どもの権利とは何かを学ぶことができます。

「せたホッと」の取り組み～「どうやって解決したいか」を聴く～

「せたホッと」は、子ども自身の声を聴くことを大切にしています。もちろん、保護者の意見にも耳を傾けますが、中心となるのはあくまで子どもの意見です。これに寄り添い、その思いを受け止めることが、子どもの権利救済の第一歩になります。

そして、何らかのトラブルのケースでは、子どもに、どうやって解決したいかを聴きます。事実関係や気持ちだけでなく、目の前にあるこのトラブルを、あなた自身はどうやって解決したいのか、を尋ねます。ここまで確認しておかないと、子どもの望む解決から離れた解決を目指すことになってしまいます。それでは子どもの満足は得られず、自信にもつながりません。

どう解決するかを確認し、それに沿って動いていく。相手のあることです。うまいことばかりではありませんが、子どもの権利の救済という視点からは、大切な視点だと思っています。

¹ こども家庭庁 2024 [児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究 報告書 概要版](#)。(最終アクセス:令和 8 年5月8日)

² 日本テレビ 2023【校則を撤廃!?!】服装も SNS も! 自分たちで“ルール”を作る生徒たちの取り組み『every.特集』 <https://www.youtube.com/watch?v=AuRqh9p2AcQ> (最終アクセス:令和 8 年5月8日)

も く じ

はじめに 代表子どもサポート委員 平尾 潔

I 世田谷区子どもの権利擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 子どもの権利擁護委員の設置目的、職務	2
2 委員への協力	2
3 対象	2
4 体制	2
5 相談方法等	3
6 相談の流れ(仕組み)	4
7 擁護委員会議	4
8 これまでの経過	5

II 令和7(2025)年度の活動状況

1 相談活動の状況	8
2 権利の侵害を取り除くための申立て等	18
3 相談の分析と課題—予防としての子どもの権利学習	19

III 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介	26
2 関係機関との連携	36

IV 広報・普及啓発活動

1 広報・普及啓発活動	40
2 子どもの権利学習、講演等	43
3 視察受入れ	46
4 関係機関(世田谷区)との意見交換	46
5 関係機関(海外)との意見交換	46
6 区立小学校 6 年生、中学校 3 年生への卒業おめでとうカード配布	47

V メッセージ、相談者からの声

1 相談・調査専門員	52
2 相談者からの声	55

おわりに 子どもサポート委員 上田 美香

VI 参考資料

世田谷区子どもの権利条例	62
世田谷区子どもの権利条例施行規則	69
相談状況の集計推移	72
ホッとにきゅうさい FAX	

世田谷区子どもの権利擁護委員 「せたがやホッと子どもサポート」の制度

- 1 子どもの権利擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 相談の流れ(仕組み)
- 7 擁護委員会議
- 8 これまでの経過

I 世田谷区子どもの権利擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 子どもの権利擁護委員(以下、子どもサポート委員)の設置目的、職務

(1) 設置目的

子どもの権利を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

(2) 位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関(＊)

＊子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3) 職務内容

- ① 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ② 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③ 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④ 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤ 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- ⑥ 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- ⑦ 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧ 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

3 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案(子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象)

4 体制

(1) 子どもサポート委員 3名

氏 名	所 属 等
平尾 潔 (ひらお きよし)	弁護士(第二東京弁護士会)
安部 芳絵 (あべ よしえ)	工学院大学教育推進機構教職課程科教授 (教育学、子どもの権利条約)
上田 美香 (うえだ みか)	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科講師 (児童福祉、保育ソーシャルワーク)

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

(2) 相談・調査専門員 6名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。

社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士、幼稚園教員免許、中・高等学校教員免許、キャリアコンサルタントの有資格者など。

(3) 事務局

子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。

子ども・若者部 子ども・若者支援課

5 相談方法等

(1) 相談方法

ホ ッ と に きゅう さい

○電 話:0120-810-293 [フリーダイヤル]

○メール・FAX:区ホームページで「せたホッと」を検索

⇒せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」のページの「せたホッと」に相談するには

メールの場合:メールで相談したいをクリック⇒メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信

FAXの場合:電話・ファクシミリで相談したいをクリック⇒FAX送信用の用紙に相談内容を書いて

03-3439-6777(ホッとにきゅうさい FAX)にFAX送信

○面 接:予約なしの相談も可

○その他:手紙、はがきによる相談も可

(2) 相談時間 月曜日～金曜日:午後1時～午後8時

土曜日:午前10時～午後6時 (日曜日、祝・休日、年末年始はお休み)

(3) 窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階

(小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

6 相談の流れ(仕組み)



7 擁護委員会議

世田谷区子どもの権利条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。令和7(2025)年度は計35回開催しました。

個別ケース対応に関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

令和7年度 擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	3	2	3	4	2	3	3	3	3	3	2	4	35

8 これまでの経過

平成 14 (2002) 年4月	子ども条例施行
平成 17 (2005) 年3月	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成 23 (2011) 年12月	区立校の小学5年生及び中学2年生約 2,600 人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関する調査を実施
平成 24 (2012) 年5月	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的検討に着手
10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成 25 (2013) 年2月	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」開催(成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター(宮坂 3-15-15)にて相談業務を開始
平成 26 (2014) 年6月	「平成 25 年度活動報告書」を発行
7月	平成 25 年度の活動報告会を開催(成城ホール)
平成 27 (2015) 年3月	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
6月	「平成 26 年度活動報告書」を発行
7月	平成 26 年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成 28 (2016) 年6月	「平成 27 年度活動報告書」を発行
7月	平成 27 年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成 29 (2017) 年6月	「平成 28 年度活動報告書」を発行
7月	平成 28 年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
平成 30 (2018) 年6月	「平成 29 年度活動報告書」を発行
7月	平成 29 年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和元(2019)年 6月	「平成 30 年度活動報告書」を発行
7月	平成 30 年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和2(2020)年 6月	「令和元年度活動報告書」を発行
令和3(2021)年 6月	「令和2年度活動報告書」を発行
6月	専用の相談はがきを作成、区内全中学生に配布開始
10月	令和2年度の活動報告を動画により配信
10月	専用の相談はがきを、区内小学生に配布開始
令和4(2022)年 6月	「令和3年度活動報告書」を発行
8月	令和3年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
11月	令和3年度の活動報告を動画により配信
令和5(2023)年 6月	「令和4年度活動報告書」を発行
7月	子どもサポート委員による、採用11年目中堅教諭向け必修研修開始(年1回)
7月	令和4年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
9月	令和4年度の活動報告を動画により配信
令和6(2024)年 6月	「令和5年度活動報告書」を発行

	6月	全区立小学校に相談はがきを常時設置開始
	6月	広報用カードの小学生用を作成、配布開始
	7月	令和5年度の活動報告会を開催（子ども・子育て総合センター）
	9月	令和5年度の活動報告を動画により配信
	11月	児童館で実施する、遊びながら子どもの権利を学ぶイベント開始（年3回）
	12月	子どもサポート委員による、区職員向け子どもの権利研修開始（年1回）
令和7（2025）年	3月	区立小学校6年生、中学3年生に「卒業おめでとうカード」配布開始
	4月	子どもの権利条例（子ども条例を改正）施行 子どもの人権擁護委員を、子どもの権利擁護委員に名称変更
	7月	令和6年度の活動報告会を開催（子ども・子育て総合センター）
	9月	令和6年度の活動報告を動画により配信
令和8（2026）年	2月	「せたホッとレター」第 23 号にて、中高生世代用マスコットキャラクターを募集

Ⅱ

令和7(2025)年度の活動状況

- 1 相談活動の状況
- 2 権利の侵害を取り除くための申立て等
- 3 相談の分析と課題—予防としての子どもの権利学習

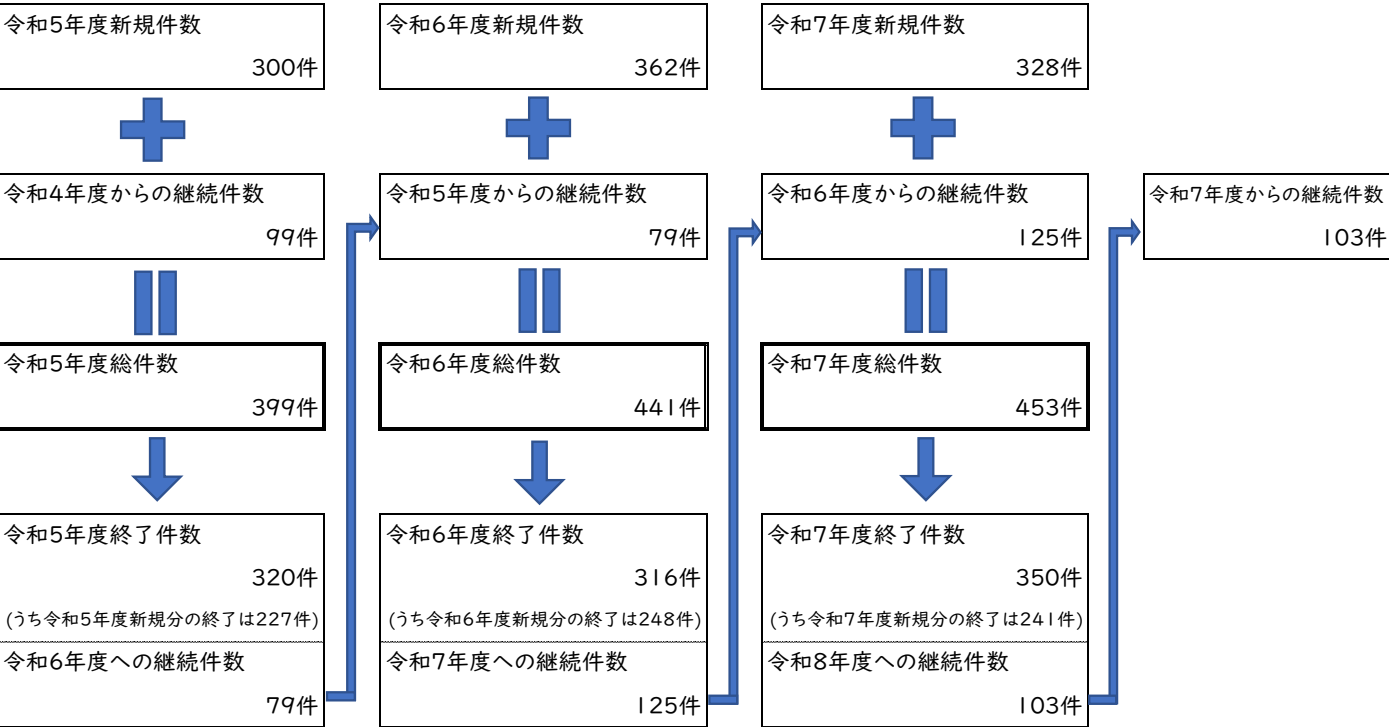
II 令和7(2025)年度の活動状況

1 相談活動の状況

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの相談活動の状況は、令和6(2024)年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

(1) 相談の状況

令和7(2025)年度の新規件数は328件でした。令和6(2024)年度からの継続件数は125件だったため、令和7(2025)年度は、合計で453件の相談対応をしました。令和8(2026)年度へ継続する件数は103件になりました。



(2) 令和7(2025)年度の新規件数

令和7(2025)年度の新規件数328件の月別・相談者別の内訳は以下のとおりです。

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	8 (2.4%)	5 (1.5%)	13 (4.0%)
5月	12 (3.7%)	5 (1.5%)	17 (5.2%)
6月	28 (8.5%)	7 (2.1%)	35 (10.7%)
7月	35 (10.7%)	5 (1.5%)	40 (12.2%)
8月	7 (2.1%)	9 (2.7%)	16 (4.9%)
9月	14 (4.3%)	10 (3.0%)	24 (7.3%)
10月	9 (2.7%)	11 (3.4%)	20 (6.1%)
11月	78 (23.8%)	9 (2.7%)	87 (26.5%)
12月	20 (6.1%)	5 (1.5%)	25 (7.6%)
1月	9 (2.7%)	6 (1.8%)	15 (4.6%)
2月	12 (3.7%)	5 (1.5%)	17 (5.2%)
3月	13 (4.0%)	6 (1.8%)	19 (5.8%)
合計	245 (74.7%)	83 (25.3%)	328 (100.0%)

(3) 令和7(2025)年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数 328件に令和6(2024)年度からの継続件数125件を加えた 453件について、延べ相談回数 1,351回(初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数)、相談者への活動回数 1,150回(「せたホッと」から相談者に対して連絡を行った回数)、関係機関(者)との活動回数 964回(学校や区の他部署等とのやり取りを行った回数)、そのすべてを合わせた総活動回数は3,465回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

なお、令和6(2024)年度の総活動回数は3,242回でした。

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関(者)との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
4月	51 (1.5%)	23 (0.7%)	74 (2.1%)	52 (1.5%)	22 (0.6%)	74 (2.1%)	63 (1.8%)	211 (6.1%)
5月	49 (1.4%)	16 (0.5%)	65 (1.9%)	42 (1.2%)	14 (0.4%)	56 (1.6%)	74 (2.1%)	195 (5.6%)
6月	101 (2.9%)	41 (1.2%)	142 (4.1%)	64 (1.8%)	22 (0.6%)	86 (2.5%)	41 (1.2%)	269 (7.8%)
7月	70 (2.0%)	45 (1.3%)	115 (3.3%)	75 (2.2%)	27 (0.8%)	102 (2.9%)	63 (1.8%)	280 (8.1%)
8月	53 (1.5%)	54 (1.6%)	107 (3.1%)	42 (1.2%)	37 (1.1%)	79 (2.3%)	49 (1.4%)	235 (6.8%)
9月	77 (2.2%)	43 (1.2%)	120 (3.5%)	64 (1.8%)	31 (0.9%)	95 (2.7%)	62 (1.8%)	277 (8.0%)
10月	66 (1.9%)	41 (1.2%)	107 (3.1%)	66 (1.9%)	24 (0.7%)	90 (2.6%)	83 (2.4%)	280 (8.1%)
11月	152 (4.4%)	38 (1.1%)	190 (5.5%)	114 (3.3%)	37 (1.1%)	151 (4.4%)	111 (3.2%)	452 (13.0%)
12月	93 (2.7%)	40 (1.2%)	133 (3.8%)	101 (2.9%)	40 (1.2%)	141 (4.1%)	161 (4.6%)	435 (12.6%)
1月	74 (2.1%)	25 (0.7%)	99 (2.9%)	68 (2.0%)	14 (0.4%)	82 (2.4%)	92 (2.7%)	273 (7.9%)
2月	81 (2.3%)	23 (0.7%)	104 (3.0%)	72 (2.1%)	19 (0.5%)	91 (2.6%)	72 (2.1%)	267 (7.7%)
3月	66 (1.9%)	29 (0.8%)	95 (2.7%)	68 (2.0%)	35 (1.0%)	103 (3.0%)	93 (2.7%)	291 (8.4%)
合計	933 (26.9%)	418 (12.1%)	1,351 (39.0%)	828 (23.9%)	322 (9.3%)	1,150 (33.2%)	964 (27.8%)	3,465 (100.0%)

※令和6(2024)年度からの継続件数125件を加えた453件に対する回数

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関(者)との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
令和7年度	933 (26.9%)	418 (12.1%)	1,351 (39.0%)	828 (23.9%)	322 (9.3%)	1,150 (33.2%)	964 (27.8%)	3,465 (100.0%)
令和6年度	860 (26.5%)	451 (13.9%)	1,311 (40.4%)	790 (24.4%)	356 (11.0%)	1,146 (35.3%)	785 (24.2%)	3,242 (100.0%)

(4) 相談状況の詳細と前年度との比較

① 相談内容

令和 7(2025) 年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(82 件、25.0%)でした。次いで、「いじめ」(46 件、14.0%)、「家庭・家族の悩み」(40件、12.2%)、「学校・教職員等の対応」(33 件、10.1%)、「心身の悩み」(26件、7.9%)となりました。

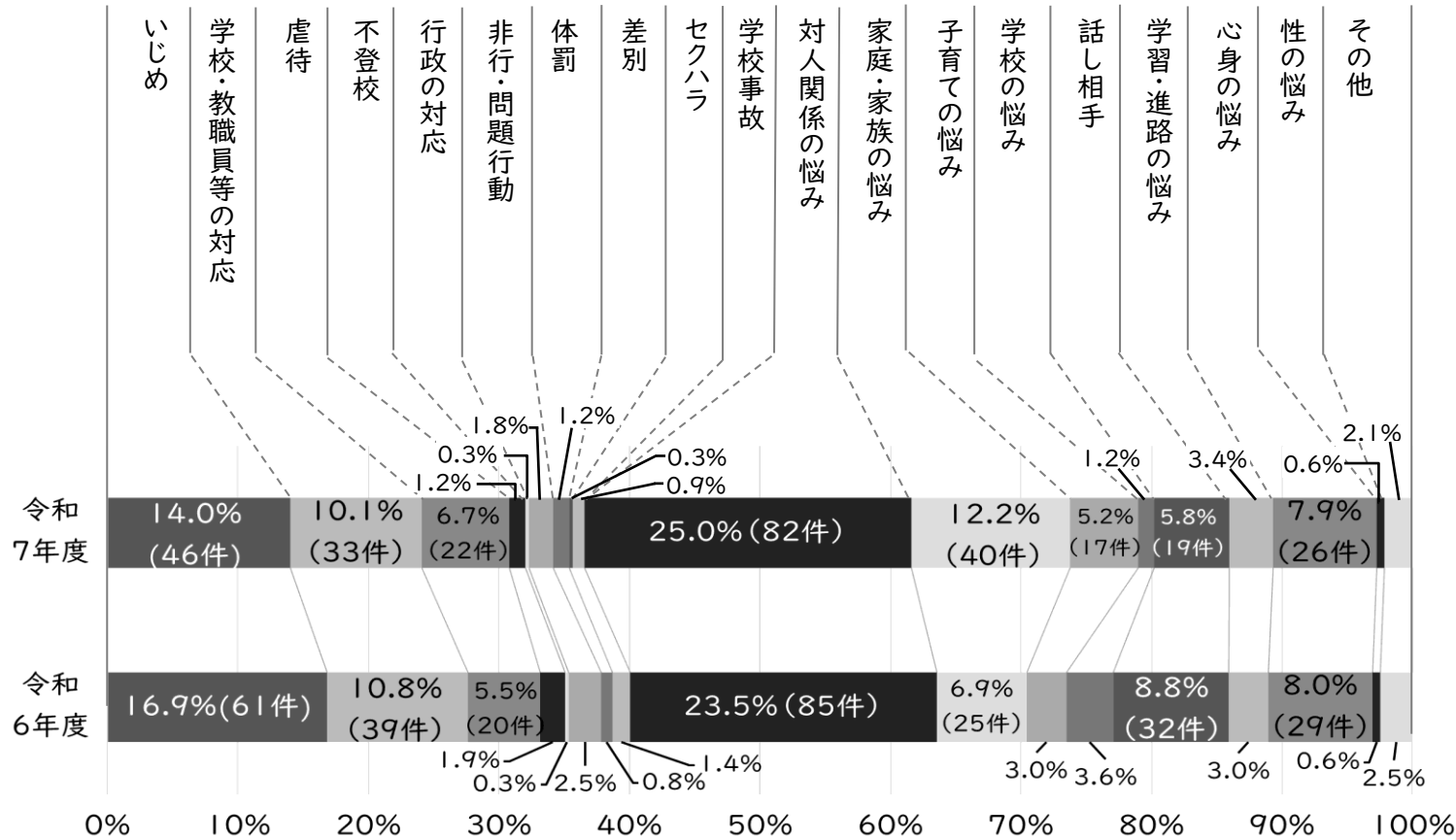
令和 6(2024) 年度との相談割合を比べると、「虐待」や「家庭・家族の悩み」、「子育ての悩み」等、家庭に関する相談が増加しています。一方で、「いじめ」、「学校・教職員等の対応」等の学校に関する相談は減少しています。

表① 相談内容

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
46 (14.0%)	33 (10.1%)	22 (6.7%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	6 (1.8%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
82 (25.0%)	40 (12.2%)	17 (5.2%)	4 (1.2%)	19 (5.8%)	11 (3.4%)	26 (7.9%)	2 (0.6%)	7 (2.1%)	328 (100.0%)

※「話し相手」19 件中15件は、小学校 1 校と公共施設で実施した「出張相談会」開催によるものです。

図① 相談内容の比較グラフ



② 初回の相談者

令和7（2025）年度は、子どもからの相談は、「本人」からが 245件（74.7％）でした。おとなからの相談は、「母親」（64件、19.5％）、「父親」（9件、2.7％）、「祖父母」（3件、0.9％）、「関係機関」（1件、0.3％）、「その他」（6件、1.8％）を合わせた 83件となりました。

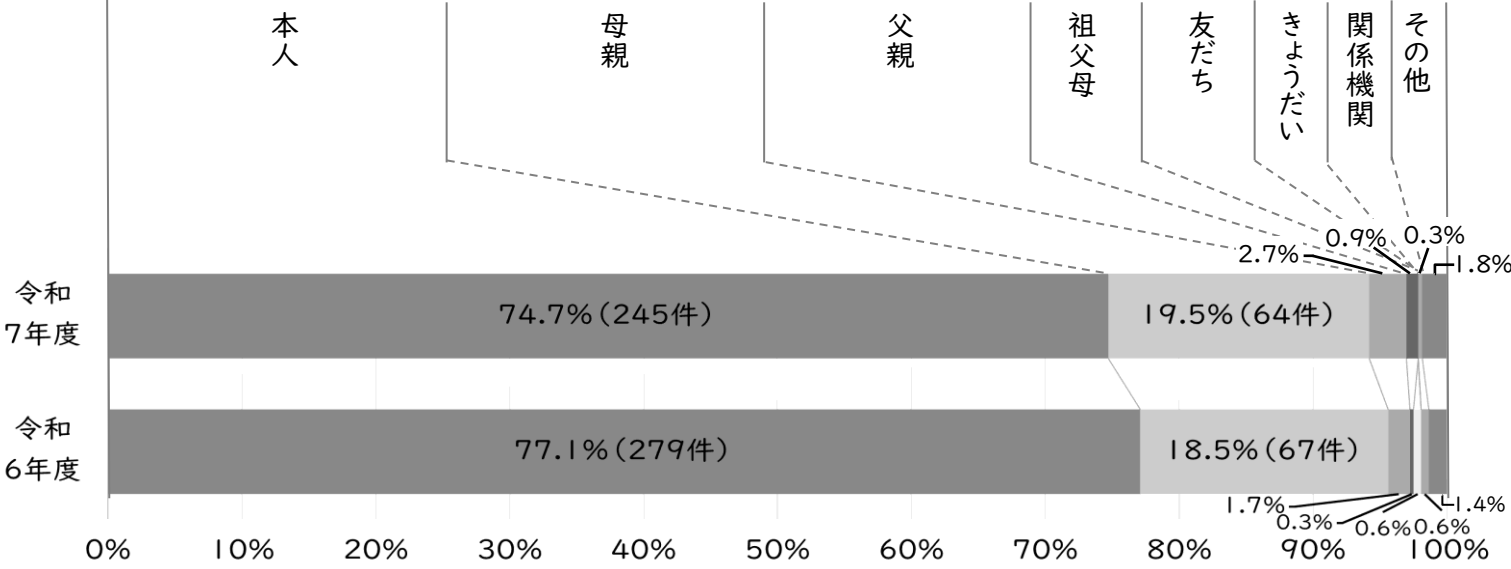
令和6（2024）年度に比べ、子どもからの相談の割合が減ったものの7割を超えています。また、父親や祖父母からの相談が増えています。

「関係機関」と「その他」の内訳は、「ヤングケアラーコーディネーター」、「他の子どもの保護者」や「近隣の方」などでした。

表② 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
245 (74.7%)	64 (19.5%)	9 (2.7%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	6 (1.8%)	328 (100.0%)

図② 初回の相談者の比較グラフ



③ 初回の相談方法

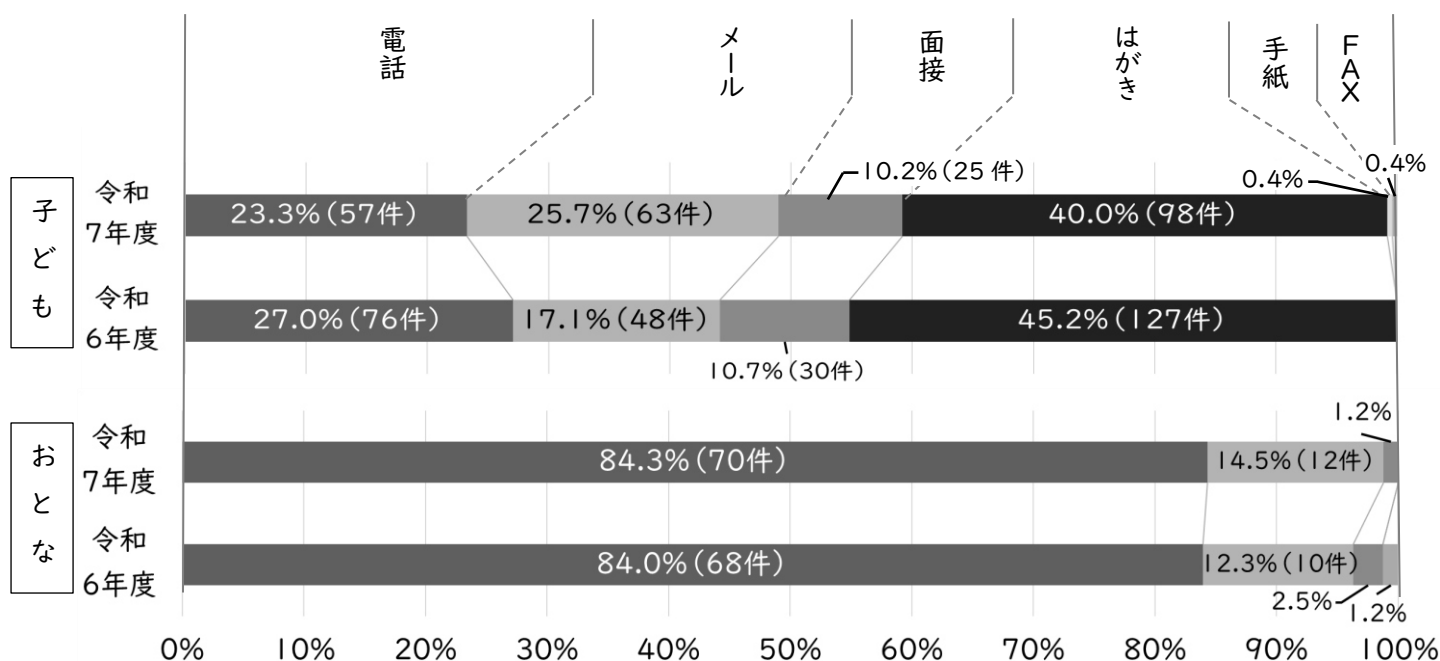
初回の相談方法は、「電話」が127件（38.7％）で最も多く、次いで、「はがき」（98件、29.9％）、「メール」（75件、22.9％）、「面接」（26件、7.9％）の順となりました。

子どもからの初回相談は、「メール」（63件、25.7％）が増加しました。一方で、「はがき」（98件、40.0％）や「電話」（57件、23.3％）が減少しました。「面接」は「出張相談会」によるものが多くを占めています。おとなからの初回相談は、「メール」（12件、14.5％）も増えているものの、依然として「電話」（70件、84.3％）が 8 割以上と最も多くなっています。

表③ 初回の相談方法

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	57 (23.3%)	63 (25.7%)	25 (10.2%)	98 (40.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	245 (100.0%)
おとな	70 (84.3%)	12 (14.5%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	83 (100.0%)
合計	127 (38.7%)	75 (22.9%)	26 (7.9%)	98 (29.9%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	328 (100.0%)

図③ 初回の相談方法の比較グラフ



④ 相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属では、「小学校」に在学している子どもに関する相談が全体の6割5分以上（223件、68.0%）でした。次に「中学校」（49件、14.9%）、「高校等」（37件、11.3%）、「未就学」（16件、4.9%）となりました。

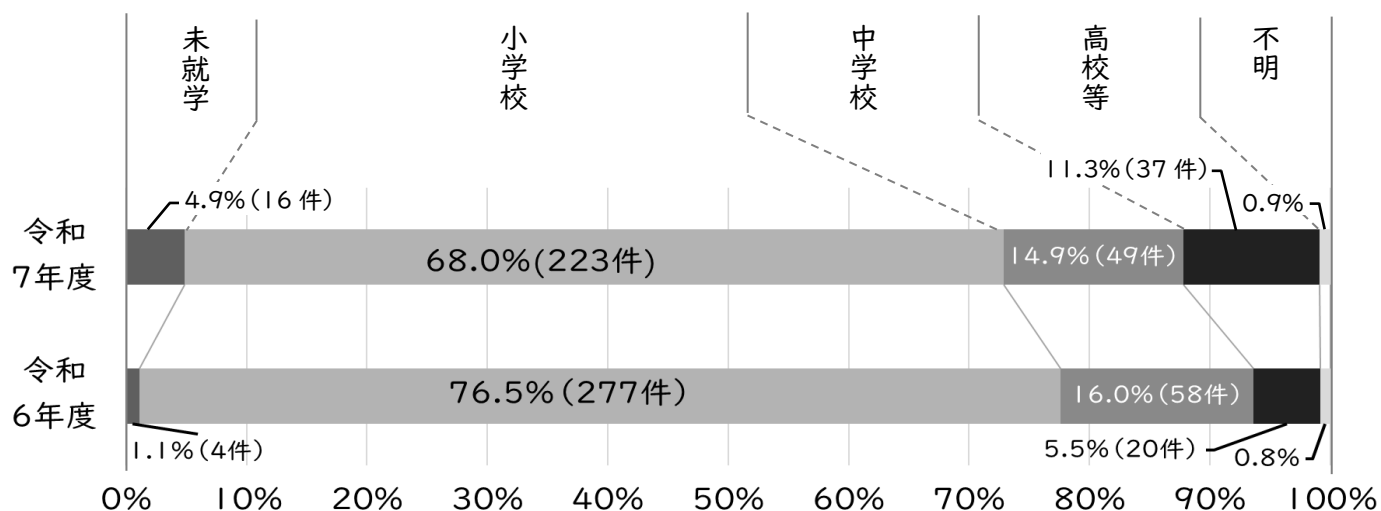
令和6（2024）年度と比べると、「未就学」、「高校等」の相談が増加しています。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表④ 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
16 (4.9%)	223 (68.0%)	49 (14.9%)	37 (11.3%)	3 (0.9%)	328 (100.0%)

図④ 子どもの所属の比較グラフ



⑤ 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学校3年」（48件、14.6％）でした。次いで、「小学校2年」（42件、12.8％）、「小学校5年」（41件、12.5％）、「小学校4年」（38件、11.6％）となりました。

令和6（2024）年度と比べ、「未就学」および中高生に関する相談が増えており、特に「高校等」は全ての学年で相談割合が増加しました。（高校等における、令和6（2024）年度と令和7（2025）年度の比較 1年（令和6（2024）年度：9件→令和7（2025）年度：15件、2年（同：6件→同：12件）、3年（同：5件→同9件）、学年不明（同：0件→同：1件））

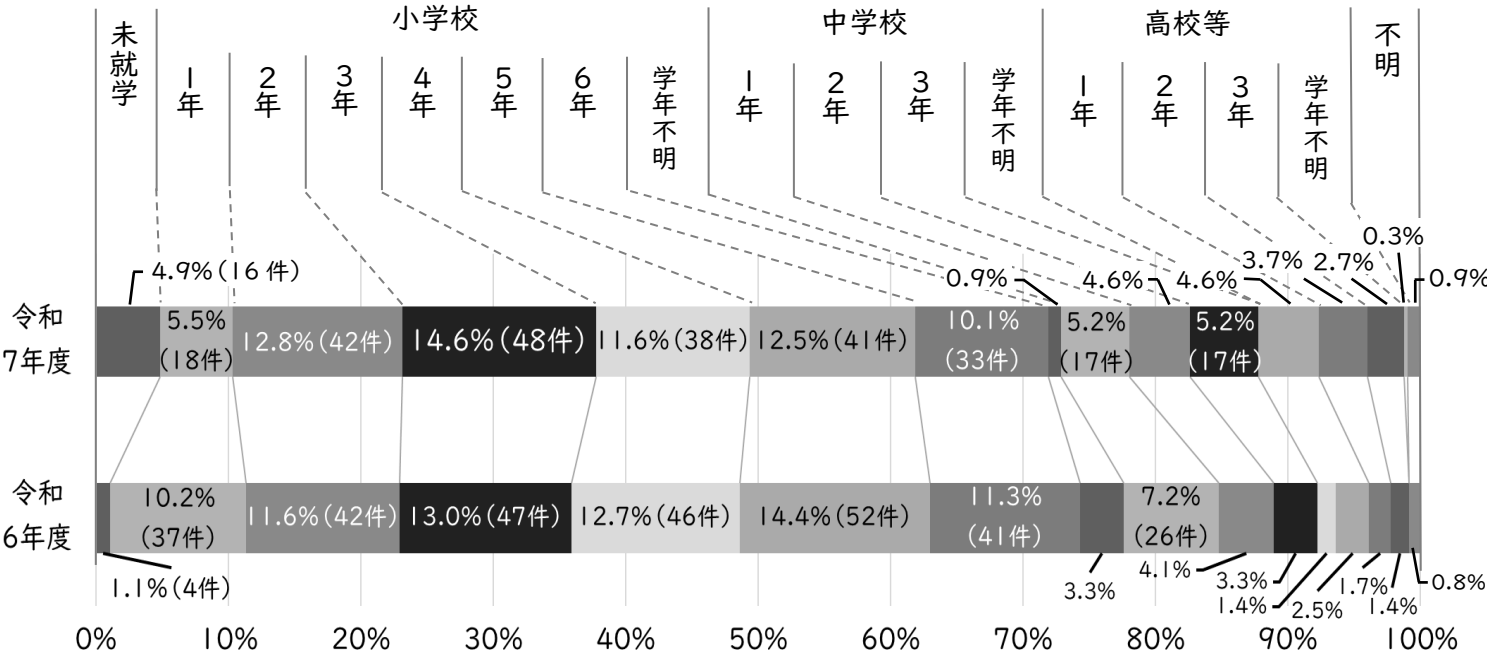
※「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表⑤ 子どもの学年

未就学	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
16 (4.9%)	18 (5.5%)	42 (12.8%)	48 (14.6%)	38 (11.6%)	41 (12.5%)	33 (10.1%)	3 (0.9%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
17 (5.2%)	15 (4.6%)	17 (5.2%)	0 (0.0%)	15 (4.6%)	12 (3.7%)	9 (2.7%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	328 (100.0%)

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



⑥ 相談者との相談方法

相談者とのやり取りは、子どもが 1,761 回、おとなが 740 回、合計 2,501 回でした。令和6（2024）年度に比べて、子どもとのやり取りは増加した一方、おとなとのやり取りは減少しました。

そのうち、相談者からの相談方法では、子どもは「メール」（322 回、18.3%）、「電話」（319 回、18.1%）、「はがき」（147 回、8.3%）の順となりました。おとなは「電話」（245 回、33.1%）が最も多く、次いで「メール」（97 回、13.1%）となりました。

「せたホッと」から相談者への連絡方法では、子どもに対しては「メール」（403 回、22.9%）、「手紙」（184 回、10.4%）の順で多く、おとなに対しては「電話」（219 回、29.6%）、「メール」（91 回、12.3%）の順となりました。

令和7（2025）年度は、子どもから相談してくれる回数は増加しており、特に「電話」や「メール」、「所内面接」の回数が増加しています。また、おとなとのやり取りは「メール」や「面接」（「所内面接」・「訪問面接」）は増加しているものの、全体的には減少しています。

表⑥ 相談者との相談方法

令和 7年度	電話		メール		面接		はがき		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から		
子ども	319 (18.1%)	172 (9.8%)	322 (18.3%)	403 (22.9%)	125 (7.1%)	69 (3.9%)	147 (8.3%)	0 (0.0%)	19 (1.1%)	184 (10.4%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1,761 (100.0%)	2,501
合計	491		725		194		147		203		1			
おとな	245 (33.1%)	219 (29.6%)	97 (13.1%)	91 (12.3%)	74 (10.0%)	12 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	740 (100.0%)	
合計	464		188		86		0		1		1			

令和 6年度	電話		メール		面接		はがき		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から	相談者 から	せたホッと から		
子ども	291 (17.6%)	200 (12.1%)	244 (14.8%)	317 (19.2%)	70 (4.2%)	91 (5.5%)	230 (13.9%)	0 (0.0%)	25 (1.5%)	182 (11.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,650 (100.0%)	2,457
合計	491		561		161		230		207		0			
おとな	308 (38.2%)	258 (32.0%)	86 (10.7%)	89 (11.0%)	55 (6.8%)	9 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	807 (100.0%)	
合計	566		175		64		0		0		2			

⑦ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

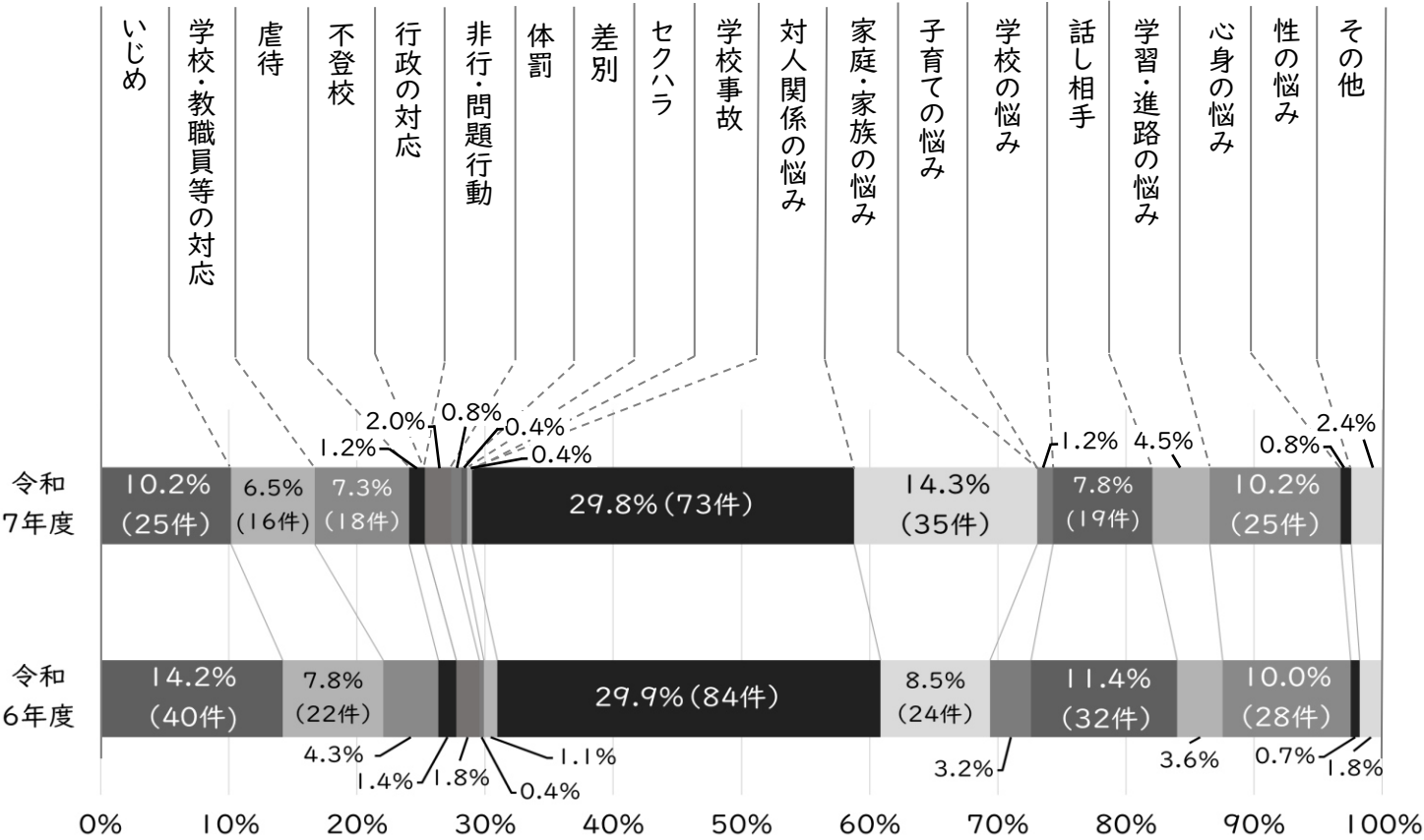
初回の相談者が子ども（本人 245件）の場合の相談内容は、「対人関係の悩み」（73件、29.8%）が最も多く、次いで「家族・家庭の悩み」（35件、14.3%）、「いじめ」（25件、10.2%）、「心身の悩み」（25件、10.2%）となりました。

令和6（2024）年度に比べ、「家庭・家族の悩み」や「虐待」などの家庭に関する相談が増えている一方で、「いじめ」や「学校・教職員の対応」、「学校の悩み」といった学校に関する相談件数が減少しました。

表⑦ 相談内容（初回の相談者が子どもの場合）

いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
25 (10.2%)	16 (6.5%)	18 (7.3%)	3 (1.2%)	0 (0.0%)	5 (2.0%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
対人関係 の悩み	家庭・家族の 悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
73 (29.8%)	35 (14.3%)	0 (0.0%)	3 (1.2%)	19 (7.8%)	11 (4.5%)	25 (10.2%)	2 (0.8%)	6 (2.4%)	245 (100.0%)

図⑦ 相談内容（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



⑧ 初回の相談者が子どもの場合の子どもの学年

初回の相談者が子どもの場合では、「小学校2年」(36件、14.7%)が最も多く、次いで「小学校3年」(34件、13.9%)、「小学校4年」(33件、13.5%)となりました。

令和6(2024)年度との相談割合の比較では、「小学校2年」と「小学校4年」、「中学校2年」以降の学年からが増加しました。特に、「高校1年」と「高校2年」は3倍以上になっています。一方で、「小学校1年」の相談割合が大幅に減少しています。

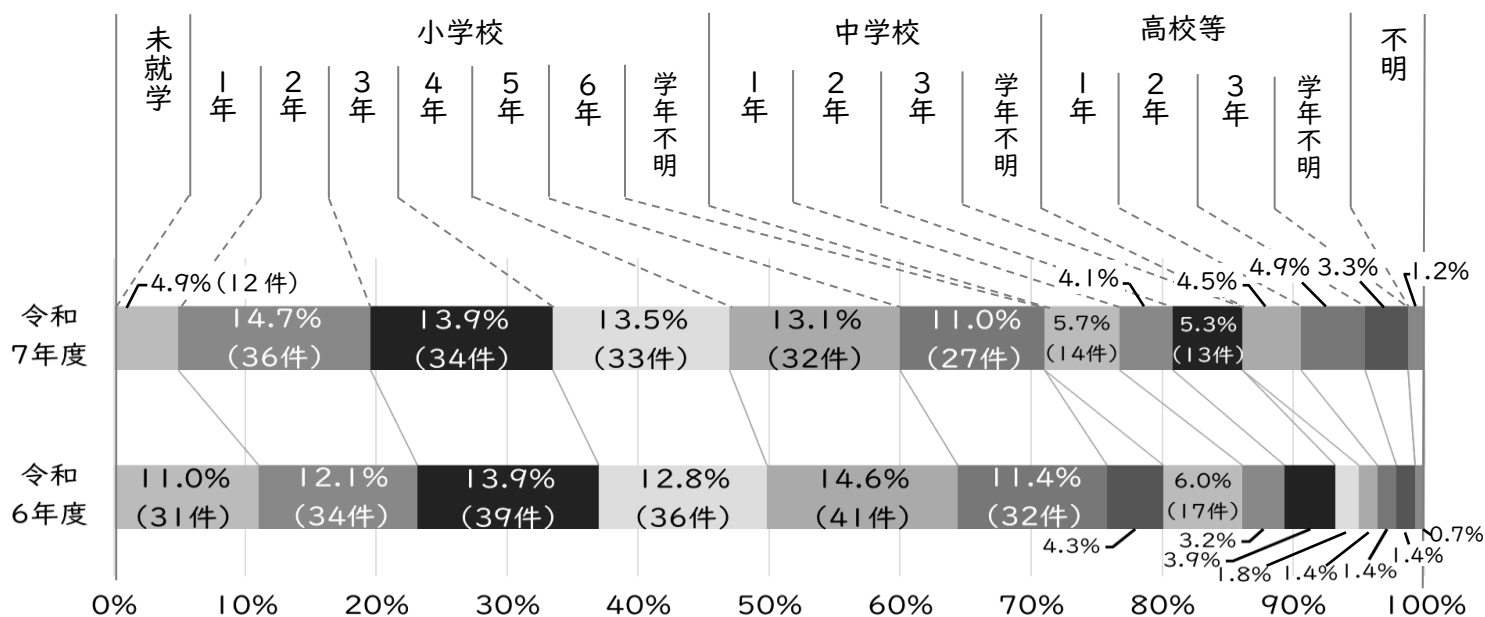
※「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表⑧ 子どもの学年（初回の相談者が子どもの場合）

未就学	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
0 (0.0%)	12 (4.9%)	36 (14.7%)	34 (13.9%)	33 (13.5%)	32 (13.1%)	27 (11.0%)	0 (0.0%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
14 (5.7%)	10 (4.1%)	13 (5.3%)	0 (0.0%)	11 (4.5%)	12 (4.9%)	8 (3.3%)	0 (0.0%)	3 (1.2%)	245 (100.0%)

図⑧ 子どもの学年（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



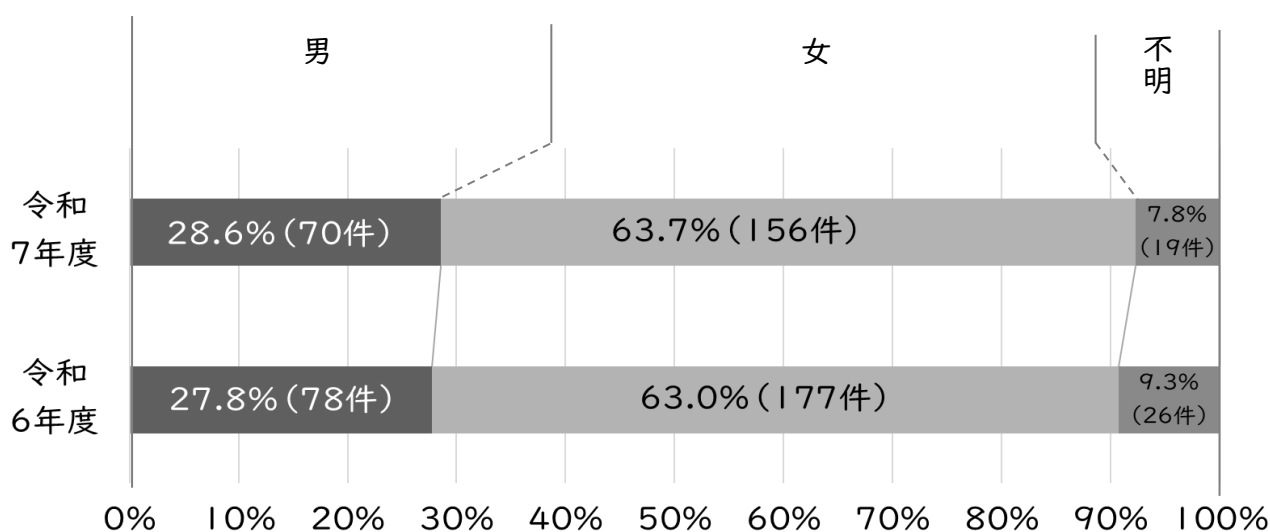
⑨ 初回の相談者が子どもの場合の性別

初回の相談者が子どもの場合における性別の内訳は、女子からの相談（156件、63.7%）が男子からの相談（70件、28.6%）よりも多かったです。令和6（2024）年度と比べて、件数は減っているものの、男子の割合が増加しています。

表⑨ 子どもの性別（初回の相談者が子どもの場合）

男	女	不明	合計
70 (28.6%)	156 (63.7%)	19 (7.8%)	245 (100.0%)

図⑨ 子どもの性別（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



⑩ 委員・専門員の総活動回数(相談方法別)

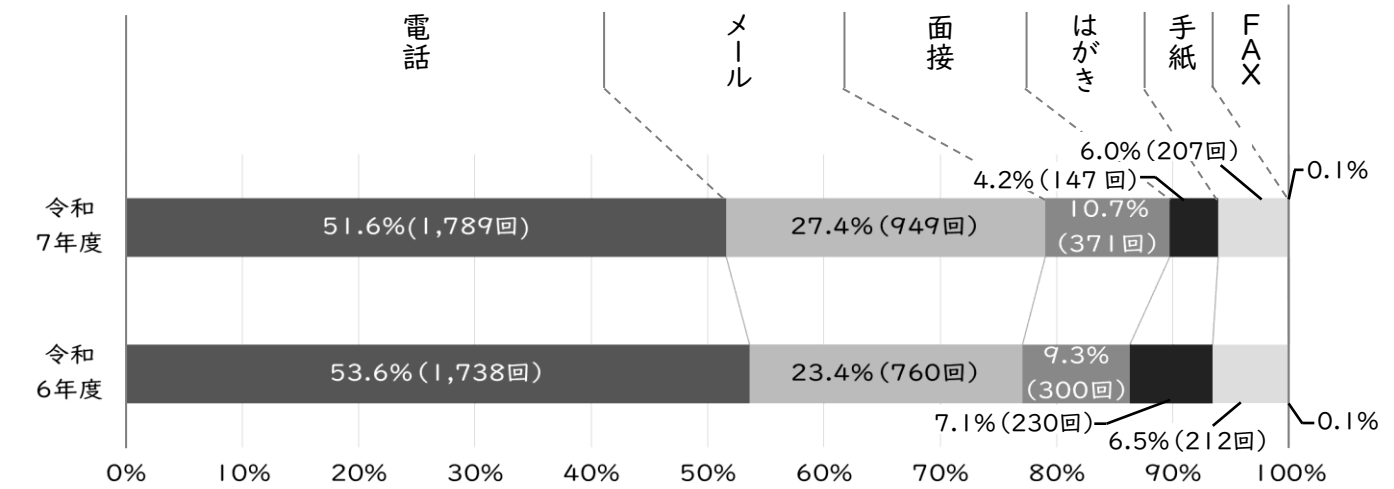
相談活動の方法としては、「電話」(1,789回、51.6%)が最も多く、次いで「メール」(949回、27.4%)、「面接」(371回、10.7%)、「手紙」(207回、6.0%)、「はがき」(147回、4.2%)、「FAX」(2回、0.1%)でした。

令和6(2024)年度との比較では、合計そのものが増えており、「電話」や「メール」、「面接」の回数が増えています。一方で、「はがき」の回数が減少しています。

表⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)

電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
1,789 (51.6%)	949 (27.4%)	371 (10.7%)	147 (4.2%)	207 (6.0%)	2 (0.1%)	3,465 (100.0%)

図⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)の比較グラフ



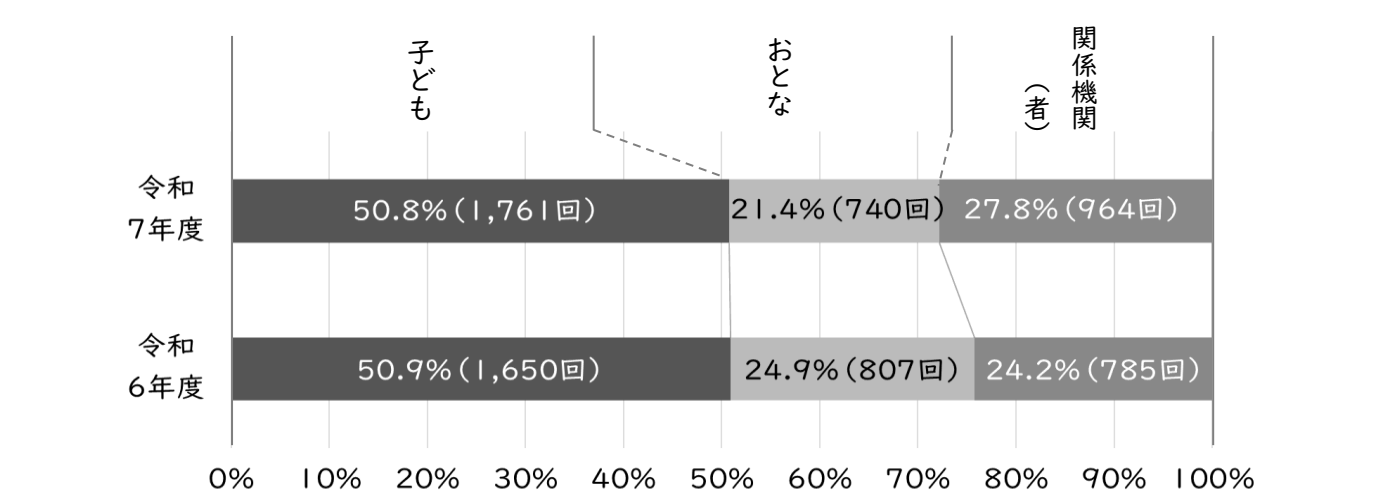
⑪ 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)

相談対応先としては、「子ども」(1,761回、50.8%)とのやり取りが最も多かったです。「おとな」とのやり取りは減少していますが、「関係機関(者)」(964回、27.8%)とのやり取りが増加しています。

表⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)

子ども	おとな	関係機関(者)	合計
1,761 (50.8%)	740 (21.4%)	964 (27.8%)	3,465 (100.0%)

図⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)の比較グラフ

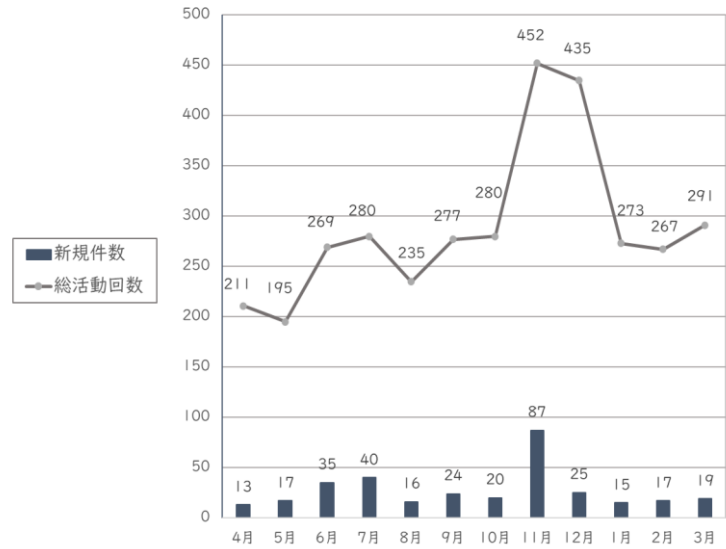


⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

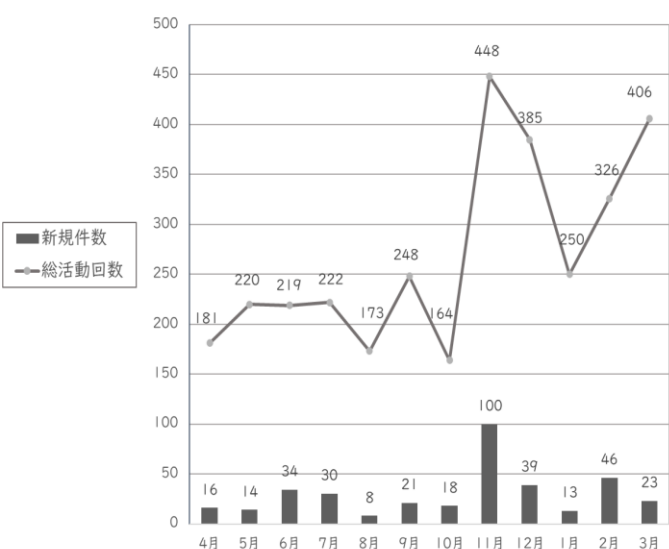
新規件数は、11月（87件）が最も多く、次いで7月（40件）、6月（35件）の順に多く相談がありました。
総活動回数は、11月（452件）、12月（435件）、3月（291件）の順に多く活動しました。

図⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

令和7（2025）年度



令和6（2024）年度



(5) 出張相談会

「出張相談会」とは、「せたホッと」の子どもサポート委員と相談・調査専門員が世田谷区内の学校等に出向き、昼休みや放課後の時間を使った相談会を実施することです。また、相談をだれにも聴かれない子どもや個別に相談したい子どもに関しては、別教室で話を聴くなどの対応をしています。

令和7（2025）年度は小学校1校を訪問（下記第1、2回）しました。また、中高生年代へのアプローチとして、中学生・高校生向け自習室を開催している公共施設での出張相談会（下記第3回）を実施しました（名称を「カフェせたホッと」とした）。全3回の出張相談会を行い、合計で20人が相談に来ました。

	第1回（7/7, 昼休み）	第2回（7/10, 放課後）	第3回（2/27, 夕方）	合計
実施場所	深沢小学校	深沢小学校	玉川区民会館4階集会室	
初回相談	5（25.0%）	14（70.0%）	1（5.0%）	20（100.0%）
継続相談	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
合計	5（25.0%）	14（70.0%）	1（5.0%）	20（100.0%）

2 権利の侵害を取り除くための申立て等

令和7（2025）年度は、世田谷区子どもの権利条例第29条に基づく権利侵害を取り除くための申立てはありませんでした。なお、条例第30条1項に基づく調査を1件実施しています。

3 相談の分析と課題—予防としての子どもの権利学習

3-1. 概要

令和7(2025)年度の新規相談件数は328件であり、令和6(2024)年度の362件よりは減少したものの依然として高い数値を示しています。令和6(2024)年度からの継続件数は125件であり、新規件数の328件を合わせると、令和7(2025)年度の総件数は453件となり、最多となりました。委員・専門員の総活動回数は3,465回で、こちらも最多を更新しました。新規件数のうち子どもからの相談は245件(74.7%)、委員・専門員の総活動回数のうち子どもに対するものは1,761回(50.8%)でした。

3-2. 相談件数と方法、時期

新規相談件数は、過去最高を記録した令和4(2022)年度の367件以降、300件を超える年が続いています。令和6(2024)年度からの継続件数125件を合わせると、令和7(2025)年度の総件数は453件で、過去最多となりました。

初回の相談方法では、子どもとおとなにちがいが見られます。おとなは、70件(84.3%)が「電話」となっていますが、子どもで最も多いのは「はがき」98件(40.0%)、次いで「メール」が63件(25.7%)、「電話」57件(23.3%)となっています。令和7(2025)年度は、「メール」が「電話」を抜き2位となりました。また、「面接」も25件(10.2%)であり、一人であるいは友達と一緒に「せたホッと」を訪ねてくれる子どもも少なくありません。

相談方法として最も多い相談はがきは、6月に中学生向けを、10月に小学生向けを配布しました。配付対象は、区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、病院等の関係機関であり、総数75,000枚にのぼります。

新規件数が最も多い月は11月で87件となりました。これは、10月に小学校向けのレターと「はがき」を配布したことで、多くの子どもたちが「はがき」を送ってくれたことが要因と思われます。総活動回数が最も多いのは新規件数が最も多かった11月452回(13.0%)、次いで12月の435回(12.6%)であり、このふた月だけで総活動回数の4分の1となりました。

3-3. 相談者

「せたホッと」の特徴のひとつは、子どもからの相談がおとなからの相談よりも多いことです。令和7(2025)年度は、新規件数に占める子どもの割合が245件(74.7%)となりました。総活動回数3,465回のうち、子ども1,761回(50.8%)、おとな740回(21.4%)、関係機関964回(27.8%)と子どもとのやりとりが半分を占めています。

他機関の割合を見ていきます。令和6(2024)年度のデータとなりますが、名古屋市子どもの権利擁護委員の初回件数は434件、そのうち初回の相談者が子どもであったのは203件、おとなが201件、不明が30件で、子どもの割合は50.2%となっています(名古屋市子どもの権利擁護委員、2025: 12-14)。小金井市子どもオンブズパーソンは、新規相談48件のうち子どもからの

相談は26件、54.1%でした（小金井市子どもオンブズパーソン相談室、2025：24）。中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）は、新規相談94件のうち子どもからの相談は73件、77.7%となっています（中野区子どもオンブズマン子ども相談室、2025：14）。「せたホッと」は中野区と並んで子どもからの相談が多いといえます。

おとなより子どもからの相談が多い傾向は、令和3（2021）年度以降みられるものです。主な要因としては、はがき相談のスタートが挙げられます。はがき相談の主な利用者は、すでに述べたように小学生世代であり、子どもと「せたホッと」を結ぶ大切な役割を果たしています。

初回の相談者が子どもの場合の学年はどうでしょうか。初回の相談者が子どもの場合、小学生が約7割、中高生が約3割です。なかでも最も多いのが小学校2年生の36件（14.7%）、次いで小学校3年生の34件（13.9%）、小学校4年生33件（13.5%）でした。なお、未就学児からの相談は0件でしたが、対象となる子どもが未就学児の場合は16件ありました。

さいごに、初回の相談者が子どもの場合の性別は、女子が156件（63.7%）、男子が70件（28.6%）、不明が19件（7.8%）となっています。依然として、相談者のジェンダー差は大きいといえます。

3-4. 相談内容

初回の相談内容で最も多かったのは「対人関係の悩み」で82件（25.0%）、次いで「いじめ」46件（14.0%）、「家庭・家族の悩み」40件（12.2%）、「学校・教職員等の対応」33件（10.1%）です。これに対し、初回の相談者が子どもの場合に最も多かった相談内容は「対人関係の悩み」73件（29.8%）、次いで「家庭・家族の悩み」35件（14.3%）、「いじめ」25件（10.2%）・「心身の悩み」25件（10.2%）でした。

「対人関係の悩み」は、平成26（2014）年以降、最も多い相談となっています。「対人関係の悩み」というと、ついついその子ども本人に原因があるように考えがちです。しかし、「せたホッと」にくる相談の多くは、個人の内面に要因があるというよりも、その子どもと周囲の子どもや親・教職員など環境との間にあつれきが生じている場合が多く見られます。そこで、「せたホッと」では、子どもの気持ちや願いを聴き、周囲の環境をどう調整していくかを一緒に考えます。

相談のなかでは、初回の主訴が変わらない場合と、相談を重ねることによって一番伝えたいことが変化し、背景にある別の課題が明らかになるケースがあります。たとえば、初回の主訴が「心身の悩み」だった場合でも、子どもの話を聴いていくなかで保護者からの虐待が判明する、といったことです。初回の相談内容を念頭に置きつつも、その時にその子が伝えたいことを確認しながら子どものペースで話を聴きます。

3-5. 「せたホッと」の動き

初回相談を受けたあとの「せたホッと」の動きを見ていきます。

委員・専門員の総活動回数（対応先別）は、「子ども」が1,761回（50.8%）、「おとな」が740回（21.4%）、「関係機関（者）」が964回（27.8%）、合計3,465回です。この数は、創設以来

最高を更新しました。

方法としては、電話が 1,789 回 (51.6%)、メール 949 回 (27.4%)、面接 371 回 (10.7%) となっています。

「せたホッと」が対応した関係機関(者)で最も多いのは「学校」342回、次いで「世田谷区児童相談所」279回、「世田谷区教育委員会」75 回、「友人・知人等」59 回、「児童館」43 回です。ひとつのケースで、複数の関係機関とのやりとりをする場合も増えています。

令和7(2025)年度は他自治体の機関等とのやりとりが50回ありました。内訳は、「他自治体児童相談所」17回、「医療機関等」14回、「他自治体こども家庭センター等」13 回、「児童養護施設」6回です。区内の学校に通学していて他自治体に在住していたり、区内在住で他自治体の機関等がかかわっていることがあります。他自治体の機関とやりとりをする際、「せたホッと」は、子どもの声を聴いて子どもに一番よい解決を子どもと一緒に考える機関であることを説明し、子どものために関係機関と協力できることを探ります。他自治体に同様の機関がないことも多く、「せたホッと」が大事にしている「子どもに聴いて子どもとともに一番よいことを考えていく」ことを理解していただくまでに時間がかかることもあります。

子どもの権利侵害からの回復には、子ども本人がどうしたいかが最も重要です。ところが、子どもを取り巻く状況が深刻であればあるほど、子どもの周りのおとなは早くなんとかしなければと焦ります。おとなは、子どもよりも経験も知識もあるので、「こうすれば早く解決できる」「このやり方が一番だ」と、先回りしがちです。その結果、子どもの気持ちが置き去りにされることがあります。さらに、関係機関が多くなると、どうしてもおとな主導で進みがちです。そこで「せたホッと」は、子ども自身がどう感じ、どのように解決していきたいのか、そのためには「せたホッと」に何ができるかを子どもと一緒に考えます。

このプロセスはしばしば時間がかかります。子どもの気持ちが言葉になるのを待つ時間と忍耐が必要です。ときには、相談をせずに遊んで心と身体をほぐすこともあります。手間や時間はかかりますが、子どものペースで気持ちを聴き続けることで、「せたホッと」の方向性がだんだんと定まっていきます。このプロセスを、身近なおとなだけでなく関係機関にも知って理解してもらうことが、子どもの権利を守ることに繋がると考えています。

3-6. 課題

3-6-1. 求められる子どもの権利学習

新規相談件数が高止まりし、総件数・総活動回数がともに過去最高を更新するなかで、権利侵害そのものを予防していく取り組みも重要です。そのひとつが、子どもの権利学習です。

なぜ「子どもの人権教育」ではなく、「子どもの権利学習」という言葉を用いるのでしょうか。喜多は、後者には「子どもが子ども期に欠かせない権利を学習し、身近な生活の中で活かしていくべきであるという主張」が含まれており、「これまで使われてきたいわゆる人権教育とはやや異なる側面」を有していると指摘します。大きな違いは、「子ども自身が子ども期にその権利を使えるようになることが想定されている点」です(喜多、2010:8)。

子どもがその権利を使えるようになるとはどのようなことを指すでしょうか。たとえば、世田谷区子どもの権利条例には、国連子どもの権利条約の一般原則¹と16個の権利が規定されています。これらの権利が侵害されたときに「助けて」と声をあげることや、権利を侵害されそうになったときに「なんだかもやもやするなあ」と誰かに話を聴いてもらうことも大事な権利です。そのためには、まず子ども本人と周囲のおとなが子どもの権利を知ることが肝要です。

3-6-2. 子どもの権利の認知度

「世田谷区若者調査報告書」（令和 6 年 3 月）によれば、子どもの権利についての認知度は、「内容を知っている」が9.7%、「少しだけ内容を知っている」が 20.3%、「聞いたことはあるが内容までは知らない」が 33.0%、「知らない」が 35.8%であり、子どもの権利の認知度は全体的に低くなっています²。

「世田谷区小学生・中学生調査報告書」（令和 6 年 3 月）では、「子どもの権利を守るための仕組みであると思うこと」に対し、「大人達に子どもの権利についてもっと伝える」小学生 50.2%、中学生 42.6%、「子どもに子どもの権利についてもっと学校で教える」小学生 46.2%、中学生 39.9%となっています³。このことから、おとなや子どもの権利学習へのニーズはあると言えます。

3-6-3. 「せたホッと」による子どもの権利学習

それでは、「せたホッと」はどのような子どもの権利学習を展開しているのでしょうか。

子ども向けのものとしては、小中学校で実施している「いじめ予防授業」があります。いじめ予防授業では、いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、子どもサポート委員と相談・調査専門員が学校に出向いて行うものです。いじめを子どもの権利侵害と捉え、絶対に許されないことを伝えるときにも、子どもと一緒にいじめについて考えます。令和7（2025）年度は小学校 9 校、中学校 1 校の合計 10 校で実施をしました。このうちいくつかの学校では、「いじめ予防授業」とセットで道徳授業地区公開講座等、保護者・地域住民・教員との懇談会を実施した学校もありました。

つぎに、児童館で実施した遊びを通した子どもの権利学習があります。いずれも相談・調査専門員が担当し、令和7（2025）年度は 3 館で実施しました。内容は、チームで協力して子どもの権利を書いた大きなカードを集める「めくって！おぼえて！カード合わせ」、子どもの権利が書かれた風船を並べて言葉を完成させる「風船で遊ぶよ GoGo☆」、児童館内に隠してあるヒントの紙を手がかりにパズルを解く「なちゅからの挑戦状・子どもの権利のカギを探せ」です（p.43 参照）。タイトルを読むだけでなんだか楽しそうな雰囲気が伝わってきます。

支援者等おとな向けの権利学習も実施しています。ひとつは、「採用 11 年目中堅教諭向け必修研修」です。世田谷区内の中堅教諭の資質向上研修の一科目として、「子どもの権利」を学校に活かす研修を実施しています。令和7（2025）年度の参加者は 96 名で、小中学校の先生方が熱心に参加されていました。

加えて、区職員向け研修を世田谷区研修担当課との共催で実施しています。「子どもの権利」を区の様々な施策に活かすため、区役所の全ての領域から参加した 93 名の参加者ととも「子どもの権利と意見の尊重」をテーマにワークショップ形式で考えました(p.44)。子ども担当課向けではなく、すべての課の希望者を対象とした子どもの権利の研修は、全国的にも珍しいと思われます。このほか、「学校教育相談研修中級」、「児童館の地域中高生支援者懇談会」、「母子生活支援施設ガイドライン実践に向けた研修」などで、子ども相談の現状を伝えるとともに子どもの権利学習を実施しています(p.45)。

3-6-4. 子どもの権利学習のこれから

子どもの権利学習の機会は年々増えてはいるものの、まだまだ区全体をカバーできているわけはありません。たとえば、子ども向け権利学習の対象の多くは、小学生です。相談件数の少なさを考えれば中高生世代に向けた権利学習を拡大することも必要と思われます。

「せたホッと」では、中高生世代向けに、「防災×子どもの権利」「キャリア教育×子どもの権利」のプログラムも検討しています。年代だけでなく、実施している地域に差はあるのかなど、現在実施している子どもの権利学習の検証も含めて、今後の課題です。

(文責：安部芳絵)

参考文献

喜多明人 2010「いま求められている子どもの権利学習とは」子どもの権利条約総合研究所『子どもの権利研究』16号、日本評論社、pp.6-11

小金井市子どもオンブズパーソン相談室 2025「小金井市子どもオンブズパーソン令和6(2024)年度活動報告書」

中野区子どもオンブズマン子ども相談室 2025「令和6(2024)年度中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)活動報告書」

名古屋市子どもの権利擁護委員 2025「名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」報告書」

¹ 子どもの権利条約の一般原則は、「第2条 差別の禁止」、「第3条 子どもの最善の利益」、「第6条 生命への権利、生存・発達の確保」、「第12条 子どもの意見の尊重」を指します。

² 調査は「(仮称)世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」の策定にあたり、区の若者を取り巻く実態や若者の意見を把握するとともに、これまでの若者施策について評価検証し、さらに今後の子ども若者施策の検討に資することを目的として実施されたもの。対象は15歳~29歳。詳細は、下記を参照。(最終アクセス:2026年4月23日)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2134/houkokusho.pdf>

³ 上記と同様に今後の子ども・若者施策の検討に資することを目的として実施されました。詳細は、下記を参照。(最終アクセス:2026年4月23日)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2133/houkokusyo.pdf>

相談対応・調整活動状況

- 1 事例紹介
- 2 関係機関との連携

Ⅲ 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ① 学校・教職員等の対応

担任の先生への不満が募りクラスが落ち着かないという相談です。面接時には複数の子どもたちから話を聞き、それぞれと話し合いを重ねました。学校を訪問したり、子どもたち自身の学校との話し合いを検討しながら見守った事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

担任の先生から暴言があり、自分以外の子どもも困っている。担任の先生を変えてほしい。

【せたホッとから】

友だち数人と電話で相談してくれたケースです。電話で複数の子と話をするのが難しかったため、それぞれと面接できる日程を調整しました。「せたホッと」は、本人たちと会って一人ひとりの話を聴き、子どもサポート委員と相談・調査専門員の2人で学校へ話をしに行きました。担任の先生が今年度から赴任してきたことや、児童の年齢相応に自主性を尊重したいという担任の先生の思いがあり、児童からの発言を優先し、児童自ら解決できるように促す方針であったことが把握できました。そして本人たちにとっては担任の先生の態度が冷たく感じ、距離が縮められない要因の1つになっていたようでした。

本人たちは担任の先生と信頼関係を構築できず溝が深まるなか、担任の先生の言動を受け入れにくく、授業中もクラスが落ち着かない雰囲気になっていました。また、授業の見守りを理由として補助の先生が代わる代わるクラスに入るようになったことは、本人たちにとっては威圧されるような感覚でした。

本人たちの希望はこれまでの不信感から「担任の先生を変えてほしい」ということでした。「せたホッと」は、本人たちがそこまで思うほどの気持ちに寄り添い、学校へ訪問し、本人たちの気持ちを伝えました。学校は本人たちの気持ちを受けとめ、暴言に気を付けるように話をしたいと言ってくれましたが、その報告を受けても本人たちは納得できず、学校と直接話をしたいという希望に発展しました。「せたホッと」は本人たちの希望を尊重し、話し合いを重ねていきました。

そうしている間にも年度末が間近に迫り、本人たちの気持ちは来年度への期待に向かい始めていきました。しばらくすると本人たちから「もう終わりにする」と話がありました。「せたホッと」は「新年度になって、またいやな思いが続くようだったら連絡してね」と伝えました。その後クラス替えによって前の担任の先生が他の学年担当になったこと、新しい担任の先生や友だちとの関係性が新鮮で楽しく学校生活が送れていることの報告を受けました。

複数人での話し合いでは勢いで同調している様子も当初は見られましたが、個別に話を聞く機会を交えるうちに本音を吐露してくれるようになり「せたホッと」が一人ひとりと繋がれたことを感じました。

「せたホッと」が顔の見える身近な存在になったことで、今後も本人たちを見守っていくことを伝え、終了となりました。

事例 ② 学校・教職員等の対応

部活の顧問の先生の子どもへの対応についての相談です。本人や母親は顧問の先生に話をしても改善が見られないため困っていました。本人の思いや希望を聴きながら、まずは母親から管理職の先生に話をしてみることによって学校への伝え方を一緒に考えた事例です。

相談者	母親、本人
子どもの所属	中学校
相談方法	電話 ⇒ 面接・電話

相談および調整の概要

【相談内容】

部活のことは全て顧問の先生が決めている。部活の中での役割決めについても子どもの意見は聞かされておらず、一方的であった。また、威圧的な態度や発言から、子どもが部活に行くことに対し不安になっている。どうしたらいいか。

【せたホツとから】

母親から、顧問の先生に相談をしたけれどももちが明かず、管理職の先生にも相談をしようと思っているが、どうしたらいいだろうかということで電話がありました。また、顧問の先生の威圧的な態度や、子どもたちの話は聞いてもらえないということから、本人が部活に行きたくないとなっているとのことでした。「せたホツと」から、本人の様子も心配なので、本人からも話を聞きたいと伝えたところ、後日、本人と母親が来所しました。

本人から、1人でもミスをすると言責を取らされたり、顧問の先生からの「何でできないんだ。まったく成長しねえ」「お前馬鹿か」などの発言により、ミスをした人は追い込まれてしまうので、部活ではいつもミスをしないかと不安でいっぱいになっているという話がありました。また、部長をしたいと思っており部員からの賛同も得たが、顧問の先生からは「あなたにできるかな?」「部長作らないでおこうかな」と話を流され、「自分たちに合った練習や、やりたい練習を取り入れるために部長になりたい」という思いも伝えられず悲しい気持ちになったとのことでした。母親から顧問の先生には、子どもたちの話も聞いてほしいこと、先生が決定したことについて子どもたちにも決定の経緯を説明するなどの配慮をもって伝えてほしいことを伝えましたが、その後、「親に相談するな。いやならやめろ」という発言や、何の説明もなく別の部員が部長に任命されるなど改善が見られなかったため、顧問の先生への不信感が高まっているとのことでした。

部活は好きなのに顧問の先生が原因で部活に行くことがつらいという悔しい気持ちに寄り添いつつ、のびのびと自分たちらしい活動がしたいという思いや、顧問の先生にやめてほしいことやこうなるといいなと思うことなどを詳しく聴いていきました。本人と一緒にどうやったら本人の思いが叶えられるかを考え、その希望をどの先生に伝えるのか、管理職の先生にはどのように伝えるのかなどを本人と母親と一緒に整理しました。また、伝えても変わらないようであれば、「せたホツと」が代わりに学校と話をすることもできるということを伝えました。

母親から管理職の先生に話をしたところ、管理職の先生から顧問の先生に指導があり、顧問の先生から子どもたちに謝罪があったと母親からの報告がありました。母親としては、そう簡単に変わるものだろうかという心配はあるものの、管理職の先生からは「学校全体で見守っていく」という話もあったことから、管理職の先生と話しながら見守っていこうと思うということでした。本人がづらそうにしていたり、改善せずに困っているということがあればまたいつでも連絡してほしいと伝え、終了しました。

事例 ③ いじめ

本人がこども園でいじめを受けており、登園できなくなっているといった母親からの相談です。母親が本人を連れて来所し、本人から直接気持ちを聴かせてもらいました。本人がこども園に気持ちを伝えてほしいと希望したため園を訪問し、調整を行った事例です。

相談者	母親、本人
子どもの所属	未就学
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

本人からこども園でいじめを受けていると訴えがあったが、こども園からは事実が確認できなかったと回答を受けた。本人は「こわい」「行きたくない」と言って登園ができなくなっている。

【せたホツとから】

本人がこども園で友だちから怖い言葉を言われたり叩かれたり押されたりしていると訴え、夜眠れなくなったり、お腹が痛くなったりして登園できなくなってしまうと母親から相談の電話が入りました。その後、母親と本人が来所しました。初回の面談では本人と遊びなどで関係をつくり、2回目以降に話を聞かせてもらうことができました。

母親は本人からの訴えを聞いてすぐにこども園に相談し、こども園は状況を確認したそうです。しかし事実が確認できなかったという回答だったため納得できないということでした。本人は「お友だちこわい」「こども園やめたい」「先生きらい」と話してくれました。本人からその気持ちをこども園に伝えてほしいと確認ができたため、子どもサポート委員と相談・調査専門員の2人でこども園を訪問し、管理職の先生へ本人の言葉を伝えました。

これまでの対応として、こども園ではこの件に関して先生たちへの状況の確認を行い、クラスの子どもたち全体で怖い言葉やいやだと思うことをされたらどう思うかについて話し合ったり、本人と同じ思いをしている子がいらないか一人ひとりと話せる時間を作ったり、クラスには見守りの先生を増やしていたことの話がありました。管理職の先生と「せたホツと」が話をしたことで、母親が心配してこども園に一報を入れたときの初動対応に、母親とこども園の間に齟齬があったという認識を共有することができました。それにより、送迎時の保護者との情報共有を丁寧に行うよう、こども園としても改善を目指していくと話がありました。「せたホツと」からは、子どもたちが困っていることを先生に話すことができる一対一の時間の確保や関係性を見直すことを要望として伝えました。こども園からも「これからは本人がいやだと思うこと、困っていることを丁寧に聞きます。怖い思いがないように先生たちも考えるので、元気になってまた一緒に過ごしましょう」という本人への伝言も預かりました。

後日、母親と本人へ直接会ってこども園からの話を伝えました。本人は一定の期間こども園をお休みしたことで、精神的には回復に向かっている様子でした。母親は「せたホツと」が調整に入ったことで一区切りついた、本人にとっての最善な環境を新たに見つけたいと話し、終了となりました。

事例 ④ いじめ

父親から、本人がクラスでいじめられているという相談がありました。本人と会って話を聞くと、学校に暴言や暴力をしてくる子がいて、クラスが騒がしく安心して授業を受けることができないので困っているということでした。本人が安心して授業を受けられるように、学校と調整をしながら対応した事例です。

相談者	父親、本人
子どもの所属	小学校
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

暴言とか暴力とかがいやだ。授業中も席に座っていない人がいたり、ちょっかいを出してくる人がいて授業に集中できない。クラスが落ち着かなくて困っている。

【せたホツとから】

父親から電話で、本人が学校でいじめられていて、学校にも相談しているがなかなか改善せず、学校に行きたくないと言い始めているという話がありました。さらに父親からの話を聞くと、同じクラスの子からの暴言や暴力で本人が泣いたり興奮したりしてしまって、トラブルになることがあるということでした。本人からも話を聞きながら一緒に考えていきたいことを伝えたところ、後日、本人と父親が来所しました。

来所時には本人と父親と別々に話を聞きました。本人は、暴言や暴力がいやだということや、クラスに授業中に立っている子がいたり、ちょっかいを出してくる子がいて授業に集中できないことを話してくれました。暴言や暴力については、校長先生から話があったことでほとんどなくなったけれど、先生がいない場面では完全にはなくなっていないということでした。父親からは、いじめられて興奮してしまうと本人がその場から離れなければいけないので、学習の機会が損なわれてしまうことや、落ち込んでいたり泣いて学校から帰ってきたりすることがあり、心配していると話がありました。また、年度替わりでの転校も考えているという話もありました。「せたホツと」は、本人が学校に行きたくなくなるほどいやな気持ちでいることに寄り添いながら、どうしたら学校が安心できる場所になるのかを一緒に考えたいと伝えました。そのために学校とも相談したいと伝えたところ、本人から学校と話をきてほしいと話がありました。

子どもサポート委員と相談・調査専門員の2人で学校を訪問し、管理職の先生と話をしました。本人がクラスで過ごすことが不安なため、休み時間もおとなに見てほしいと話していたことや、安心できる場所として校長室を挙げていたことなどを伝えました。管理職の先生からは、授業以外の時も見守りを続けることや、本人が落ち着きたいときにいつでも校長室に来られるようにして、転校が決まっても、それまでの間本人が安心して学校に来られるようにしていくという話がありました。

後日、学校で話してきた内容を本人と父親に面談で伝えたところ、「先生も対応してくれているので様子を見ます」とのことでした。しばらくして様子を聞くと、本人とクラスメイトとの大きなトラブルはなくなったものの、クラスの様子はなかなか落ち着かないとのことでした。転校してからは、本人が「安心かな」と報告してくれたので、相談したいことや話したいことがあれば、またいつでも連絡してほしいことを伝え、終了しました。

事例 ⑤ 対人関係の悩み

区内の全小学校へはがきを配布した時期に送られてきた、習い事での友だち関係の相談です。短文でしたが、最後には「どうしたらいいかわからない」と書いてあり、悩んでいる様子が伝わってきました。そのため、本人の気持ちを受け止めつつ、状況の質問をするやり取りを繰り返していく中で、身近なおとなに助けをもらいながら解決していった事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき（自宅宛てに返信）

相談および調整の概要

【相談内容】

ならいごとで友だちからいやなことを言われている。「やめて」となんかいい言ったらやめてくれるけど、お母さんに言えない。どうしたらいいかわかんない。

【せたホツとから】

「せたホツと」からはがきを年に1回小学校へ一斉配布しており、その時期に送られてきたはがき相談でした。はがきには、習い事の時に「〇〇ちゃんがわたしのいやなことを言ってるってきいた」「『やめて』をなんかいい言ったらやめてもらえるけど、お母さんに言えない。どうしたらいいかわかんない」と書かれていました。一斉配布の時期は多くのはがきが届くため、すぐにお返事を送ることができなかったことから「おてがみがおそくなつてごめんね」と添えつつ、「いやなことを言われていると聞いていやな気持ちになったんじゃないかな。でも、『やめて』って言える本人はすごいなって思ったよ。どうしたらいいかを『せたホツと』といっしょに考えていこうね」と書きました。また、いやなことの内容や〇〇ちゃんたちと本人の関係性、本人がどうなったらいいと考えているかなどの質問も書いて、返信用のはがきを同封して自宅へ手紙を送りました。数か月経った時に、本人からお返事が届きました。その中には、〇〇ちゃんの友だちとは学童や学校が一緒だったことや2人とテーマパークに出かけたこともあるということ、本人なりにやめてもらう方法を試したりしているということが書かれていました。

その後も、本人の気持ちに寄り添いながら、質問をしたり提案をしたりするやり取りを続けていたところ、習い事の先生が〇〇ちゃんに注意してくれて、いやなことを言われることはなくなったと報告をしてくれました。「せたホツと」からは身近なおとなに助けを求められたことなど本人ができたことを伝え、相談したいことや話したいことがあったら、いつでもはがきを送ってほしいと伝え、相談を終了しました。

事例 ⑥ 対人関係の悩み

友だちとのことで話を聞いてほしいという電話です。クラスに自分の居場所がないと感じ、学校に行くのがたまらなくつらくなる時があるということでした。「クラス替えがあればなんとかなるので、年度末まで耐えるつもり」という本人の気持ちに寄り添い、電話で話を聴いた事例です。

相談者	本人
子どもの所属	高校
相談方法	電話

相談および調整の概要

【相談内容】

友だちとのトラブルをきっかけに、クラスでの自分の居場所がないと感じるようになった。学校に行くのが死ぬほどつらい。

【せたホッとから】

「相談というか、話を聞いてほしくて」と電話をかけてくれた本人は、毎日学校に行くことがつらいと話してくれました。どんなことがつらいのかを尋ねると、親友だと思っていた友だちが急にそっけなくなったので、「ごめん。なにかした?」「どうしたらいい?」と直接聞いてみても、まともに取り合ってもらえず理由がわからないので困っているということでした。本人とその友だちを含めた仲よしのグループがあり、グループでいるときに他の人には普通に接しているのに、本人には冷たい対応なのがつらいと話してくれました。また、その友だちは明るい性格でみんなと仲が良かったため、グループのみんなも自分よりもその友だちと一緒にいる方がいいんだと考えてしまい、孤独を感じているとも話してくれました。グループでいるのがつらいということだったため他のクラスメイトのことについて尋ねると、「年度も後半で、グループが完全にできてしまっているの今更ほかのグループには入れない」ということで、グループの中にもそれ以外にも居場所がなく、クラスでも孤立していると感じているようでした。親友だと思っていた友だちに裏切られたという思いと、その友だちは楽しそうにしているのに本人だけがつらい思っていることを理不尽に感じて腹が立っている様子もありました。悲しみと怒りで時折涙声になることもあり、「ゆっくりで大丈夫だよ」「待っているから、落ち着いてからでいいよ」と声をかけ、本人のつらい気持ちに寄り添いながらゆっくりと話を聴きました。

落ち着いたところで、どうしたいと思っているのかを尋ねたところ、本人としてはクラス替えがあればなんとかなるので、今年度が終わるまでは今のグループで頑張って耐えたいと思っているということでした。最後の方には、「話して、少しスッキリした。頑張ってみます」ということだったので、「せたホッと」からは、無理はせず、頑張ることに疲れたら他のクラスの友だちと話して気分転換をしたり、保健室に行って休憩をとってねと伝えました。また、本人の言うように、自分の気持ちを話して吐き出すことで気持ちが整理されて心が少し軽くなるということもあるので、またいつでも電話してほしいと伝え、終了しています。

事例 ⑦ 家庭・家族の悩み

以前にも相談があり、再度はがきを送ってくれたことで始まったきょうだいに関する相談です。返事は電話でほしいということで、電話をかけて話しました。それ以後は、電話で話したり、会って話したりしています。相談するタイミングによっていろんなことをお話ししながら、見守りを続けている事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき（電話がほしい）⇒ 電話・面接

相談および調整の概要

【相談内容】

きょうだいがいじめてくる。やめてっていう時にやさしく言いたい。

【せたホツとから】

以前にもはがきを受け取ったり、電話で話をしたりしたことのある本人から久しぶりにはがき相談が届きました。「せたホツと」のはがき相談は、「手紙がほしい（住んでいるところもしくは学校）」「電話がほしい」「返事はいらない」の4択で返事希望を尋ねており、「電話がほしい」に丸を付けてくれていたので記載された番号へ電話をかけました。そうしたところ、保護者が電話に出たため、本人から「せたホツと」にはがきが届き、返事は電話でほしいとのことだったので電話をかけたことを伝えました。保護者からは「はがきを送ったことは承知しているが、相談した内容は知らないので教えてもらえないか？」と尋ねられました。しかし、現段階で本人から了承を得られていないため伝えられないこと、本人との話の中で伝えてもよいということであればお伝えしたいと思うと答えたところ「わかりました」とのことでした。本人が習い事で不在にしているということだったため、本人と話ができる時間を伺い、改めて電話をかけますと伝えました。

改めて電話をかけたところ、本人が電話に出てくれました。はがきを送ってくれたことと電話に出てくれたことのお礼を伝えつつ、相談内容について話を聴いていきました。本人としては、きょうだいと仲よく遊べる時もあるが、ちょっかいを出してきたり、いやなことをしてきたりするときもあり、注意しようとすると強い言葉を使ってしまうので優しく言えたらいいと思っているとのことでした。本人がいやだった気持ちやけがをしていないかなどの話をした上で、ちょっかいや、いやなことがどんなことなのかを聞き、「なんて言えたらいいのかな？」と一緒に考えていきました。そうしたところ、これならきょうだいに言えそうと本人から話がありました。また、本人にはいやな気持ちの発散のために、楽しいことや好きなことの話もしていきました。最後には、「こういう風に話をしていると安心する」という話も出てきたため、今後に関して、「また電話で話してもいいし、手紙や会って話をするっていうのもいいかもしれないけど、本人はどうしたい？」と尋ねると、「会って話がしたい」とのことでした。そのため、保護者に予定を尋ね、次回の約束をしてその日の相談は終了しました。

2回目の約束以降は、本人が話をしたいと思ったタイミングで電話をかけてくれたり、保護者から「話に行きたいそうなのだが今日行ってもよいか？」と連絡が入ったりしています。相談のタイミングによっては、きょうだいのことだけではなく、小学校や習い事での出来事や友だちとの関係について、保護者とのこと、なんだかわからないけど不安になることがあるなど、様々な内容の話をしており、引き続き電話や面談で対応を継続しています。

事例 ⑧ 家庭・家族の悩み

保護者との関係が悪いため家に居場所がなく、息苦しさを感じているという相談です。高校生であるため家を出ることもできず、家の中で保護者と距離を置くことにも限界があり苦しい状況でした。大学受験に向けて忙しくて会えないため、メールでのやり取りを続けている事例です。

相談者	本人
子どもの所属	高校
相談方法	メール

相談および調整の概要

【相談内容】

家庭で制限が多かったり、親と違う意見を言うと否定される。母親に大学に行ったら一人暮らしをしたことを伝えると「馬鹿じゃないの?」と反対され、けんかになった。それを、姉が単身赴任中の父親に連絡し、携帯を解約された。家に味方がいなくてつらいが、距離を置くこともできない。

【せたホツとから】

「家にいることが息苦しく、距離を取りたいと思うが高校生であるため限界がある」というメールが届きました。また、ストレスで感情が不安定になりがちで自分を傷つけることもあると話してくれました。「せたホツと」からは、相談してくれたことへのお礼と、本人の苦痛が少なくなるように一緒に考えていきたいということを伝えました。本人のことを知るために話を詳しく聴きたいということで、メールだけでなく会って話すことも提案しましたが、大学受験に向けて忙しくて会うことができないため、本人のタイミングで話しやすいメールでやり取りを続けることになりました。

家庭でどのようなことに困っているのかということや、保護者と意見が異なる場面などを聞きながら、どうなるといいと思うかどうしたいかなど本人の希望を聴いていきました。

保護者との会話で苦痛を感じており、一人で落ち着ける時間がほしいとのことでしたが、保護者の過干渉もあり、一人の時間を作るのも難しく疲弊している様子でした。本人が一息つける場所と一緒に考えている中で、祖母が近くに住んでいるということがわかりました。祖母にも相談をしたいと思っているが話せないでいるということだったので、祖母との関係性について聞きながら、どう伝えるのがいいのかを一緒に考えました。

後日、祖母に「家族の中で孤立していると感じること」「自由がなく息苦しいこと」を伝えることができ、祖母からは「いつでも来ていい」「つらかったらうちで生活するのもいい」と言ってもらえて少し安心したという報告がありました。「せたホツと」は本人の頑張りやをねぎらい、その後も「本人がもう大丈夫と安心できるまで一緒に考えていくよ」と伝え、メールでのやり取りを続けています。

事例 ⑨ 虐待

自宅宛ての返信希望の虐待に関する相談です。はがきに書かれた内容と「親には言わないでほしい」という記載から、自宅ではなく学校経由で返事を送ることにしました。その後、本人が学校内で相談をしていた先生から電話が入り、学校で定期的な面談をすることになりました。本人から話を聞いたり、関係機関と連携したりしながら対応している事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき(学校経由で返信)

相談および調整の概要

【相談内容】

中学受験をするために塾に通っている。塾のテストの結果が悪かった時、親から「やる気あるの?」と言われてやる気をうばわれている。自分のせいだと決めつけられていてつらいけど、自分も悪いと思っている。

【せたホツとから】

「せたホツと」に届いたはがきには、塾のテストの結果が悪かったときに保護者から「やる気があるのか?」といった強い言葉があることや、自分のせいだと決めつけられているのでやる気をうばわれていることなどが狭いスペースにびっしりと書かれていました。さらに、欄外には強調するように「このことは親には言わないほしいです。お願いします」と書かれていました。一方で、「せたホツと」からの返事の送り先の希望は自宅になっていたため、自宅に送ることで保護者の目に触れてしまうのではないかと懸念がありました。「せたホツと」内で検討した結果、今回の本人の希望は学校経由ではありませんでしたが、相談内容を考慮し、自宅ではなく学校へ返事を送ることにしました。そのため、本人への返事には、「学校でお返事を受け取ってびっくりしたと思います。ごめんなさい。『せたホツと』からのお返事を保護者が見てしまうかもしれないと思ったので、学校に送りました。もちろん、本人が相談してくれた内容は学校の先生に伝えていないので安心してね」と書いた上で相談内容への返事を続けました。また、「せたホツと」では、「学校に手紙がほしい」という希望があるときには、事前に管理職の先生に電話をかけ、封を開けずに本人に渡してほしいことと周りの子に気づかれないよう配慮して渡してほしいことを依頼しています。ただ今回のような場合は、管理職の先生には、本人の希望とは違うが相談内容を加味して学校宛てに送らせていただきたい、渡すときに本人はびっくりするかもしれないが手紙を読んでもらえればわかるようになっていっていると伝えました。これを受けて、「学校での対応が必要なのではないか?内容を教えてもらえないだろうか?」と話がありましたが、現段階で本人から許可を得ていないため伝えられないこと、本人の許可を得られたときにお伝えしたいと回答し、ご理解いただきました。

数日後、管理職の先生とは別の先生から「せたホツと」に連絡が入りました。話を伺うと、これまでも本人から話を聞いており、手紙を渡したときに学校で会いたいと思っていることを代わりに連絡してほしいと言われたとのことでした。連絡をいただいた先生と連携を取りながら、子どもサポート委員と相談・調査専門員で面接に行き、以降相談・調査専門員が定期的に学校を訪問して本人との面接を継続することになりました。また、助けてくれるおとなが多いのはよいことであると思うと本人に伝えたところ了承が得られたため、児童相談所や子ども家庭支援センター、学校の先生と情報共有をしながら対応を続けています。

事例 ⑩ 心身の悩み

自分に自信が持てず対人関係に困難を感じている相談です。本人は友だちの言動に過敏に反応してしまい、そのストレスにより不安定な波があることから、本人の必要性に応じ話を聞く位置づけとして伴走を継続している事例です。

相談者	本人
子どもの所属	中学校
相談方法	来所面接 ⇒ 電話・メール・面接

相談および調整の概要

【相談内容】

中学校に進学し、新しい環境になったが、友だちの言動が気になる。小学校で友だちとうまくいかなかったことが重なりつらい気持ちになる。

【せたホッとから】

本人の突然の「せたホッと」への来所から相談が始まったケースです。小学校の時から本当は友だちと仲よくしたいのに、何かとトラブルになることが多く、精神的な孤立感を抱えてきました。その都度「せたホッと」は本人のつらさに寄り添い、話を聴いてきました。

本人は中学校に入学し、新しい環境や友だちに期待と不安でいっぱいでした。小学校の時の上手くいかなかった記憶があり、問題は起きていないと自覚があるにもかかわらず、不安が浮かび怒りや悲しみを募らせていました。「せたホッと」は、本人が安心して本音を言える場所として本人の話をしたいタイミングを大切に、電話やメール、面談等本人の希望に沿いながら話を聴いてきました。毎回本人はつらい気持ちを吐き出すことで、現在の状況を整理し落ち着きを取り戻していきました。気持ちが整理されると趣味や好きなことに目が向き、楽しそうに話を聞かせてくれるので、「せたホッと」からはできるだけ本人と会って話をし、つらい話も楽しい話も一緒に時間を共有できないかと提案しました。直接会って話をすることで日常の他愛もない話だったり、最近の様子などを気軽に話すことができたり、また、やりたいけど一歩を踏み出せないでいることや、本人が打ち込んでいる趣味と一緒にやったりもしています。

本人からは「権利侵害でもないのに相談に乗ってもらっていいのか」という言葉も聞かれましたが「健やかな健康発達」も子どもの大事な権利の一つだということを伝えています。

「せたホッと」は本人にとってつらいときにはいつでも安心して逃げ込める居場所のひとつでありたいと見守っています。

2 関係機関との連携

全体の件数について

令和7(2025)年度の関係機関(者)との連携回数は964回¹となり、令和6(2024)年度より179回多く、最多を更新しました。具体的に見ると、最も回数が多いのは「学校」の342回(35.5%)で令和6(2024)年度から44回減少していますが300回を超えています。二番目は「世田谷区児童相談所」の279回(28.9%)で令和6(2024)年度から68回増加となっています。「世田谷区児童相談所」の割合の増加は、相談内容が複雑になるだけでなく、慎重な対応が求められる相談や対応が長期にわたる相談が増えていると考えられます。総活動回数は3,465回と過去最多で、令和6(2024)年度から223回増加となり、関係機関(者)との連携は総活動回数の27.8%と最多を更新し続けています。相談の複雑化により、一つのケースでも相談の段階と状況によって求められる支援が変わっていくため、連携する機関の種類も増え、活動回数も増えていったものと考えられます。

「学校」「ほっとスクール²」との連携

相談内容の「対人関係の悩み」は例年最も多く令和7(2025)年度も25.0%ありました。「いじめ」と「学校・教職員等の対応」の割合も合わせて24.1%と例年と変わらず高い状態にあります。どうしたら「安心」・「安全」と思えるかは子どもによって違うため、「せたホッと」は子どものペースに合わせて、子どもの声を聴きながら一緒に考えていきます。その中で、問題の解決のために学校の状況を確認しに行ったり、子どもが学校に伝えてほしいことがあれば子どもと一緒に学校に伝えたり、子どもの代わりに学校に伝えに行くなどを行っています。保護者の学校への不信感が強い場合などは、保護者と学校が協力・連携できるように「せたホッと」が間に入り関係の調整を行っています。

また、「せたホッと」は区内在住・在学・在勤の子どもが対象で、相談はがきや「せたホッとレター」などを区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等へ配布しています(相談はがきは小・中学校に配布)。そのため、私立や国立の学校の子どもからの相談もあり、それぞれの学校と連携しています。

「児童相談所」との連携回数増加

世田谷区児童相談所との連携回数は、児童相談所が世田谷区の運営となった令和2(2020)年度以降最多の279回となりました。相談内容は「虐待」だけでなく、「家庭・家族の悩み」の件数も増加しています。子ども自身の悩みとして話を聴いていくと、家庭の中では当たり前として起きていたことが虐待だったということもあります。これからどうなるのかという不安や恐怖を抱きながら、子どもがどんな複雑な気持ちで家庭や家族のことを語るのか、ということを中心に留め置きながら慎重に丁寧に話を聴いています。解決に向けて、世田谷区児童相談所と子ども家庭支援センター³などと情報共有を行っています。相談は長期化することもあり、子どもの年齢や発達段階、家庭や学校の環境に合わせて児童相談所や学校だけでなく複数の関係機関と連携しながらすすめていくため連携回数が増加していると考えられます。また、区内の国立・私立の学校在学中で、区外在住の子どもからの相談もあるため、他自治体の児童相談所や子ども家庭センターなど広域にわたって連携しています。

「児童館⁴」と顔の見える連携

子どもの居場所として子どもたちが利用している児童館との連携も増加しています。具体的には「せたホッと」まで来所が難しい場合など、児童館のお部屋を借りて面談を行っています。「せたホッと」は、児童館事業への参加、児童館で遊びながら子どもの権利を学ぶイベントの実施、児童館の地域懇談会などで子どもの権利や相談状況などについて講話を行っています。子どもの権利や「せたホッと」を知ってもらうだけでなく、

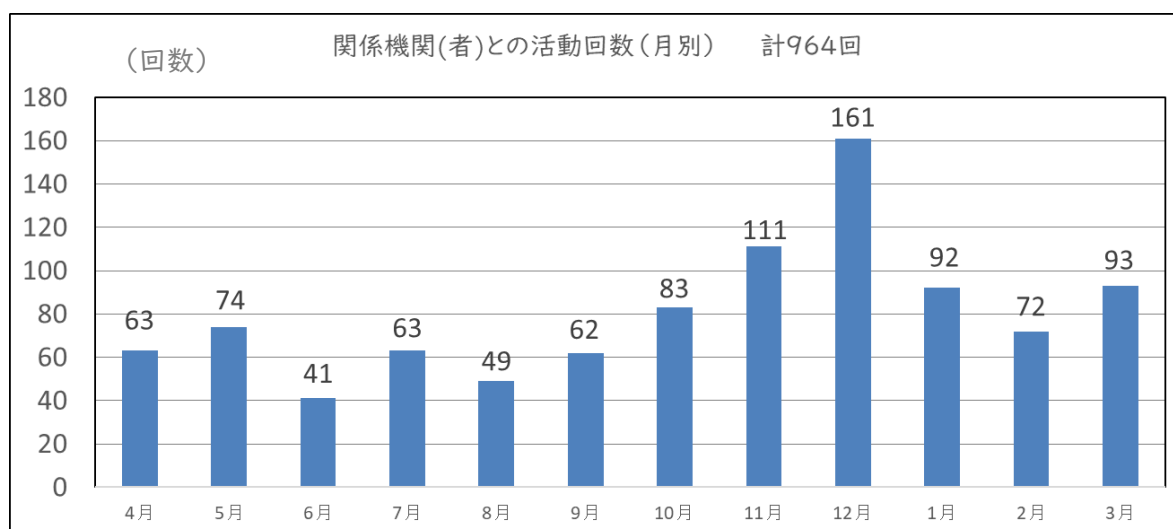
家庭や学校とは違う距離感で子どもとかかわっている児童館の方々と顔の見える関係を築きながら子どもたちを見守っていくために連携の強化をしています。

未就学児に関する関係機関との連携

「わくわくおやこひろば⁵」「教育・保育施設等⁶」などは、未就学の子どもの相談で連携しています。保護者からの相談であっても、子どもと会って話を聴いています。未就学の子どもの自分で話すことに難しさはありますが、面談をする中で少なくとも話す言葉や表情、目線、身体の動きなどから子どもの気持ちを汲み取っています。家庭と関係機関それぞれで見せる子どもの状態を共有しながら、子どもにとって一番いいことは何かを考えています。

関係機関(者)との連携活動回数(やり取りを行った回数)

関係機関(者)等	活動回数
学校(小・中・高)	342
→区立学校	260
→国立学校	43
→私立学校	39
世田谷区児童相談所	279
世田谷区教育委員会	75
→教育指導課	33
→支援教育課	27
→教育相談課	14
→学務課	1
友人・知人等	59
児童館	43
わくわくおやこひろば	36
世田谷区子ども家庭支援センター	31
他自治体児童相談所	17
ほっとスクール	17
メルクマールせたがや	17
医療機関等	14
他自治体こども家庭センター等	13
教育・保育施設等	13
児童養護施設	6
世田谷区相談機関	2
総計	964



¹ 初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは、964回の中に含まれません。

² 「ほっとスクール」とは、心理的理由などにより不登校の状態にある区内在住の小・中学生の「心の居場所」。学校に通うことは難しくても、同世代の子どもとかかわりたいと思っている子どもたちのために設置されている。体験活動やスポーツなどの集団生活を通して、社会性や協調性を育み自立心を養い、自分らしい進路の実現や学校生活への復帰をめざしている。「城山」「尾山台」「希望丘」の3か所に加え、令和8年4月に4か所目のほっとスクール「北沢」が開設された。

³ 「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されている。

⁴ 「児童館」とは、あそびを通して、子どもたちを健康で心ゆたかに育てていくための施設。0歳からだれでも自由に利用することができる。世田谷区には25館あり、そのうちの5館は「中高生支援館（プレスポ）」として、特に中高生世代の活動に力を入れている。

⁵ 「わくわくおやこひろば」とは、子どもの発達が少し心配という家族を保育士と心理士が遊びを通して子育てを応援している。少人数のグループで実施されており、それぞれの子どもの個性を生かせる方法や、家族の子育てが少し楽になるやり方を一緒に遊びながら探している。子どもが遊んでいる間に家族だけで集まり話す時間もある。対象は概ね3歳から就学前で発達に心配のある子どもと家族。全6回で参加費は無料。開催日時が決まっており申込が必要。

⁶ 「教育・保育施設等」とは、保育所（保育園）、幼稚園、認定こども園などの施設。

⁷ 「メルクマールせたがや」とは、ひきもりなどの様々な理由から生きづらさを抱えた若者を支援するために開設された世田谷区の相談窓口。面談や活動ルームでプログラム、セミナーなどを実施している。対象は中高生世代から39歳までの方と家族。三軒茶屋にあり、同じ建物内にある「ぷらっとホーム世田谷」とは世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」として、「せたがや若者サポートステーション」とは世田谷若者支援センターとして、機関同士連携しながら対応している。

広報・普及啓発活動

- 1 広報・普及啓発活動
- 2 子どもの権利学習、講演等
- 3 視察受入れ
- 4 関係機関(世田谷区)との意見交換
- 5 関係機関(海外)との意見交換
- 6 区立小学校6年生、中学校 3 年生への
卒業おめでとうカード配布

IV 広報・普及啓発活動

1 広報・普及啓発活動

「せたホッと」を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、機関としての広報、「子どもの権利」の啓発活動に取り組んでいます。

項 目	実施時期	対象等	備 考
配布・掲示			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、関係機関等	
リーフレット	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約 5,000 枚配布
広報用カード (小学生用もあり)	6月 9月		約 136,000 枚 配布
相談はがき	6月(中学生) 10月(小学生)	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、病院等の関係機関 ※令和6(2024)年度より、区立小学校全校に相談はがきを常置している。	約 75,000 枚 配布
活動報告書	7月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、その他関係機関	約 1,200 部 配布
機関紙「せたホッとレター」第22号	10月	区内の公立、国立、私立の全小学校、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館等	約 55,000 部 配布
機関紙「せたホッとレター」第23号	2月	区内の公立、国立、私立の全中学校・高校、図書館等の子ども関連施設等	約 54,000 部 配布
メモ帳、クリアファイル 消しゴム、定規、のり、 ボールペン、キーホルダー、 五角形消しゴム、インク色が オレンジ色のボールペン	随時	イベント参加者、視察等来訪者等 	赤いシートを重ねると書いた文字が消える、インク色がオレンジ色のボールペンを作製しました。
イベント参加			
せたがやふるさと 区民まつり	8月	小・中学生、区民等	ゲーム参加者に文具等啓発物配布
ニコニコフェス in 経堂	8月	子ども・子育て総合センターのイベントに来場した乳幼児、児童、保護者	ゲーム参加者に文具等啓発物配布
世田谷区「子どもの けんりフェス」	11月	三軒茶屋ふれあい広場で開催されたイベントに来場した乳幼児、児童、保護者	ゲーム参加者に文具等啓発物配布
関係機関との連携			
児童館事業参加 (池尻)(松沢)(深沢)	10月、1月	児童館のイベントに来場した児童、生徒、保護者	ゲーム参加者に文具等啓発物配布

項 目	実施時期	内容
その他の活動		
第2回子どもの相談・救済機関首都圏フォーラム開催(主催者)	10月	首都圏にある自治体設置の相談・救済機関の合同研修、意見交換などを目的に、世田谷区を会場に実施。サポート委員と相談・調査専門員が参加した。
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加	2月	子ども施策のあり方や、子どもにやさしいまちづくりについて、自治体関係者や研究者・専門家等が情報・意見交換や研修を行った。令和7(2025)年度は埼玉県三芳町で開催された。サポート委員と相談・調査専門員が参加
子どもの貧困対策推進フォーラムせたがや2026への参加	2月	子どもの権利保障に向けた子どもの貧困対策について、パネルディスカッションのパネラーとして相談・調査専門員が登壇
ホームページ	随時	「せたホッと」の最新情報、活動等を随時更新
「かるがもスタディールーム」参加者への普及啓発	12月	区内在住のひとり親家庭等の小・中学生のための無料の学習教室を訪問し、啓発カードや相談はがき等を配布した。
活動報告会動画配信	9月	令和7(2025)年度の活動報告会の様子を動画により配信

○「せたがやふるさと区民まつり」における「子どもの権利」普及啓発

日 時 8月2日(土)、8月3日(日)

会 場 JRA馬事公苑(世田谷区上用賀2-1-1)

内 容 ①ガチャガチャを回して、「せたホッと」オリジナル缶バッジを作ろう!

まず、来場者はガチャガチャを回して、缶バッジのイラストを選びます。イラストは、子どもの権利条約の条文4種類(「第2条 差別の禁止」「第3条 子どもの最善の利益」「第6条 生命の権利、生存・発達の確保」「第12条 子どもの意見の尊重」)、相談機関を案内する2種類の計6種類あります。その後、缶バッジマシンを使って職員とともに缶バッジを作製し、子どもの権利条約の条文について確認しました。出来上がった缶バッジをお土産として渡しました。

②各種啓発パンフレットの配布

参加人数 8月2日(土):269人、8月3日(日)251人



○「第2回子どもの相談・救済機関首都圏フォーラム」の実施

日 時 10月4日(土)

会 場 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(愛称:うめとぴあ)1階研修室(世田谷区松原6-37-10)

内 容 ①経験交流(オンブズパーソン、相談員・専門員、事務局職員別)

②事例検討・子どもがなかなか話してくれないとき、本音が聴けないとき、どんなふうにアプローチしていますか？

・子どもの周りのおとなの声大きいとき、どんなふうにアプローチしますか？

・子どもの権利普及啓発について、オンブズワークをどう支えるか？

③リレートーク「せたホッと」はどうしてきたか

参加人数 首都圏にある12自治体の子どもの相談・救済機関より、計57人



○世田谷区「子どものけんりフェス」における「子どもの権利」普及啓発

日 時 11月22日(土)

会 場 三軒茶屋ふれあい広場(世田谷区太子堂2-17)

内 容 ①「せたホッと」子どもの権利輪投げゲーム

「やすむ」「たべる」「あそぶ」など、自分の好きな子どもの権利に関する文字の上に輪を投げます。子どもの権利条約の条文、解説とイラストを掲載した「子どもの権利カード」や、「せたホッと」啓発グッズをお土産として渡しました。

②各種啓発パンフレットの配布

参加人数 101人



↑「上手に「輪っか」は入るかな・・・」



↑「世田谷区長にもご来場いただきました」

2 子どもの権利学習、講演等

(1) 子どもの権利学習～子ども向け

① 小中学校で実施した、「いじめ予防授業」「子どもの権利学習授業」

概 要 学校の授業の中で、クラスまたは学年単位で実施しました。

講 師 子どもサポート委員、相談・調査専門員

実施校 小学校9校(玉川小(6月12日)、船橋小(6月17日)、中丸小(6月21日)、中町小(6月27日)、赤堤小(7月15日)、芦花小(9月16日)、池之上小(9月17日)、給田小(9月20日)、三宿小(2月7日) 中学校1校(用賀中(6月26日)) 計10校

(下線を引いた学校は、道徳授業地区公開講座等、保護者・地域住民・教員との懇談会も実施した。)

※「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

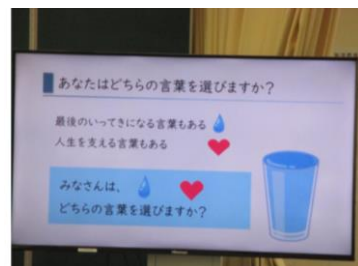
↓ いじめ予防授業



↓ 「いじめられる人も悪い？」



↓ 「人生を支える言葉もある」



② 児童館で実施した、遊びながら子どもの権利を学ぶイベント

概 要 児童館内で体を動かし、遊びを通して子どもの権利を楽しく学びました。

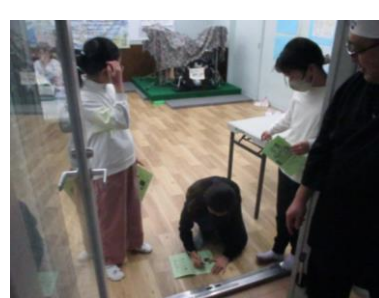
実施日	実施館、参加人数	講 師	内 容
1月28日(水)	桜丘児童館 12人	相談・調査専門員2名	めくって! おぼえて! カード合わせ ～ チームで協力して子どもの権利 を書いた大きなカードを集める。
1月30日(金)	代田南児童館 19人	相談・調査専門員2名	ふうせんで遊ぶよGoGo☆～子ど もの権利の文字が書かれた風船 を並べ、言葉を完成させる。
2月25日(水)	鎌田児童館 17人	相談・調査専門員2名	なちゅからの挑戦状・子どものけんり のカギを探索～児童館内に隠してある ヒントの紙を手掛かりにパズルを解く



↑「2枚のカードが合っていたよ!」



↑「どんな権利の文字になるかな?」



↑「クロスワードパズル、面白いよ」

(2)子どもの権利学習～大人等支援者向け

①採用11年目中堅教諭向け必修研修

概 要 中堅教諭等資質向上研修（必修）の一科目として、「子どもの権利」を学校に活かす研修を実施しました。

日時・会場 7月24日（金）午後1時30分～4時30分、三茶しゃれなあど集会室「オリオン」

講 師 子どもサポート委員

参加者 96名

受講結果アンケートより

- ①研修内容は理解できた（94名）
- ②自己の課題にあった研修だった（94名）
- ③自己の指導力向上につながる研修だった（94名）

<自由意見より>

- ・生活指導（いじめ対応）の経験が今まであまりなかったが、「理由があればいじめてよい」という認識を持っている子が多い現状を知ることができたので、指導に生かせると感じた。
- ・人権自体を学習で扱うことがあまりないものの、毎日の学校生活は権利で守られているからこそ、安全・安心でなくてはならないと感じた。日々の指導につながる内容が多く、勉強になった。

↓ 採用11年目中堅教諭向け必修研修



↑ 区職員向け研修（区研修担当課との共催研修）

②区職員向け研修（区研修担当課との共催研修）

概 要 「子どもの権利」を区の様々な施策に活かすため、区の全ての領域から約100名を選出し、「子どもの権利と意見の尊重」をテーマに研修を実施しました。

日時・会場 12月11日（木）午前9時～正午、教育総合センター（たいよう）

講 師 子どもサポート委員

参加者 93名

受講結果アンケートより

- ①研修内容は理解できた（88名）
- ②今後、現所属等で子どもの意見を活かすことができると思う（82名）

<自由意見より>

- ・「子どもも区民であり、参加は当たり前」という意見はとても参考になりました。どうしても大人の話が中心になってしまうので、常に意識していきたいと思います。
- ・ワークがとても面白かったです。偵察役でしたが、いろんなプロジェクトとコラボできそうと、アイデアが湧いたので、他の班と話すことが大事だなと感じました。

③児童館の地域中高生支援者懇談会など各種研修や学習会等での講話

概要 地域で中高生に関わる団体や支援者のネットワークを強化・拡充するための懇談会、子どもと家庭を支える活動を実施している団体が開催する学習会等に講師として出向き、子ども相談の現状や子どもの権利について話をしました。

実施日	名称	参加者	講師
6月24日	令和7年度世田谷地区青少年補導連絡会第2回連絡会	世田谷地区青少年補導連絡会委員（保護司、民生委員児童委員等）	相談・調査専門員
8月22日	学校教育相談研修中級	区立小・中学校教員（養護教諭、すまいるルーム教員等）	サポート委員 相談・調査専門員
9月6日	子どもの権利に基づく子ども・スタッフ間等の関わりについての研修	子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」職員	サポート委員 相談・調査専門員
10月27日	令和7年度青少年砦地区委員会第2回研修会	町会やPTA等の青少年健全育成活動経験者、民生委員児童委員、小中学校校長等	相談・調査専門員
12月5日	玉川地域中高生支援者懇談会	児童館、青少年交流センター職員、地域協力者、小中学校校長等	相談・調査専門員
1月19日	母子生活支援施設ガイドライン実践に向けた研修	区内母子生活支援施設職員、各総合支所子ども家庭支援課職員	サポート委員 相談・調査専門員
2月13日	等々力児童館地域懇談会	主任児童委員、小中学校校長、社協、子育て支援コーディネーター、おでかけひろば、青少年交流センター、プレーパーク職員等	相談・調査専門員
2月18日	玉川地域子育て支援者懇談会	青少年地区委員会、おでかけひろば、子育てステーション、子育て支援コーディネーター職員等	相談・調査専門員
2月25日	粕谷児童館地域懇談会	主任児童委員、小中学校校長、社協、おでかけひろば、青少年交流センター、プレーパーク職員等	相談・調査専門員
3月9日	令和7年度第4回池之上青少年交流センター研修	区内3か所の青少年交流センター、児童館職員等	相談・調査専門員

④保護者向け講演(道徳授業地区公開講座など)

概要 主に保護者向けに、子どもの権利、子ども相談の現状などについて話をしました。学校、家庭、地域社会が一体となって子どもの豊かな心を育むとともに、小中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的として開催されている道徳授業地区公開講座にも講師として出向き、子ども相談の現状、子どもの権利を基盤として学校と家庭が協力して子どもを支援することについて話をしました。

講師 子どもサポート委員、相談・調査専門員

実施校 8校（烏山北小(6月7日)、玉川小(6月12日)、中丸小(6月21日)、用賀中(6月22日)、給田小(9月20日)、太子堂小(10月15日)、三宿小(2月7日)、烏山小(2月14日)）

⑤公開研究会「子どもとともにつくる学校～学校現場から「子どもの権利」の学びを考える～」

概要 子どもたちが一日の大半を過ごす「学校」を、子どもの権利が保障された空間にするにはどうすればよいか、北海道・十勝で25年間「子ども参加の学校づくり」を実践された先生の話聞き、子どもの声の聴き方、権利保障の具体的なヒントを参加者間で共有しました。

日時・会場 1月31日(土) 午後2時～4時30分、子ども・子育て総合センター

講師 伊藤 義明先生(北海道音更町立駒場小学校教員)

参加者 20名(「せたホッと」子どもサポート委員、相談・調査専門員、公立中教諭、大学生、他自治体職員等)

3 視察受入れ

11件の視察がありました。個別救済活動の仕組みと流れ、相談状況、子どもに係わる関係機関との連携、子どもの権利の普及啓発活動、体制などを説明しました。

日程	視察団体等
4月17日	杉並区子ども家庭部管理課
7月11日	早稲田大学大学院文学研究科院生
7月31日	千葉市こども未来局こども未来部こども企画課、特定 NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば
9月1日	品川区議会議員
9月16日	豊島区子どもの権利擁護委員、としま子どもの権利相談室相談員、豊島区子ども家庭部子ども若者課
10月21日	認定 NPO 法人底上げ
11月12日	ニュージーランド・子どもコミッショナー、クレア・アクマド(Claire Achmad) 博士
11月14日	大韓民国ソウル特別市九老区議会議員
11月25日	大韓民国慶尚北道少子化克服本部こども世話課
1月27日	千葉市こどもの権利救済相談室救済委員、相談専門員、千葉市こども未来局こども未来部こども企画課
2月9日	石巻市子どもセンターらいつ

4 関係機関(世田谷区)との意見交換

世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、積極的に意見交換しました。

日程	会議名	担当
3月26日	世田谷区第2回いじめ防止等対策連絡会	子どもサポート委員

5 関係機関(海外)との意見交換

ニュージーランド・子どもコミッショナーのクレア・アクマド(Claire Achmad)博士の来日に際し、「せたホッと」にも立ち寄っていただきました。子どもサポート委員との意見交換、首都圏の子どもの権利擁護機関の委員や相談・調査専門員など19名を交えて、日本とニュージーランドにおける子どもの権利保障のさまざまな取組みなどについて意見交換をしました。

※子どもコミッショナー……子どもの権利を促進し、モニターし、擁護する権限と機能を持つ国の機関。

ニュージーランドでは、35年以上にわたり子どもコミッショナーを置いており、子どもたちの声を政策に反映させています。同じような仕組みは、世界の80か国以上にあります。

日程	会議名	担当
11月12日	ニュージーランド・子どもコミッショナーのクレアさんと話そう!	子どもサポート委員



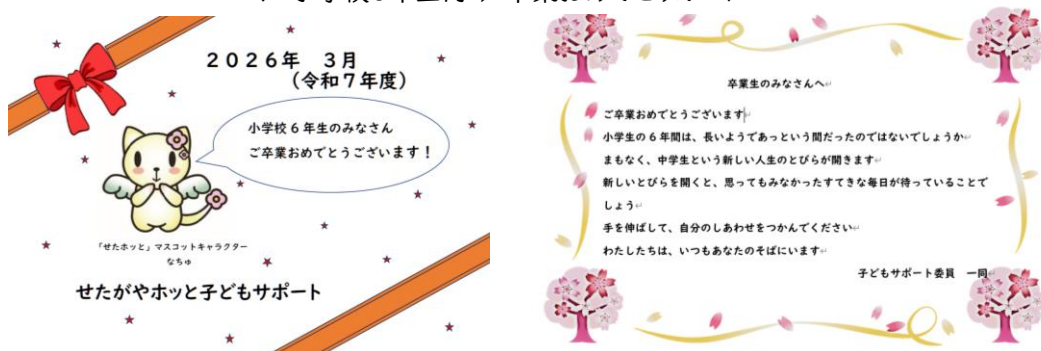
← ニュージーランド・子どもコミッショナーでは、子どもの権利を親しみやすいイラストで解説した冊子を発行しています。「子ども一人ひとりに渡し、子どもの権利を持っていることを実感してもらうことが大事」とのことでした。

6 区立小学校6年生、中学校3年生への卒業おめでとうカード配布

概要 区立小学校6年生、中学校3年生は進学に伴い、区外の私立、都立、国立の中学校や高校に進学する児童生徒が一定程度いるため、区内在住にも関わらず「せたホッと」からの案内を直接届けることが困難です。そこで、卒業する年度末3月に、卒業のお祝いと、引き続き「せたホッと」に相談できることの周知を兼ねた「卒業おめでとうカード」を全員に配布しました。

配付枚数 小学校6年生（特別支援学級を含む児童数+予備） 7,005枚
中学校3年生（特別支援学級を含む生徒数+予備） 4,330枚 合計 11,335枚

↓ 小学校6年生向け 卒業おめでとうカード



↓ 中学校3年生向け 卒業おめでとうカード



せたホッと はがき相談

世田谷区子どもの人権推進機関

せたホッと

はがき相談

ひとりではがんばらなくていいんだよ
あなたからのはがき、待ってるね！
そのほかに、電話、メール、手紙、FAX、会ってでも相談できるよ。
ひみつはまもるから安心してね

マスコットキャラクター
きりとり

電話 0120-810-293
フリーダイヤル ホットにきこうせい
※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

FAX 03-3439-6777

メール 子ども相談メール専用入力フォーム
https://www.city.setagaya.lg.jp/mobile/inquiry/mailform999992.html

会って手紙 〒154-0051 世田谷区宮坂3-15-15
子ども・子育て総合センター3階
せたがやホッと子どもサポート あて

相談時間
月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

郵便はがき

1568790

(受取人)
世田谷区宮坂3-15-15
子ども・子育て総合センター3階

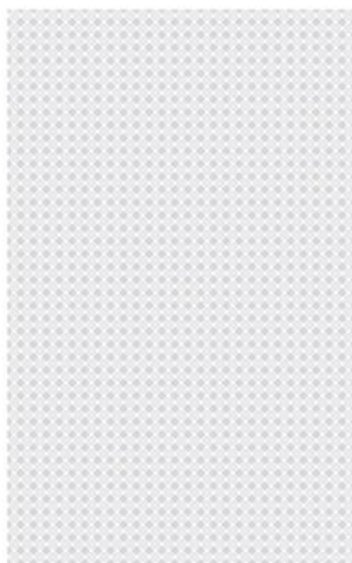
せたがやホッと子どもサポート あて

せたホッと はがき相談の出し方

- 相談したいことを書く
- 左面のシールをはがす
- 書いたところがかくれるようにはりあわせる
- 「きりとり」の点線で切り取る
- ポストに出す

切手をはらないで
だせるよ

は困っていることを
すぐにかいけつしたいとき、
返事が早くほしいとき、
はがきを出してから2週間まっても
返事がこなかったとき、
そんなときは電話してね！



いやだったことや困っていること、「せたホッと」と一緒にいかいけつしたいことを書いてね。
返事が早くほしいときは、電話で相談してね。

「せたホッと」から返事がほしい人はなまえや連絡先をわすれずに書いてね。

「せたホッと」からの返事は？〈○をつけてね〉

手紙がほしい 住んでいるところに 電話がほしい 返事は 学校に いらない

みょうじ _____ なまえ _____

学校名 _____ 年 _____ 組 _____

住んでいるところ _____

電話番号 _____

せたホッととは？

せたがやホッと子どもサポート
困っている子どもを助け子どもの権利をまもる相談機関です。

こんなときは相談してね

学校で	家庭で	その他にも
・特待はずれやいじめ ・友だちとケンカした ・先生のこと	・家でのつらいこと、嫌なこと ・家族に話せないこと	・自分のこと ・苦しい事、アルバイトのことなど

なんでも相談してね！

「せたホッと」にできること

一緒に考える
あなたの気持ちや意見をじっくりきくよ。
いろいろな方法を一緒に考えよう。

調べ、協力してもらう
まわりのおとなや友だちから話をきいたり、協力をお願いすることがができるよ。
あなたの意見や気持ちをかわりに伝えることもできるよ。

相談、意見交換
もっとよくしていくために、関係する機関などに改善建議や意見交換をすることもできるよ。

もう大丈夫。安心できたよ。
困ったらまた相談してね。安心できるまで見守るよ。

世田谷の子どもの権利をまもる「せたがやホッと子どもサポート」広報紙 発行：2025年10月

せたホッとレター

第22号

News

あたの新しい子どもサポート委員を紹介します！

「せたホッと」ニュースです

うさだ あか 上田 美香 委員

子どものころは、運動会の「よいいん」のピストル、風船がわれる音、カミナリなど大きな音が苦手でした。今も少しドキドキします。大学生で福祉に関心を持ちはじめ、子どもの福祉を学ぶゼミの活動は楽しかったです。卒業後は、保育園で働いていたこともあり、子どもたちにかかわる仕事を続けているのは、子どもの日(5月5日)に生まれた運命かなと思っています。ぜひ、「せたホッと」に会いに来てくださいね。

インタビュー

- お仕事 大学の先生 (子どもの福祉)
- 好きなこと 食べること 野球を見ること
- 推し 千葉ロッテマリーンズ (プロ野球チーム)

「せたホッと」はだれでも安心できるんだよ。どんなことでもだいじょうぶ。みんなであなをさるからね。

あなたのさもかちばんだいじ。 「せたホッと」はあなたといっしょに いちはんの「かいけつ」をかんがえるよ。

「せたホッと」クイズ1

「なちゅ」の 名前のは由来 はなにかな？

- 置に生まれたから
- 7人で力を合わせて考えたから
- 「ナチュラル」という言葉から

「せたホッと」クイズ2

子どもが「せたホッと」にはじめて相談するときの方法で 5つの中から 多いものベスト3 を当ててね！

メール 電話 テレパシー ほかき 来電

なちゅをさがせ！ クイズと「なちゅ」をさがせ！ のこたえは開いたページの中にあるよ

レターを開いた真ん中のページのいろいろなところに「なちゅ」がいるよ。 「のぞいていたり」「しばだけ」見えている「なちゅ」もいるよ。 「なちゅ」が何かにいるか、数えてね！

みつてね！ ひろえもん

相談を受けてからの流れ

子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったこと「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことだけでなくお友達も！)

秘密は必ず守ります。 ※相談にお金はかかりません

例えば、こんなとき...

- 学校で... 学業が不振やいじめ、友達関係、先生との関係
- 家で... 家族関係、兄弟関係、生活リズム
- 習い事、バイト先で... 仕事内容、人間関係、生活リズム

つらい、悲しい気持ちになったら...

電話・メール・手紙・FAX・来て 相談する

子どもの権利保護についておとなも相談できます。

「せたホッと」の対応

- 一緒に考える: あなたの気持ちや悩みをじっくり聞いて、一緒に考えていきます。
- 調べる、協力依頼: 解決に向けて関係する人や機関に協力をお願いしたり、必要な情報を調べたりします。
- 要請・意見表明: 関係する機関などに要請や意見表明をすることもできます。

もう大丈夫。安心できたよ。

話したことが出てきたらまた相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守り支援します。

せたホッと

相談時間 月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時 (日曜、祝・休日・年末年始を除く)

相談先 フリーダイヤル ホット にまようさい FAX
0120-810-293 03-3439-6777

※携帯電話・公衆電話からも無料がかかります。

せたホッとホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html>

せたホッとQRコード

QRコード 1 ホームページ QRコード 2 子ども相談メール

アクセシブル 小田急線 世田谷駅 徒歩7分
世田谷駅 山下駅 徒歩13分

所在地 〒156-0051 世田谷区喜望峯3-15-15
世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階

発行元：世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)
☎ 3439-8415 (事務局) ☎ 3439-6777

みんなからよく質問されることについて 答えていこう！

いつも「せたホッと」に相談してくれてありがとう！

大きななやみじゃないけど相談してもいいのかな？

大丈夫だよ！
子どものことならどんなことでも相談できるよ

よくわかんないけどイライラするんだ

友だちがこまってるみたい
友だちに「あそぼ」って言えない
毎日いそがしくてつかれちゃった

きょうだいがいちゃがいだきてきて家でゆっくりできない

みんなと違うのって変？

アイドルになりたーい！

親におこられてばかりで家にいたくないな

相談したらどうなるの？どうやって解決するの？

あなたのことを一番考えて、あなたの気持ちを大事にするよ

話をきく

ゆっくりでいいよ
いっしょに話そう

いっしょに考える

どんな気持ちかな
してほしいこと
してほしくないことはあるかな
どんなことができるかな

調べる

なにかいい方法はないか
協力してくれる人はいないか調べるよ

伝える

友だち、家の人、学校に
「せたホッと」がいっしょに伝えたり
「せたホッと」がかわりに伝えたりできるよ

みんなへのお願い

はがきの相談 ☐ メール相談 ☒

家の住所が正確でない
マンションのお部屋の番号がない
メールの受信ボックスがいっぱい

お返事が遅れないときがあります

8日間まってもお返事が来ないときは
住所やメールアドレスを確認してもう一度送るか
「せたホッと」に電話 0120-810-293 してね

だれにも知られたくないんだ
先生や親に言わない？

ひみつは守るよ

「せたホッと」に相談した秘密は守ります！
親や先生に勝手に言わないよ
だから安心して話してね

「せたホッと」クイズ2 のこたえ

1位 はがき
2位 電話
3位 メール

「せたホッと」クイズ1 のこたえ

「なちゅ」という名前は
3「ナチュラル」という言葉から
名づけられました！
「なちゅ」は当時小学6年生の子がつづってくれました。
とてもカワイイよね。

これからもよろしくね

このページの中には
32か所に「なちゅ」がいたよ。
みんなはぜんぶみつづられたかな？

テレパシーで相談はできないけど...
来てお話しできるよ！
「せたホッと」で会ったり、
お家の近くや学校まで来ていこう！

来電話でお話ししたいときは
「せたホッと」に来てね、いっしょにつくろう！

なちゅをさがせ！ のこたえ

1位 はがき
2位 電話
3位 メール

なちゅをさがせ！ のこたえ

このページのなかには
32か所に「なちゅ」がいたよ。
みんなはぜんぶみつづられたかな？

なちゅをさがせ！ のこたえ

このページのなかには
32か所に「なちゅ」がいたよ。
みんなはぜんぶみつづられたかな？

なちゅをさがせ！ のこたえ

このページのなかには
32か所に「なちゅ」がいたよ。
みんなはぜんぶみつづられたかな？

世田谷の子どもの権利をまもる「せたがやホッと子どもサポート」広報紙 発行：2020年2月

せたがやホッとレター

第23号

(中高生世代向け)

大募集！

なちゅ、
やめさせられちゃう...！？

なちゅはやめたいのて
書いてください

「せたがやホッと」の

中高生世代用マスコットキャラクター

を新たに募集します！！

① どんなキャラクターでも OK

以下の項目も考えてくださいね

- ・キャラクターの名前
- ・キャラクターの設定
- ・作成背景（キャラクターへの思い）

以下は NG

- ・すでにあるキャラクター
- ・自分以外の人が作ったもの
- ・生成 AI で作ったもの

③ 応募方法

- ・応募専用フォームへ
- もしくは、「せたがやホッと」へ郵送・持ち込み
- ・FAX のいずれかで応募してください。

(宛先は p.4 の下段部分を参照のこと)

その際に、名前・年齢・住所・連絡先
(電話番号)・学校名もしくは勤務先を書
いてください。

※応募条件の確認のため、世田谷区に在
学・在勤の方は学校名もしくは勤務先を
記入してください。

④ その他

- ・採用された方には図書
カード 5,000 円分をプ
レゼント！
- ・応募者全員にボールペ
ン（インクの色：オレンジ）をプレゼント！
- ・著作権は世田谷区に帰
属するものとします。

② 応募条件

- ・世田谷区在住・在学・在勤の
中高生世代

なちゅと一緒に「せたがやホッと」を
盛り上げよう！
締め切りは令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
たくさんの応募待っています！！

クイズ 次の①～③の言葉はだれの言葉でしょう？選択肢の A～D から選んでね。（答えは p.3へ）

① これ 毒です ② 子どもが泣かない世界、それを作り
たててオレはバイバイになったんだ。 ③ はらがったぞ

A 日向翔陽（『ハイキュー!!』） B ロイド・フォージャー（『SPY×FAMILY』）
C 猫娘（『菓屋 のひとりごと』） D ひらえもん（『せたがやホッと』子どもサポート委員）

相談を 受けての流れ

子どもにもはまもられた権利、大切になれる権利があります。おとなでも子どもでもこの権利を侵害してはいけません。これまでも相談してうまくいかなかったことも「せたハット」に話してみませんか。(自分のことだけでなくても大丈夫です)

秘密は必ず守ります。 ※相談にお会いはかりません

例えば…こんなとき…

- 学校で…**
 - 仲間はずれやいじめ
 - 先生のことや友達のこと
- 家庭で…**
 - 家でのつらいことやなこと
 - 家族に話せないこと
- 昔い事・バイト先で…**
 - 仕事(イイト)尻で働くこと
 - 先輩や上司のこと



↓

つらい、悲しい気持ちになったら…

相談する

子どもの権利保障についておとなも相談できます。

電話・メール・手紙・FAX・会って

相談する

子どもの権利保障についておとなも相談できます。

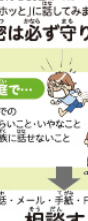
おはなしきかせてね



↓

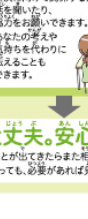
一緒に考える

あなただけの気持ちや意見を大切に聞いて、よい方法を一緒に考えます。



調べる、協力依頼

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いた後、協力を依頼ができます。
あなたのお父さんやお母さんを代わりに伝えることもできます。



要請・意見表明

関係する機関などに改善要請や意見表明をするのもできます。



↓



もう大丈夫。安心できました。

(困ったことが出てきたらまた相談してください。)
相談が終わっても、必要であれば引き続きサポートします。



せたハット

相談時間	月～金：午後1時～午後8時 土：午前10時～午後6時（日曜・祝・休・年末年始を除く）
相談電話番号	フリーダイヤル ハット にまようさい 0120-810-293 FAX 03-3439-6777 *携帯電話・公衆電話からも無料で行えます。
せたハットホームページ	https://www.city.setagaya.lg.jp/ 02236/1398.html

アクセス 小田急線 経堂駅北口から徒歩分
せた谷駅前（山下町交差点より徒歩5分）

所在地
〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15
世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階

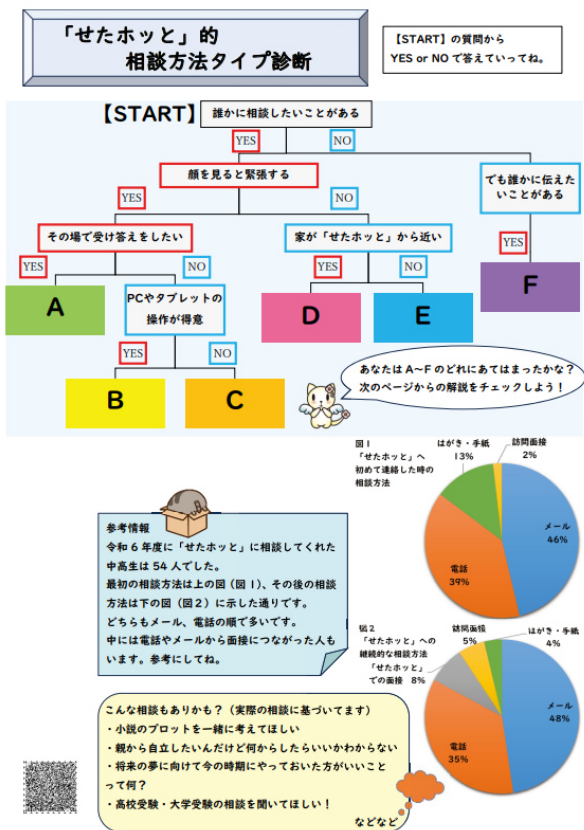


せたがやハットのサポーター
はっとも一緒で活動中！




ホームページ 子ども相談メール

発行元：世田谷区子ども的人権擁護機関（せたがやハットと子どもサポート）
TEL 3439-5415（直通線） © 2019-6777



A ええんだあなたは **電話** が向いています

自分が相談したいときに話せる／顔を見せなくていいから気が楽／何かしながら話せる

B ええんだあなたは **メール** が向いています

言葉をはっきり考えられる／時間を気にしなくていい／PCやスマホで手軽に送れる

C ええんだあなたは **はがき・手紙** が向いています

手書きの方が思いが伝わる／文字にすると自分の気持ちが整理される／自分の絵を送れる

D ええんだあなたは **「せたほっと」での面接** が向いています

どんな人かわかる／沈黙がこわくない／言葉以外のリアクションがあって話しやすい

E ええんだあなたは **訪問面接・出張相談** が向いています

※訪問相談：世田谷区の学校もしくは家や学校の近くの世田谷区の施設で面接すること
出張相談：学校の部屋を借りて相談会を開くこと
時間とお金（交通費等）の節約になる／普段の生活の場で会えるので不安や緊張が少ない

F ええんだあなたは **どんな相談方法でも OK!**

うれしかったこと、かなしかったこと、楽しかったこと、おかついたことなど、
「相談」という形じゃなくても、大丈夫。
電話、メール、会って話すでもなんでもいいので、あなたの思いを伝えてください。

あなたに合った相談方法は見つかったかな？
「せたほっと」は、あなたからの相談をいつでもまってるよ

クイズ 答え合わせ

① 「これ 毒です」

答え C 猫騙（「葉隠のひとりごと」2巻より）

② 「子どもが泣かない世界、それを作りたいってオレはスバイになった。」

答え B ロイド・フォージャー（『SPY×FAMILY』1巻より）

③ 「はらがへったぞ」

答え D ひなえもん（「せたほっと」子どもサポート委員）（「せたほっとレター」第18号より）



メッセージ、 相談者からの声

- 1 相談・調査専門員
- 2 相談者からの声

V メッセージ、相談者からの声

1 相談・調査専門員

「あたりまえ」を疑う ～相談・調査専門員としての心得～

相談・調査専門員

子どもの権利という言葉は以前よりも広く知られるようになり、メディアなどでも耳にする機会が増えてきました。それは大切な変化だと思います。子どもの権利は決して特別なものではなく日々の暮らしの中にある「あたりまえ」を大切にすることから始まります。それを「疑う」ということはどういうことでしょうか。

その前に改めて「あたりまえ」とは何かを考えてみたいと思います。調べてみると「誰もが疑問を持たない、普通のこと」と書かれているものが多かったように思います。では「普通」…とは？私は子どもの頃、意見が衝突したときに「そんなの普通でしょ」と言われるのが嫌でした。これを言われると何も言い返せず、モヤモヤしたことを思い出します。この「普通」ということだけでも、一人ひとりにさまざまな基準があり、特に子どもの気持ちに寄り添う際には、この「あたりまえ」を疑うことが大切なポイントになるのではないかと思います。

自分の言葉が伝わっているかを疑う

「せたホツと」が普及啓発活動で実施している権利イベントでのことです。子どもの権利について、子どもたちに話をしていたときに、子どもから「差別って何？」という質問を受けたことがありました。子どもの権利条約にある「差別」という言葉一つとっても、子どもたちには馴染みがないことがあります。大人が「あたりまえ」に使っている言葉であっても、子どもが「あたりまえ」に受け取っているとは、限らないということです。

『きみがきみらしく生きるための 子どもの権利』¹ という本に「差別は自分と違ったり、よくわからなかったりする相手のことを、『こういう人だ』と決めつけて、相手を仲間はずれにしたり、無視したりしてしまうこと」といった内容が書かれています。確かに表現は平易で分かりやすいのですが、この説明ですら受け取る側の子どもによっては、意味がさまざまに変わるのかもしれない。自分の持っているイメージを、子どもが自分と同じイメージで受け止めてくれているのかを、伝える側はいつも言葉だけがひとり歩きしないよう、疑いながら言葉を選んでいかなければならないと思います。

「子どもの最善の利益」を疑う

「子どもの最善の利益」を考えると、大人の「善かれ」が必ずしも子どもの「善かれ」と一致しているとは限りません。大人が必要だと思って整えた仕組みが、子どもにとって本当に意味のあるものになっているのか。それは一般的には「あたりまえ」に「善いこと」と考えられているかもしれませんが、目の前のその子にとって最善であるかを疑います。たしかに大人が持っている法律や制度の知識、経験は最善の利益を考えるにあたって重要な役割を果たします。しかしその一方で子ども自身の声や感覚から少しずつ離れていくことがないよう、自らを律していく必要があります。

子どもの力を信じられているかを疑ってみる

子どもたちの身近な出来事に思いを馳せ、同じ目線でいっしょに考えていくことで、一人ひと

りが大切にされていることに気付いているだろうか、と自らに問いかけます。仲間はずれにされたときの気持ち、意見を聴いてもらえなかったときの悲しさ、そうした子どもの経験を自分は本当に共有できているのか疑います。

二つ目には、子どもは転んでも立ち上がる力を持っています。そのとき大人がどう対応しているか、子どもはよく見えています。権利侵害の救済が、子ども自身が困難を乗り越え、成長していくことの助けになっているかを疑います。子どもは大人が思う以上に考え、感じ、自分なりの答えを探しています。子どもが自分の言葉で気持ちを表し、自分の問題として向き合う経験を支えます。

小さな選択を積み重ねられる機会が保障されているかを疑う

子どもは、ただ守られる存在であるだけではありません。ときには失敗して成長していくこともあります。権利救済機関として、そのような場面で前に出過ぎてはいないか、子どもが自分自身で解決しようとしているときに、その邪魔をしていないかについても、自問自答します。

子どもには本来生まれながらに生きる力が備わっています。その生きる力を強くたくましく育むために、大人は一步引いて見守り、いつでも安心して戻ってこられる環境を整えることも時には必要です。右や左に逸れて危なっかしく思えるときも、子どもを信じて目を離さずに「つらい」、「悲しい」、「もうだめだ」と思ったときの拠り所が整えられているだろうか。これらは権利救済機関の一員として、常に持っていなければならない視点であると思っています。

大人にとっての「あたりまえ」は、子どもと同じではないかもしれない。一個人の大人の経験から「子どもにとってはこれが一番なんだ」という決めつけになっていないだろうか。その子どもの個性や気持ちを生かした人生の選択ができる環境が提供できているだろうか。これらは権利救済機関だけではなく、子どもたちを取り巻く大人たちすべてが、心に留めて見守って欲しいと思うことでもあります。

最後に、人は完璧ではありません。専門職である私たちもそうです。相談者と一緒に先の見えない展開にグラグラ揺れ動くこともあります。そんなときに支えられたのは「できることをやればいい」と、「あなたらしくでいい」と言ってくださった子どもサポート委員からの言葉でした。この言葉は心に深く染みわたり、いつまでも残る一言となりました。人は誰か一人の温かな一言や、心を寄せてくれる人が一人でもいると思えるだけで、前を向いて進めるように思えます。私たちは一人ひとりの子どもの権利を大切に、あいまいではない形にしていくことを目指し、「あたりまえ」を疑うことで良いときも悪いときも、子どもの力を何度でも信じ直しながら、子どもの声に耳を傾けていきたいと思います。これからも子どもを見守る皆さんと一緒に子どもの生きる力に寄り添い、伴走者としての役割を担うことができましたら幸いです。

¹ 甲斐田万智子監修「きみがきみらしく生きるための 子どもの権利」KADOKAWA 2023 年

子どもから学び、子どもに還す

相談・調査専門員

子どもの話をきく—どこの家庭でも、学校でも、社会でも日常的に行われていることです。私たち相談・調査専門員もこの仕事に就く前から、さまざまな場と立場で子どもと関わってきました。私も子どもたちの話をきいてきましたが、「せたホッと」のきき方とは根本的に異なっていたと感じています。

では、なにが違うのでしょうか。それはきき手側が「子どもの権利条約」を明確に認識しているか否かであると思います。1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択されてから40年弱、日本政府が批准してから30年余りが経ちました。その間、どれほどの人にこの条約が理解され、浸透したのかは、数字として表れてはいません。しかし、条約の名前は知っていても、中身までを把握している人は少なく、さらに日常生活の中でそれを意識して過ごしている人は極めて稀なのではないでしょうか。

「せたホッと」で子どもと関わるようになり、他の相談・調査専門員と子どもとのやりとりを見聞きする中で、自分に大きな欠けがあることを自覚しました。私も条約名を知っているだけの1人だったのです。

子どもの権利条約には4つの一般原則があります。第2条「差別の禁止」、第3条「子どもの最善の利益」、第6条「生命への権利、生存・発達の確保」、第12条「子どもの意見表明権」がそれにあたります。そして、この4つは同時に成立することが重要です。

子どもの話をきくという行為は、「子どもの意見表明権」を守っているように見えます。自身を振り返ってみるに、大人の都合のよいようにきいていたことも、おりやり言葉にさせたことも、子どもの話を遮ったこともありました。これでは一般原則を満たしているとは言えません。

第12条には「意見を言う権利」だけでなく、「意見をきいてもらう権利」も「意見を表明しない権利」も含まれていることを心に留めねばなりません。

子どもの話をきくことは子どもの世界を知ることです。子ども自身と100%同じように感じることは多分できません。それでも知ろうとするとところから、子どもとの信頼関係は作られていくのだと思います。

子どもと話している最中に生じる「沈黙」は、その子を理解しようとする際のヒントの山なのかもしれません。息遣い、視線や手足の動き、表情は言葉にならないがゆえに、大事なことを物語っているのではないのでしょうか。ただ、視覚情報が入って来ない電話相談での「沈黙」を受け留めるのには未だに慣れません。

そして、良かれと思っての口出しや先回りをせず、子どもの中に流れる時間とタイミングを尊重し、その子に必要なだけ時間をかけること、つまり「待つ」ことが必要なのです。

これらの気づきは子どもたちと「せたホッと」から与えられました。気づくことと実行できることには大きな差があります。気づいたからには動き出す、それが気づいた者の務めです。

困りごとを抱え、よく知らない大人である「せたホッと」に勇気を持って相談に来た子どもが自分の権利が守られたと感じられたならば、やがて自分の周囲にいる子どもや大人の権利を尊重する人になると信じています。そういう意味で、「せたホッと」の活動は「今」ある困りごとに対応するだけでなく、「未来」への種まきなのかもしれません。いつの日か「せたホッと」が不要になる日を夢見つつ、今日も「せたホッと」にいます。

2 相談者からの声

「せたホツと」に相談をしに行くとき、何をするのかわからなかったけど、はじめに優しく話を聞いてもらいました。そのあと、卓球をして楽しくて安心できる場所だと思いました。

「何かあった時にいつでも相談して」と言ってくれたり、「いつでも遊びにおいで」と言ってくれたので安心できました。

今は今の学校で友達と楽しく過ごせています。



「せたホツと」から

「せたホツと」に来た時は、緊張や不安もあったかなと思います。クラスでは安心感が持てずに、常にまわりを気にしなくてはいけなくて、大変だった様子が伝わってきました。当時はクラスメイトがこわくて外で遊べなかったから、一緒に卓球をやったね。初めてやると言っていたんですが、すぐにコツをつかんで、いろいろな技に挑戦していた姿はすてきでした。そうやって、自分がしたいこと、やりたいことに、まっすぐに挑戦していくことを忘れないでほしいです。

環境が変わって、不安なことや心配なこともあったかと思うけど、まわりの友だちや学校の先生に支えられて、今日まで過ごせてきたと思います。もしまた安心感がなくなったら、がまんせずにいつでも相談してください。卓球もやりに来てくれたらうれしいです。



僕は5年生の時、クラスメイトからバイ菌扱いされるいじめを受けていました。先生達はいじめを見ていても、相談をしても、いじめがなくなるように動いてくれませんでした。5年生の間は学校に行くのが嫌で、いてもいなくても関係ないゾンビのような毎日を過ごしていました。「せたホッと」のみなさんはいじめの相談をすると、僕の話をしっかり聞いてくれて、すぐ学校の先生達に会って、僕の気持ちを話してくださいました。そのおかげで、先生達は僕の話ちゃんと聞いてくれるようになり、いじめについて真剣に対応してくれるようになりました。6年生になると、いじめてこない人たちが多いクラスになり、普通の小学生になれたと思います。

僕はこの経験を活かして、得意なプログラミングで、嫌な言葉を言われたときに発散できるゲームを作りました。Tech Kids Grand Prix の東京都 TOP50 に選出されました。



「せたホッと」から

いじめに苦しんでいるのに、学校がなかなか動いてくれない中で、「せたホッと」に相談してくれたケースでした。相談者の声に耳を傾け、学校にその声を届け、どう動けばいいかを学校と一緒に考えました。

学校が動いてくれない中でもあきらめず、「せたホッと」に声を届けてくれてありがとう。

また、自分が受けたつらい体験を活かして、いやなことを言われたらそれを発散できるプログラムを作ったことは、心無い言葉に苦しんでいるたくさん子どもたちに勇気を与えてくれることでしょう。

僕が「せたホッと」に相談したことは、学校のことです。

僕は4年生の時にひどいいじめを受けていました。

先生に、嫌がらせや暴言をやめるように言ってほしいと頼んでもなかなか改善しませんでした。親には言えなかったので、学校ではおとなしくしているけど、家に帰ると泣きわめいたり暴れたりして親に怒られる毎日でした。

そのうち、「自分はなんでこんなことにいちいち傷ついてるんだろう」と、自信もなくなっていきました。

5年生の時、やっと事情を知った母が「せたホッと」に電話してくれて、相談に行くことになりました。相談する前は、相談したことを親にばらされないか心配でした。

でも、「せたホッと」の人は親切で、親と別の部屋で話を聞いてくれたので安心して話すことができました。友人や先生にはあまり言えなかったこともすべて話して、話した後は気持ちが楽になっていました。

相談が終わった後に「また来てね」と笑顔で見送ってくれたこともうれしかったけど、それよりも話をして気持ちが軽くなったことで「また行こう」と思えました。

相談した後、いじめた人たちが罰を受けたり謝ったりすることは無かったけれど、僕の気持ちはすっきりしていました。

悩んでいることを聞いてもらうだけでも、とてもホッとしたからです。

僕は、これから勉強して好きな会社に入って、人生に悔いの無いよう、思う存分に仕事や趣味に没頭したいです。

世田谷区の子供たちの中には、いろんなことで悩んだり、困ったりしている子がいると思います。僕は、そういうことを誰にも言えなくてずっと我慢しているのはすごく辛かったです。

だから「あれ？なんかモヤモヤするな…」と思ったら、「せたホッと」に気軽に相談してほしいと思います。

「せたホッと」から

いじめを受けて傷ついていることを理解してくれる人もいない、助けてくれる人もいない中、ずっとひとりで抱えて我慢していた間は本当につらかったと思います。今こうして当時をふりかえり、自分の気持ちや考えを理路整然と書けるのはすごいことで、勇気を出して「せたホッと」に相談してくれたからだと思います。

それと、会ったときに興味を持っていることを話してくれたことがありました。自分で調べて、自分の考えをまとめしていく力、想像力の豊かさに驚いたのをよく覚えています。これからは、世界観を共有できる理解者にたくさん出会えると思います。自分を信じて、思うことを発信していつかくれるのを楽しみにしています。

これからも困難に直面することもあると思いますが、あなたを信じて待っている家族や「せたホッと」がいることを覚えていてください。またいつでも、よかったことや楽しいことも相談してくれたら嬉しいです。

おわりに

子どもサポート委員 上田美香

子どもからの相談件数が相談全体の 7 割

令和 7 (2025) 年度、「せたホッと」に寄せられた子どもからの新規相談は 245 件、全体の相談の 74.7%となりました。子どもからの相談が 7 割を超えたのは、令和 6 (2024) 年度 (77.1%) から 2 年連続となります。他自治体の子どもの相談・救済機関との比較については、本報告書内で安部委員が分析をしていますが、子どもからの相談の多さは「せたホッと」の特徴であることが分かります。相談場所を必要とする子どもたちの厳しい状況の中で「わたしの話を聴いて」という子どもたちの切実な願いを感じています。

「せたホッと」が開設して 13 年になりますが、開設の翌年から子どもからの相談が 6 割を超えて推移しています。これまでの子どもサポート委員、相談・調査専門員による地道な周知活動、子どもたちの声を丁寧に聴き続けた取り組みが、子どもたちの間で信頼度を高めているのだと考えます。

中高生を対象とした出張相談

令和 3 (2021) 年度に導入した、はがき相談や、アウトリーチとしての小学校等へのお出張相談は、小学校低学年の子どもを中心に、「せたホッと」につながる機会になっています。また、中高生が「せたホッと」の存在を知り、気軽に相談できる機会を増やそうと、令和 7 (2025) 年度から中高生を対象とした出張相談会「カフェ セタホッと」の実施を始めました。区内公共施設の中学生・高校生の自習室に出向き、近くの部屋でお茶とお菓子で一息ついてもらったり、子どもサポート委員や相談・調査専門員が話を聴く時間となっています。その場で具体的な相談にならなくても良いので、必要なときに「せたホッと」の存在を思い出してもらえるよう、中高生にも意見を聴きながら、開催時期や環境づくりを工夫していきたいと思っています。

未就学の子どもの相談

令和 7 (2025) 年度は、未就学の子どもに関する相談が前年度の 4 件から 16 件と増えました。明確な要因は分析できていませんが、未就学児の保護者や子どもが利用する「おでかけひろば」(地域子育て支援拠点)や、令和 7 (2025) 年 3 月に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」の職員研修における周知も影響していると思われます。

世田谷区では、子どもの権利の視点から保育の質の向上に向けた取り組みを展開しています。保育実践の経験を積んだ保育課職員が各教育・保育施設の相談支援を行う「保育サポート訪問」、「保育の質ガイドライン」を活用した実践や研修、指導検査、「保育ネット」による保育施設間連携などです。子どもの権利を実現する目的としては「せたホッと」と重なりがあるものの、大きな違いは「せたホッと」では未就学の子どもであっても必ず子どもの話を聴くということです。子どもの声をスタートとして、子どもと共に解決を目指します。

未就学の子ども自ら「せたホッと」にアクセスすることは難しいため、保護者からの相談として始まるのがほとんどです。それでも、「子どもの思い、願い—どのような解決を望むかを丁寧に聴く」という「せたホッと」が大切にしていることを保護者にも伝えます。そして、そのことには時間や解決までの期間を要するという理解を保護者と共有し、子どもから話を聴く機会を重ねていきます。

また、未就学の子どもと同様に、自らアクセスすることが難しいのは障害のある子どもです。「せたホッと」という場において、未就学の子どもや障害のある子どもが安心して話せる環境づくり、関係性の築き方に丁寧に取り組むことと併せて、今後は、子どもに身近な生活の場（たとえば教育・保育施設、福祉施設等）に出向いて話を聴くことも必要だと考えています。

さらに、話し言葉を使う以前からさまざまな手段でおとなに働きかけている乳幼児の声を聴くことも重要で、そこに日常的・継続的に子どもたちに関わる教育・保育施設、福祉施設等の支援者の強みがあります。「子どもの声を聴く」ことについて「世田谷区保育の質ガイドライン」では、「単に言葉を聞くということだけではなく、大人が子どもに対し、心を寄せて、子どもが表現している言葉やしぐさ、表情、瞳などから子ども自身の思いや願いを受けとめる」としています。こうした日常的・継続的な積み重ねが、言葉だけでは表現できない子どもたちの思いや願いに少しでも近づくことになると考えています。

子どもは「今を生きる権利の主体」

「せたホッと」には、緊迫した子どもからの相談も少なくありません。「あなたの将来のために…」と、十分に休む時間もないままに塾通いや勉強に追い込まれ、子どもの体と心が悲鳴をあげています。また、「この先、この子が困らないように…」と、おとなが望まない子どもの態度・行動に対して、その背景にある子どもの思いを十分に聴かず、必要以上に注意を与えたり、その態度・行動をやめさせようとしています。そのようなおとなの態度によって、子どもは自分自身が大切にされているという感覚を持てずにいます。

「子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体」とであると「世田谷区子どもの権利条例」にも示されています（前文 区や大人の決意表明）。目の前の子どもが、今、何を感じているのか子どもに心を寄せて、対話を重ねていくことが求められています。

世田谷区子どもの権利条例

世田谷区子どもの権利条例施行規則

相談状況の集計推移

ホッとにきゅうさいFAX

世田谷区子どもの権利条例

平成13年12月10日条例第64号
改正

平成24年12月10日条例第82号
平成26年3月7日条例第14号
令和2年3月4日条例第11号
令和7年3月5日条例第68号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 子どもの権利(第4条―第9条)

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり(第10条―第4条)

第4章 基本となる政策(第15条―第24条)

第5章 子どもの権利擁護(第25条―第35条)

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など(第36条―第39条)

第7章 雑則(第40条)

附則

(子どもの意見表明)

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心してできる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかりと受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろいろな不安をもっている子どもの味方になってくれるひとがいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

(区や大人の決意表明)

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ること、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである
子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、
子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域
づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成
元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択さ
れた「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども
基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひ
とりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく
幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を
実現していきます。

第1章 総則 (条例制定の趣旨)

第1条 この条例は、子どもの権利が当たり前に保障さ
れる文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分ら
しく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに
育つことができる社会をつくるための基本的な事柄
を定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のこと
をいいます。

- (1) まだ18歳になっていないすべての人
- (2) この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になってい
ないすべての人と同等の権利を認めることが適当であ
ると認められる人

2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであ
ったすべての人のことをいいます。

3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や
祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人
のことをいいます。

4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子
どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内
において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごした
りすることができる場所やこれらを支援する組織
団体・法人のことをいいます。

5 この条例において「区民・団体・事業者」とは、子ども

が地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で
活動する組織団体・法人のことをいいます。

6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育
委員会などの行政委員会も含めたすべての
執行機関のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

(1) 子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチ
ャレンジできるまち」をつくります。

(2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の
主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもってい
ます。私たち区や大人は、子どもの思いや意見を受け
とめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを
考え、実現していきます。

(3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関
わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に
保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる
文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきま
す。

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第4条 平成元年（1989年）11月20日に
国際連合総会で採択された「児童の権利に関する
条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定
める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定め
ます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、L
GBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、
国籍、障害の有無など（以下「年齢など」といいま
す。）にかかわらず、すべての子どもに保障されなけ
ればなりません。また、これらの権利を実現するため
の政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮
しなければなりません。

(1) いかなる理由でも差別されない権利

(2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるとき
は、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる
権利

(3) 生きる権利と成長・発達する権利

(4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の

意見や思いを表明する権利

(自分らしくいられる権利)

第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 自分らしくいられ、個性が尊重される権利

(2) 公正に評価される権利

(豊かに過ごす権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 今も将来も豊かに生きることができる権利

(2) 自分のやりたいことを追求できる権利

(3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

(4) 自分が知りたい情報を得られる権利

(5) 心や身体が疲れた時に休息することができる権利

(社会から守られ、支援を受ける権利)

第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 安全で安心して生きることができる権利

(2) 健康に暮らせる権利

(3) 生活環境と自然環境が守られる権利

(自分で自分のことを決める権利)

第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 自分で選択して自由に自己決定できる権利

(2) 自分らしく学び、成長・発達できる権利

(3) 様々なことに挑戦して失敗できる権利

(意見を表明し、参加・参画する権利)

第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 意見や思いは様々な方法で表すことができる権利

(2) 対話をして協働する権利

(3) 地域に参画する権利

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

(保護者の役割など)

第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。

2 保護者は、子どものために思い、良かれと思ってすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。

3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。

(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務)

第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。

2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。

3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。

(区民・団体・事業者の役割)

第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

2 事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

(区の責務)

第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。

(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり)

第14条 区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もががっとなり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるように必要な取組を行います。

第4章 基本となる政策

(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重)

第15条 区は、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。

2 区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。

3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。

4 区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。

2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現する

よう努めていきます。

(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。

(2) 場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えたい意見が受けとめられたと感じられること。

(3) 自分のことを自分で決められること。

3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めていきます。

(虐待の予防など)

第17条 誰でもあっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭にたいして適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

(いじめや差別の予防など)

第18条 誰でもあっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者やがっこう、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。

(^{ひんこん} 貧困などの^{たいさく} 対策)

第19条 ^{だい} 誰であつても、^{じょう} 貧困などに^{だれ} 関連する^{ひんこん} 生まれや^{かんれん} 育つた^う 環境などに^{そだ} かわらず、^{かんきょう} 安心して^{あんしん} 育つことが^{そだ} できる^{けんり} 権利があります。

2 区は、^く 貧困などの^{ひんこん} 防止と^{ぼうし} 解消に向けて、^{かいしょう} 子どもの^む 現在^こ と^{げんざい} 将来がその^{しょうらい} 生まれや^う 育つた^{そだ} 環境に^{かんきょう} 左右されること^{さゆう} が^こ ないよう、^{じぶん} すべての^{ゆた} 子どもの^{そだ} が^{そだ} 自分らしく^{ゆた} 豊かに^{そだ} 育つ^{そだ} ことができる^{そだ} 環境の^{かんきょう} 整備に^{せいび} 努めて^{つと} いきます。

(^{けんこう} 健康と^{かんきょう} 環境づくり)

第20条 区は、^{だい} 子どもの^{じょう} 健康を^く 保持し、^{けんこう} 増進して^{ほし} いくと^{ぞうしん} ともに、^こ 子どもが^{じぶん} 自分らしく^{ゆた} 豊かに^{そだ} 育つための^{あんぜん} 安全で^{りょうこう} 良好な^{かんきょう} 環境を整備するよう^{せいび} 努めて^{つと} いきます。

(^こ 子どもの^{けんりがくしゅう} 権利学習の^{しえん} 支援)

第21条 区は、^{だい} 子どもが^{じょう} 子どもの^く 権利について^{けんり} 学習する^{がくしゅう} ための^{しえん} 支援に^{つと} 努めて^{しえん} いきます。

2 区は、^く 子どもに^こ 関わる^{かか} 大人が^{おとな} 子どもの^{けんり} 権利について^{けんり} 理解し、^{りかい} 子どもに^{おし} 教えることが^{しえん} できるようになるための^{つと} 支援に^{しえん} 努めて^{しえん} いきます。

(^こ 子育て^{しえん} 支援ネットワークの^{けいせい} 形成)

第22条 区は、^{だい} 子どもの^{じょう} 育ちや^こ 子育てを、^{そだ} 子どもや^こ 保護者^{ほごしや} 個人の^{こじん} 責任とは^{せきにん} せず、^{ちいき} 地域社会^{せいかい} 全体で^{ぜんたい} ともに^{とも} に^{とも} ささ^あ ぐ^こ 支援を^{ひとり} 一人ひとりの^{けんり} 権利が^{ほしょう} 保障される^{ちいき} 地域づくりを^{すいしん} 推進して^{しえん} いきます。

2 区は、^く 多様な^{たよう} 主体による^{しゆたい} 子育て^こ 支援ネットワークの^{しえん} 形成に^{けいせい} おける、^{ちゅうしんてき} 中心的な^{やくわり} 役割を^{にな} 担います。

(^{ひとざいいくせい} 人材育成)

第23条 区は、^{だい} 子どもの^{じょう} 意見形成や^こ 意見表明を^{いけんけいせい} 支援する^{いけんひょうめい} ため、^{しえん} 必要の人材育成に^{ひつよう} 努めて^{じんざい} いきます。

2 区は、^く 子どもの^こ 意見形成や^{いけんけいせい} 意見表明を^{いけんひょうめい} 支援する^{しえん} 人材^{じんざい} を^{けいぞくてき} 継続的に^{いくせい} 育成するとともに、^{しえん} 支援を受けた^う 子どもが^こ つぎ^{つぎ} にな^て て^{じゅんかん} 循環が^う 生まれる^{かんきょう} 環境の^{せいび} 整備に^{つと} 努めて^{しえん} いきます。

(^{ふきゅうけいはつ} 普及啓発)

第24条 区は、^{だい} この^{じょう} 条例の^く 存在と^{りねん} 理念について、^{そんざい} すべての^く 区民に^{りかい} 理解してもらうよう^{つと} 努めて^{しえん} いきます。

2 区は、^く 様々な^{さまざま} 工夫を^{くふう} しながら、^{にゅうようじ} 乳幼児を含めた^{ふく} 子ども^こ に対して^{たい} だけでなく、^{おとな} 大人に対して^{たい} も、^{じょうれい} この^{じょうれい} 条例の^{ふきゅうけいはつ} 普及啓発を^{じっし} 実施して^{しえん} いきます。

3 区や^く 大人は、^{おとな} 子どもが^こ 自分らしく^{じぶん} 生きて^い いくことが^い できる^い 社会において、^{しゃかい} 自ら^{みづか} 考^{かんが} え^{せきにん} 責任ある^{せいかつ} 生活を送る^{おく} ために、^{じぶん} 自分自身に^こ 子どもの^{けんり} 権利があることや、^{たが} お互い^{たが} を^{みと} 認め^あ 合い^{そんちよう} 尊重することの^{たいせつ} 大切さを^{つた} 伝えて^い いきます。

4 区民が^く 子どもの^{けんり} 権利について^{けんり} 理解と^{りかい} 関心^{かんしん} を^{ふか} 深めること^{ふか} が^こ できるよう、^{けんり} 子どもの^{けんり} 権利条約が^{けんり} 国際連合で^{こくさいれんごう} 採択された^{さいたく} 11月20日を、^{がつはつ} 「^{せたがやく} 世田谷区^こ 子どもの^{けんり} 権利^{けんり} の日^ひ」として^{さだ} 定めます。

第5章 ^{だい} 子どもの^{けんり} 権利擁護

(^{せたがやく} 世田谷区子どもの^{けんり} 権利擁護委員の^{せっち} 設置)

第25条 区は、^{だい} 子どもの^{じょう} 権利を^{けんり} 擁護し、^{けんり} 子どもの^{けんり} 権利の^{けんり} 侵害を^{しんがい} 速やかに^{すみ} 取り除くことを^と 目的として、^{もくてき} 区長と^{くちよう} 教^{きやう} 育委員会^{きやう} の^{きやう} 附属機関として^{ふぞくきかん} 世田谷区^{せたがやく} 子どもの^{けんり} 権利^{けんり} 擁護委員^{ようごいいん} (以下「^い 擁護委員^い」)と^い いいます。)を^{せっち} 設置しま^{せっち} す。

2 擁護委員は、^{ようごいいん} 5人以内と^{にんい} します。

3 擁護委員は、^{ようごいいん} 人格が^{じんかく} 優れ、^{すぐ} 子どもの^{けんり} 権利について^{けんり} 見識のある^{けんしき} 人の^{ひと} うちから^{くちよう} 区長と^{きやう} 教育委員会が^{いしよく} 委嘱^{いしよく} します。

4 擁護委員の^{ようごいいん} 任期は^{にんき} 3年と^{ねん} します。ただし、^{さいにん} 再任すること^{さいにん} が^い できるものと^い します。

5 区長と^{くちよう} 教育委員会^{きやう} は、^{ようごいいん} 擁護委員が^{しんしん} 心身の^{こしやう} 故障により^{しごと} その^{しごと} 仕事ができ^{はんたん} ないと^{ようごいいん} 判断したときや、^{はんたん} 擁護委員と^{はんたん} して^{はんたん} ふさわしくない^{はんたん} 行いがあると^{はんたん} 判断したときは、^{はんたん} その^{はんたん} 職を^{はんたん} 解くことが^{はんたん} できます。

(^{ようごいいん} 擁護委員の^{しごと} 仕事)

第26条 擁護委員は、^{だい} 次の^{じょう} 仕事を行^{つぎ} います。

(1) ^こ 子どもの^{けんり} 権利の^{しんがい} 侵害についての^{そうだん} 相談に^{おう} 応じ、^{ひつよう} 必要^{ひつよう} な^{ひつよう} 助言や^{じょげん} 支援を^{しえん} すること。

(2) ^こ 子どもの^{けんり} 権利の^{しんがい} 侵害についての^{ちやうさ} 調査を^{ちやうさ} すること。

(3) ^こ 子どもの^{けんり} 権利の^{しんがい} 侵害を取り除くための^と 調整や^{ちやうせい} 要請^{ようせい} を^{ちやうせい} すること。

(4) ^こ 子どもの^{けんり} 権利の^{しんがい} 侵害を防ぐための^{ふせ} 意見を^{いけん} 述べるこ^の と。

(5) ^こ 子どもの^{けんり} 権利の^{しんがい} 侵害を取り除くための^と 要請、^{ようせい} 子ども^こ の^{けんり} 権利の^{しんがい} 侵害を防ぐための^{ふせ} 意見などの^{いけん} 内容を^{ないよう} 公表^{こうひやう} すること。

(6) ^こ 子どもの^{けんり} 権利の^{しんがい} 侵害を防ぐための^{ふせ} 見守りなどの^{みまも} 見守りなどの

支援^{しえん}をすること。

(7)活動^{かつどう}の報告^{ほうこく}をし、その内容^{ないよう}を公表^{こうひょう}すること。

(8)子ども^この権利^{けんり}の擁護^{ようご}についての必要^{ひつよう}な理解^{りかい}を広め

ること。
(擁護委員^{ようごいいん}の務めなど)

第27条 擁護委員^{ようごいいん}は、子ども^この権利^{けんり}を擁護^{ようご}し、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くため、区長^{くちょう}、教育委員会^{きょういくいいんかい}、保護者^{ほごしゃ}、区民^{くみん}、事業者^{じぎょうしゃ}など(以下「関係機関^{かんけいきかん}など」といいます。))と連絡^{れんらく}をとり、協力^{きょうりよく}しながら、公正かつ中立^{ちゅうりつ}に仕事^{しごと}をしなければなりません。

2 擁護委員^{ようごいいん}は、その地位^{ちい}を政党^{せいとう}や政治目的^{せいじてきもくてき}のために利用^{りよう}してはなりません。

3 擁護委員^{ようごいいん}は、仕事^{しごと}をする上で知った他人^{うえ}の秘密^しを漏ら^{たにん}してはなりません。擁護委員^{ようごいいん}を辞めた後も同様^{ひみつ}とします。

(擁護委員^{ようごいいん}への協力^{きょうりよく}など)

第28条 区^くは、擁護委員^{ようごいいん}の設置^{せいち}の目的^{もくてき}を踏まえ、その仕事^{しごと}に協力^{きょうりよく}しなければなりません。

2 保護者^{ほごしゃ}、区民^{くみん}、事業者^{じぎょうしゃ}などは、擁護委員^{ようごいいん}の仕事^{しごと}に協力^{きょうりよく}するよう努めなければなりません。

3 区^くは、附属機関^{ふぞくきかん}としての役割^{やくわり}を担い活動^{かつどう}する擁護委員^{ようごいいん}の独立性^{どくりつせい}を尊重^{そんちよう}しなければなりません。

(相談^{そうだん}と申立^{もうした})

第29条 次^{だい}に定める者^{じよう}は、擁護委員^{つぎ}に、自分^{さだ}の権利^{もの}への侵害^{しんがい}について相談^{そうだん}することやその侵害^{しんがい}を取り除くための申立^{もうした}をすることができます。また、誰^{だれ}であっても、擁護委員^{ようごいいん}に、次^{つぎ}に定める者^{さだ}の権利^{けんり}の侵害^{しんがい}について相談^{そうだん}することやその侵害^{しんがい}を取り除くための申立^{もうした}をすることができます。

(1)区内^{くない}に住所^{じゅうしょ}を有^{ゆう}する子ども^こ

(2)区内^{くない}にある事業所^{じぎょうしょ}で働^{はたら}いている子ども^こ

(3)区内^{くない}にある学校^{がっこう}、児童福祉施設^{じどうふくししせつ}などに、通学^{つうがく}、通所^{つうしよ}や入所^{にゅうしよ}している子ども^こ

(4)子ども^こに準^{じゆん}ずる者^{もの}として規則^{きそく}で定める者^{さだ}

(調査^{ちようさ}と調整^{ちようせい})

第30条 擁護委員^{ようごいいん}は、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くための申立^{もうした}に基づき、また、必要^{ひつよう}に応じて、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}についての調査^{ちようさ}をするものとします。ただ

し、擁護委員^{ようごいいん}が特別^{とくべつ}の事情^{じじよう}があると認め^{みと}るときを除^{のぞ}き、規則^{きそく}で定める場合^{さだ}においては、調査^{ちようさ}をしないことができません。

2 擁護委員^{ようごいいん}は、関係機関^{かんけいきかん}などに対し調査^{たい}のために必要^{ひつよう}な書類^{しよるい}を提出^{ていしゆつ}するよう求めることや、その職員^{しよくいん}などに対し調査^{たい}のために質問^{ちようさ}することができるものとします。

3 擁護委員^{ようごいいん}は、調査^{ちようさ}の結果^{けつか}、必要^{ひつよう}と認め^{みと}るときは、子ども^こも関係機関^{かんけいきかん}などとの仲介^{ちゅうかい}をするなど、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くための調整^{ちようせい}をすることができます。

(要請^{ようせい}と意見^{いけん}など)

第31条 擁護委員^{ようごいいん}は、調査^{たい}や調整^{ちようせい}の結果^{けつか}、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くため必要^{ひつよう}と認め^{みと}るときは、関係機関^{かんけいきかん}などに対してそのための要請^{ようせい}をすることができます。

2 擁護委員^{ようごいいん}は、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を防ぐため必要^{ふせ}と認め^{みと}るときは、関係機関^{かんけいきかん}などに対してそのための意見^{いけん}を述べるすることができます。

3 要請^{ようせい}や意見^{いけん}を受けた区長^{くちょう}や教育委員会^{きょういくいいんかい}は、その要請^{ようせい}や意見^{いけん}を尊重^{そんちよう}し、適切^{てきせつ}に対応^{たいおう}しなければなりません。

4 要請^{ようせい}や意見^{いけん}を受けた区長^{くちょう}と教育委員会^{きょういくいいんかい}以外の関係機関^{かんけいきかん}などは、その要請^{ようせい}や意見^{いけん}を尊重^{そんちよう}し、対応^{たいおう}に努めなければなりません。

5 擁護委員^{ようごいいん}は、区長^{くちょう}や教育委員会^{きょういくいいんかい}に対して要請^{たい}をしたときや意見^{いけん}を述べたときは、その対応^{たいおう}についての報告^{ほうこく}を求めることができます。

6 擁護委員^{ようごいいん}は、必要^{ひつよう}と認め^{みと}るときは、要請^{ようせい}、意見^{いけん}、対応^{たいおう}についての報告^{ほうこく}の内容^{ないよう}を公表^{こうひょう}することができます。この場合^{ばあい}においては、個人情報^{こじんじようほう}の保護^{ほご}について十分に配慮^{はいりよ}しなければなりません。

7 擁護委員^{ようごいいん}は、その協議^{きようぎ}により要請^{ようせい}をし、意見^{いけん}を述べ、また、この要請^{ようせい}や意見^{いけん}の内容^{ないよう}を公表^{こうひょう}するものとします。

(見守り^{みまも}などの支援^{しえん})

第32条 擁護委員^{ようごいいん}は、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くための要請^{ようせい}などをした後も、必要^{ひつよう}に応じて、関係機関^{かんけいきかん}などと協力^{きょうりよく}しながら、その子ども^この見守り^{みまも}などの支援^{しえん}

をすることができます。

(活動の報告と公表)

第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務)

第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

(相談・調査専門員)

第35条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。

2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。

3 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など
(推進計画)

第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を作ります。

2 区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。

(推進体制)

第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めています。

(評価検証など)

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第7章 雑則

(委任)

第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附則(平成24年12月10日条例第82号抄)

1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。(平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行)

附則(平成26年3月7日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附則(令和2年3月4日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

附則(令和7年3月5日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正)

2 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月世田谷区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」に改める。

世田谷区子どもの権利条例施行規則

世田谷区子どもの権利条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号

改正 平成28年1月29日規則第14号

令和2年12月8日規則第129号

令和7年3月5日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子どもの権利条例（平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員（条例第25条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

第4条 申立て（条例第29条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。）は、擁護委員に申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書（第2号様式）に記録するものとする。

(子どもに準ずる者)

第5条 条例第29条第4号の子どもに準ずる者として規則で定める者は、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、世田谷区児童相談所による措置を受けている者

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

(2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合

(3) 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合

(4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合

(5) 擁護委員の行為に係るものである場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、又はその他の理由により調査（条例第30条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。）をすることが適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第30条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則14号〕

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書（第4号様式）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報保護に十分に配慮しなければならない。（調査の実施）

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機

関等（条例第27条に規定する関係機関などを用いる。以下同じ。）に調査実施通知書（第5号様式）により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

- 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

（調査の中止）

- 第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者（以下「同意者」という。）又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（第6号様式）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

- 第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（第7号様式）によりその結果を通知するものとする。

（要請及び意見）

- 第11条 擁護委員は、要請（条例第31条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。）をし、又は意見（同条第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。）を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書（第8号様式）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

（対応についての報告）

- 第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条例第31条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応

内容通知書（第9号様式）によりその内容を通知するものとする。

（公表）

- 第13条 条例第31条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第33条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

（身分証明書）

- 第14条 擁護委員及び相談・調査専門員（条例第35条第1項の相談・調査専門員をいう。）は、調査又は調整（条例第30条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。）をするときは、身分証明書（第10号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（擁護委員会議）

- 第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

- 4 擁護委員会議は、非公開とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

（委任）

- 第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例（平成24年12月世田谷区条例第82号）第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月8日規則第129号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の第4条第1項の規定によりされた申し立ては、この規則による改正後の第4条第1項の規定によりされた申し立てとみなす。

相談状況の集計推移(年度の記載がない表は全て令和7(2025)年度の集計です)

1. 初回の相談方法と件数(新規件数)

	年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	3	83 (42.1%)	31 (15.7%)	5 (2.5%)	73 (37.1%)	3 (1.5%)	2 (1.0%)	197 (100.0%)
	4	81 (33.3%)	58 (23.9%)	1 (0.4%)	101 (41.6%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	243 (100.0%)
	5	58 (28.6%)	52 (25.6%)	1 (0.5%)	86 (42.4%)	6 (3.0%)	0 (0.0%)	203 (100.0%)
	6	76 (27.0%)	48 (17.1%)	30 (10.7%)	127 (45.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	281 (100.0%)
	7	57 (23.3%)	63 (25.7%)	25 (10.2%)	98 (40.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	245 (100.0%)
おとな	3	86 (83.5%)	12 (11.7%)	4 (3.9%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	103 (100.0%)
	4	114 (91.9%)	7 (5.6%)	2 (1.6%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	124 (100.0%)
	5	81 (83.5%)	14 (14.4%)	1 (1.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	97 (100.0%)
	6	68 (84.0%)	10 (12.3%)	2 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	81 (100.0%)
	7	70 (84.3%)	12 (14.5%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	83 (100.0%)
合計	3	169 (56.3%)	43 (14.3%)	9 (3.0%)	74 (24.7%)	3 (1.0%)	2 (0.7%)	300 (100.0%)
	4	195 (53.1%)	65 (17.7%)	3 (0.8%)	102 (27.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	367 (100.0%)
	5	139 (46.3%)	66 (22.0%)	2 (0.7%)	87 (29.0%)	6 (2.0%)	0 (0.0%)	300 (100.0%)
	6	144 (39.8%)	58 (16.0%)	32 (8.8%)	127 (35.1%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	362 (100.0%)
	7	127 (38.7%)	75 (22.9%)	26 (7.9%)	98 (29.9%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	328 (100.0%)

(令和3(2021)年度より、はがき相談を開始)

2. 初回の相談者の内訳(新規件数)

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関(者)	その他	合計
3	193 (64.3%)	84 (28.0%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
4	242 (65.9%)	108 (29.4%)	10 (2.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	367 (100.0%)
5	201 (67.0%)	79 (26.3%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	6 (2.0%)	300 (100.0%)
6	279 (77.1%)	67 (18.5%)	6 (1.7%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	5 (1.4%)	362 (100.0%)
7	245 (74.7%)	64 (19.5%)	9 (2.7%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	6 (1.8%)	328 (100.0%)

3. 相談対象となる子どもの所属(新規件数)

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
3	5 (1.7%)	197 (65.7%)	65 (21.7%)	32 (10.7%)	1 (0.3%)	300 (100.0%)
4	12 (3.3%)	245 (66.8%)	82 (22.3%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	367 (100.0%)
5	5 (1.7%)	200 (66.7%)	64 (21.3%)	27 (9.0%)	4 (1.3%)	300 (100.0%)
6	4 (1.1%)	277 (76.5%)	58 (16.0%)	20 (5.5%)	3 (0.8%)	362 (100.0%)
7	16 (4.9%)	223 (68.0%)	49 (14.9%)	37 (11.3%)	3 (0.9%)	328 (100.0%)

4.相談の内容(新規件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
3	45 (15.0%)	29 (9.7%)	23 (7.7%)	9 (3.0%)	4 (1.3%)	8 (2.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)
4	48 (13.1%)	64 (17.4%)	20 (5.4%)	11 (3.0%)	2 (0.5%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
5	49 (16.3%)	43 (14.3%)	16 (5.3%)	6 (2.0%)	5 (1.7%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)
6	61 (16.9%)	39 (10.8%)	20 (5.5%)	7 (1.9%)	1 (0.3%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
7	46 (14.0%)	33 (10.1%)	22 (6.7%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	6 (1.8%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
3	61 (20.3%)	31 (10.3%)	18 (6.0%)	9 (3.0%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)	35 (11.7%)	3 (1.0%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
4	91 (24.8%)	43 (11.7%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)	10 (2.7%)	27 (7.4%)	1 (0.3%)	8 (2.2%)	367 (100.0%)
5	81 (27.0%)	29 (9.7%)	14 (4.7%)	5 (1.7%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)	28 (9.3%)	2 (0.7%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
6	85 (23.5%)	25 (6.9%)	11 (3.0%)	13 (3.6%)	32 (8.8%)	11 (3.0%)	29 (8.0%)	2 (0.6%)	9 (2.5%)	362 (100.0%)
7	82 (25.0%)	40 (12.2%)	17 (5.2%)	4 (1.2%)	19 (5.8%)	11 (3.4%)	26 (7.9%)	2 (0.6%)	7 (2.1%)	328 (100.0%)

5.相談内容別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
3	22 (11.2%)	10 (5.1%)	16 (8.1%)	2 (1.0%)	3 (1.5%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
4	21 (8.6%)	34 (14.0%)	19 (7.8%)	6 (2.5%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.6%)	0 (0.0%)
5	27 (13.3%)	17 (8.4%)	12 (5.9%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
6	40 (14.2%)	22 (7.8%)	12 (4.3%)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	5 (1.8%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (1.1%)	0 (0.0%)
7	25 (10.2%)	16 (6.5%)	18 (7.3%)	3 (1.2%)	0 (0.0%)	5 (2.0%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
年度	対人関係の悩み	家族・家庭の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
3	57 (28.9%)	29 (14.7%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	33 (16.8%)	3 (1.5%)	5 (2.5%)	197 (100.0%)
4	79 (32.5%)	37 (15.2%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	9 (3.7%)	24 (9.9%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	243 (100.0%)
5	75 (36.9%)	26 (12.8%)	0 (0.0%)	3 (1.5%)	0 (0.0%)	5 (2.5%)	25 (12.3%)	2 (1.0%)	5 (2.5%)	203 (100.0%)
6	84 (29.9%)	24 (8.5%)	0 (0.0%)	9 (3.2%)	32 (11.4%)	10 (3.6%)	28 (10.0%)	2 (0.7%)	5 (1.8%)	281 (100.0%)
7	73 (29.8%)	35 (14.3%)	0 (0.0%)	3 (1.2%)	19 (7.8%)	11 (4.5%)	25 (10.2%)	2 (0.8%)	6 (2.4%)	245 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数125件を加えた453件に対しての回数

6.子どもの性別(新規件数)

年度	男	女	不明	合計
3	110 (36.7%)	173 (57.7%)	17 (5.7%)	300 (100.0%)
4	131 (35.7%)	210 (57.2%)	26 (7.1%)	367 (100.0%)
5	99 (33.0%)	179 (59.7%)	22 (7.3%)	300 (100.0%)
6	119 (32.9%)	210 (58.0%)	33 (9.1%)	362 (100.0%)
7	103 (31.4%)	195 (59.5%)	30 (9.1%)	328 (100.0%)

7.子どもの性別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	男	女	不明	合計
3	54 (27.4%)	130 (66.0%)	13 (6.6%)	197 (100.0%)
4	65 (26.7%)	162 (66.7%)	16 (6.6%)	243 (100.0%)
5	51 (25.1%)	138 (68.0%)	14 (6.9%)	203 (100.0%)
6	78 (27.8%)	177 (63.0%)	26 (9.3%)	281 (100.0%)
7	70 (28.6%)	156 (63.7%)	19 (7.8%)	245 (100.0%)

8.相談者からの相談方法(延べ相談回数) ※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	319 (23.6%)	322 (23.8%)	125 (9.3%)	147 (10.9%)	19 (1.4%)	1 (0.1%)	933 (69.1%)
おとな	245 (18.1%)	97 (7.2%)	74 (5.5%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	418 (30.9%)
合計	564 (41.7%)	419 (31.0%)	199 (14.8%)	147 (10.9%)	20 (1.5%)	2 (0.2%)	1,351(100.0%)

9.「せたホッと」から相談者への対応方法(延べ対応回数)※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	172 (15.0%)	403 (35.0%)	69 (6.0%)	0 (0.0%)	184 (16.0%)	0 (0.0%)	828 (72.0%)
おとな	219 (19.0%)	91 (7.9%)	12 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	322 (28.0%)
合計	391 (34.0%)	494 (43.0%)	81 (7.0%)	0 (0.0%)	184 (16.0%)	0 (0.0%)	1,150(100.0%)

10.サポート委員・専門員の総活動回数(方法別)※

(上記8+9+関係機関との活動回数)

年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
3	1,092 (48.5%)	620 (27.5%)	324 (14.4%)	100 (4.4%)	102 (4.5%)	15 (0.7%)	2,253 (100.0%)
4	1,410 (50.6%)	744 (26.7%)	313 (11.2%)	150 (5.4%)	146 (5.2%)	24 (0.9%)	2,787 (100.0%)
5	1,527 (47.6%)	1,030 (32.1%)	346 (10.8%)	123 (3.8%)	184 (5.7%)	1 (0.0%)	3,211 (100.0%)
6	1,738 (53.6%)	760 (23.4%)	300 (9.3%)	230 (7.1%)	212 (6.5%)	2 (0.1%)	3,242 (100.0%)
7	1,789 (51.6%)	949 (27.4%)	371 (10.7%)	147 (4.2%)	207 (6.0%)	2 (0.1%)	3,465 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数125件を加えた453件に対しての回数

11. サポート委員・専門員の総活動回数(対応先別)※

年度	子ども	おとな	関係機関(者)	合計
3	880 (39.1%)	975 (43.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)
4	1,165 (41.8%)	1,133 (40.7%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)
5	1,390 (43.3%)	1,218 (37.9%)	603 (18.8%)	3,211 (100.0%)
6	1,650 (50.9%)	807 (24.9%)	785 (24.2%)	3,242 (100.0%)
7	1,761 (50.8%)	740 (21.4%)	964 (27.8%)	3,465 (100.0%)

12. 新規件数と総活動回数の月別推移

月	新規件数	総活動回数
4	13 (4.0%)	211 (6.1%)
5	17 (5.2%)	195 (5.6%)
6	35 (10.7%)	269 (7.8%)
7	40 (12.2%)	280 (8.1%)
8	16 (4.9%)	235 (6.8%)
9	24 (7.3%)	277 (8.0%)
10	20 (6.1%)	280 (8.1%)
11	87 (26.5%)	452 (13.0%)
12	25 (7.6%)	435 (12.6%)
1	15 (4.6%)	273 (7.9%)
2	17 (5.2%)	267 (7.7%)
3	19 (5.8%)	291 (8.4%)
合計	328 (100.0%)	3,465 (100.0%)

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関(者)	学校	その他	合計
電話	57 (17.4%)	55 (16.8%)	8 (2.4%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	3 (0.9%)	127 (38.7%)
メール	63 (19.2%)	8 (2.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.9%)	75 (22.9%)
面接	25 (7.6%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (7.9%)
はがき	98 (29.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	98 (29.9%)
手紙	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
FAX	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
合計	245 (74.7%)	64 (19.5%)	9 (2.7%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	6 (1.8%)	328 (100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	491 (14.2%)	725 (20.9%)	194 (5.6%)	147 (4.2%)	203 (5.9%)	1 (0.0%)	1,761 (50.8%)
おとな	464 (13.4%)	188 (5.4%)	86 (2.5%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	740 (21.4%)
関係機関(者)	834 (24.1%)	36 (1.0%)	91 (2.6%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	964 (27.8%)
合計	1,789 (51.6%)	949 (27.4%)	371 (10.7%)	147 (4.2%)	207 (6.0%)	2 (0.1%)	3,465 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数125件を加えた453件に対しての回数

15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計 ※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分 以上 2時間未満	2時間以上	メール・FAX	はがき・手紙	合計
電話 (相談者から)	240 (6.9%)	167 (4.8%)	93 (2.7%)	46 (1.3%)	14 (0.4%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	564 (16.3%)
電話 (せたホッとから)	298 (8.6%)	63 (1.8%)	22 (0.6%)	5 (0.1%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	391 (11.3%)
電話 (関係機関 者)	731 (21.1%)	82 (2.4%)	17 (0.5%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	834 (24.1%)
メール (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	419 (12.1%)	0 (0.0%)	419 (12.1%)
メール (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	494 (14.3%)	0 (0.0%)	494 (14.3%)
メール (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	36 (1.0%)	0 (0.0%)	36 (1.0%)
面接 (事務所)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	39 (1.1%)	70 (2.0%)	59 (1.7%)	24 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	199 (5.7%)
訪問 (学校)	29 (0.8%)	6 (0.2%)	12 (0.3%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	52 (1.5%)
訪問 (その他)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	10 (0.3%)	14 (0.4%)	10 (0.3%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39 (1.1%)
訪問 (関係機関 者)	19 (0.5%)	17 (0.5%)	16 (0.5%)	13 (0.4%)	9 (0.3%)	7 (0.2%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	84 (2.4%)
手紙 (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	167 (4.8%)	167 (4.8%)
手紙 (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	184 (5.7%)	184 (5.7%)
手紙 (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
FAX (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)
FAX (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
FAX (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	1,320 (38.1%)	341 (9.8%)	209 (6.0%)	152 (4.4%)	98 (2.8%)	40 (1.2%)	951 (27.4%)	354 (10.2%)	3,465 (100.0%)

16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計(新規件数)

	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	13 (4.0%)	7 (2.2%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
2～9回	24 (7.4%)	20 (6.2%)	8 (2.5%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	6 (1.8%)	3 (0.9%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)
10回以上	9 (2.8%)	6 (1.8%)	12 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	46 (14.2%)	33 (10.2%)	22 (6.8%)	3 (0.9%)	1 (0.3%)	6 (1.8%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)
	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	総計
1回のみ	18 (5.5%)	8 (2.5%)	13 (4.0%)	2 (0.6%)	17 (5.2%)	5 (1.5%)	6 (1.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	95 (29.2%)
2～9回	55 (16.9%)	25 (7.7%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	6 (1.8%)	19 (5.8%)	1 (0.3%)	5 (1.5%)	185 (56.9%)
10回以上	9 (2.8%)	7 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	45 (13.8%)
合計	82 (25.2%)	40 (12.3%)	17 (5.2%)	3 (0.9%)	19 (5.8%)	11 (3.4%)	25 (7.7%)	2 (0.6%)	7 (2.2%)	325 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数125件を加えた453件に対しての回数

17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	35	(10.7%)
火曜日	19	(5.8%)
水曜日	24	(7.3%)
木曜日	35	(10.7%)
金曜日	22	(6.7%)
土曜日	18	(5.5%)
メール・手紙等	175	(53.4%)
合計	328	(100.0%)

18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	5	(1.5%)
11時台	2	(0.6%)
12時台	1	(0.3%)
13時台	28	(8.5%)
14時台	22	(6.7%)
15時台	31	(9.5%)
16時台	19	(5.8%)
17時台	15	(4.6%)
18時台	17	(5.2%)
19時台	13	(4.0%)
メール・手紙等	175	(53.4%)
合計	328	(100.0%)

19. 総活動回数(男女別) ※

男	2,237	(64.6%)
女	1,122	(32.4%)
不明	106	(3.1%)
合計	3,465	(100.0%)

20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表(新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・ 保育園	施設(入 所・通所)	児童館・ 新BOP	その他	合計
いじめ	42 (12.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	46 (14.0%)
学校・教職 員等の対応	32 (9.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	33 (10.1%)
虐待	0 (0.0%)	21 (6.4%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (6.7%)
不登校	4 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.2%)
行政の対応	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
非行・問題 行動	5 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (1.8%)
体罰	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	4 (1.2%)
差別	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
セクハラ	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.9%)
学校事故	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
対人関係の 悩み	70 (21.3%)	2 (0.6%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.2%)	1 (0.3%)	82 (25.0%)
家庭・家族の 悩み	1 (0.3%)	39 (11.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (12.2%)
子育ての悩み	3 (0.9%)	8 (2.4%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	17 (5.2%)
学校の悩み	4 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.2%)
話し相手	1 (0.3%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (4.6%)	19 (5.8%)
学習・進路の 悩み	8 (2.4%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (3.4%)
心身の悩み	18 (5.5%)	8 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (7.9%)
性の悩み	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)
その他	2 (0.6%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	7 (2.1%)
合計	193 (58.8%)	85 (25.9%)	7 (2.1%)	6 (1.8%)	8 (2.4%)	2 (0.6%)	6 (1.8%)	21 (6.4%)	328 (100.0%)

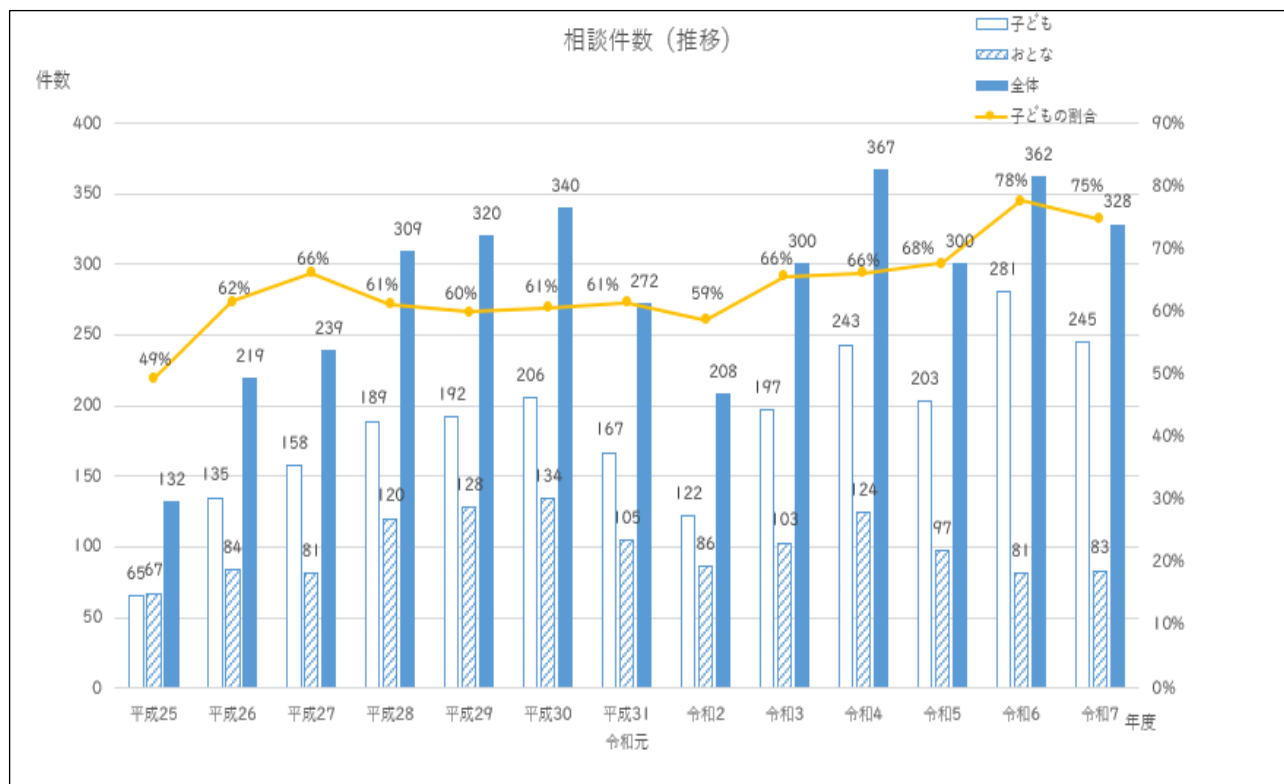
21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表(新規件数)

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	父母以外の親族	施設関係者	近所のおとな	先輩・後輩	行政職員	同居人	その他	不明	合計
いじめ	0 (0.0%)	45 (13.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	46 (14.0%)
学校・教職員等の対応	3 (0.9%)	0 (0.0%)	29 (8.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	33 (10.1%)
虐待	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (3.7%)	9 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	22 (6.7%)
不登校	3 (0.9%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.2%)
行政の対応	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
非行・問題行動	1 (0.3%)	5 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (1.8%)
体罰	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	4 (1.2%)
差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
セクハラ	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	3 (0.9%)
学校事故	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	52 (15.9%)	28 (8.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	82 (25.0%)
家庭・家族の悩み	16 (4.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (1.8%)	13 (4.0%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	40 (12.2%)
子育ての悩み	17 (5.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (5.2%)
学校の悩み	3 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.2%)
話し相手	19 (5.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (5.8%)
学習・進路の悩み	11 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (3.4%)
心身の悩み	25 (7.6%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (7.9%)
性の悩み	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)
その他	4 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	7 (2.1%)
合計	157 (47.9%)	81 (24.7%)	33 (10.1%)	18 (5.5%)	22 (6.7%)	3 (0.9%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	8 (2.4%)	328 (100.0%)

22. サポート委員が対応した場合の相談内容(新規件数のうち)

いじめ	6	(21.4%)
学校・教職員等の対応	7	(25.0%)
虐待	9	(32.1%)
体罰	1	(3.6%)
対人関係の悩み	2	(7.1%)
家庭・家族の悩み	1	(3.6%)
心身の悩み	1	(3.6%)
その他	1	(3.6%)
合計	28	(100.0%)

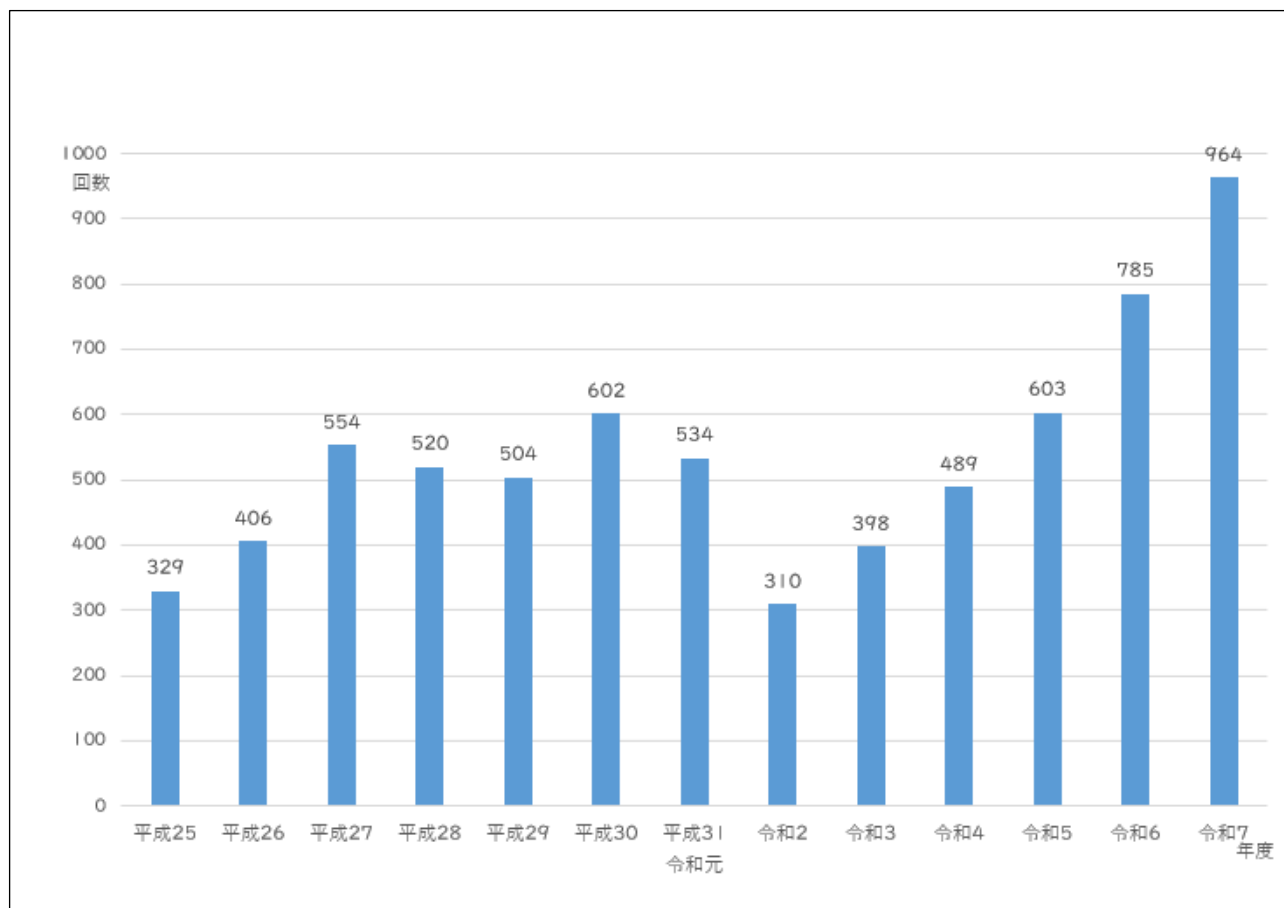
23. 開設年度から令和7年度までの相談件数の推移（新規件数）



24. 開設年度から令和7年度までの新規相談主訴（上位3件）

年度	1位	2位	3位
平成25	いじめ（28件）	学校・教職員等の対応、対人関係の悩み（21件）	
平成26	対人関係の悩み（50件）	いじめ（44件）	家庭・家族の悩み（26件）
平成27	対人関係の悩み（73件）	学校・教職員等の対応（36件）	いじめ（30件）
平成28	対人関係の悩み（65件）	いじめ（44件）	学校・教職員等の対応（41件）
平成29	対人関係の悩み（87件）	学校・教職員等の対応（45件）	いじめ（44件）
平成30	対人関係の悩み（83件）	いじめ（65件）	家庭・家族の悩み（38件）
平成31／令和元	対人関係の悩み（76件）	学校・教職員等の対応（39件）	いじめ（34件）
令和2	対人関係の悩み（37件）	家庭・家族の悩み（30件）	心身の悩み（25件）
令和3	対人関係の悩み（61件）	いじめ（45件）	心身の悩み（35件）
令和4	対人関係の悩み（91件）	学校・教職員等の対応（64件）	いじめ（48件）
令和5	対人関係の悩み（81件）	いじめ（49件）	学校・教職員等の対応（43件）
令和6	対人関係の悩み（85件）	いじめ（61件）	学校・教職員等の対応（39件）
令和7	対人関係の悩み（82件）	いじめ（46件）	家庭・家族の悩み（40件）

25. 開設年度から令和7年度までの関係機関(者)との連携活動回数



FAX 返信用 FAX 番号03(3439)6777



おはなし
きかせてね

ホッとにきゅうさい FAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそうだん FAX)

年 月 日

相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。ひとつえらんでください。

- ☐ いじめ ☐ 体罰 ☐ いじめ・体罰ではない学校のこと ☐ 虐待
- ☐ 虐待ではない家庭のこと ☐ 職場のこと ☐ その他のこと

相談したい内容を書いてください

あなた(相談したい人)のことを教えてください

★名前(またはニックネーム) 名前: ふりがな:

★せたホッとからの返事

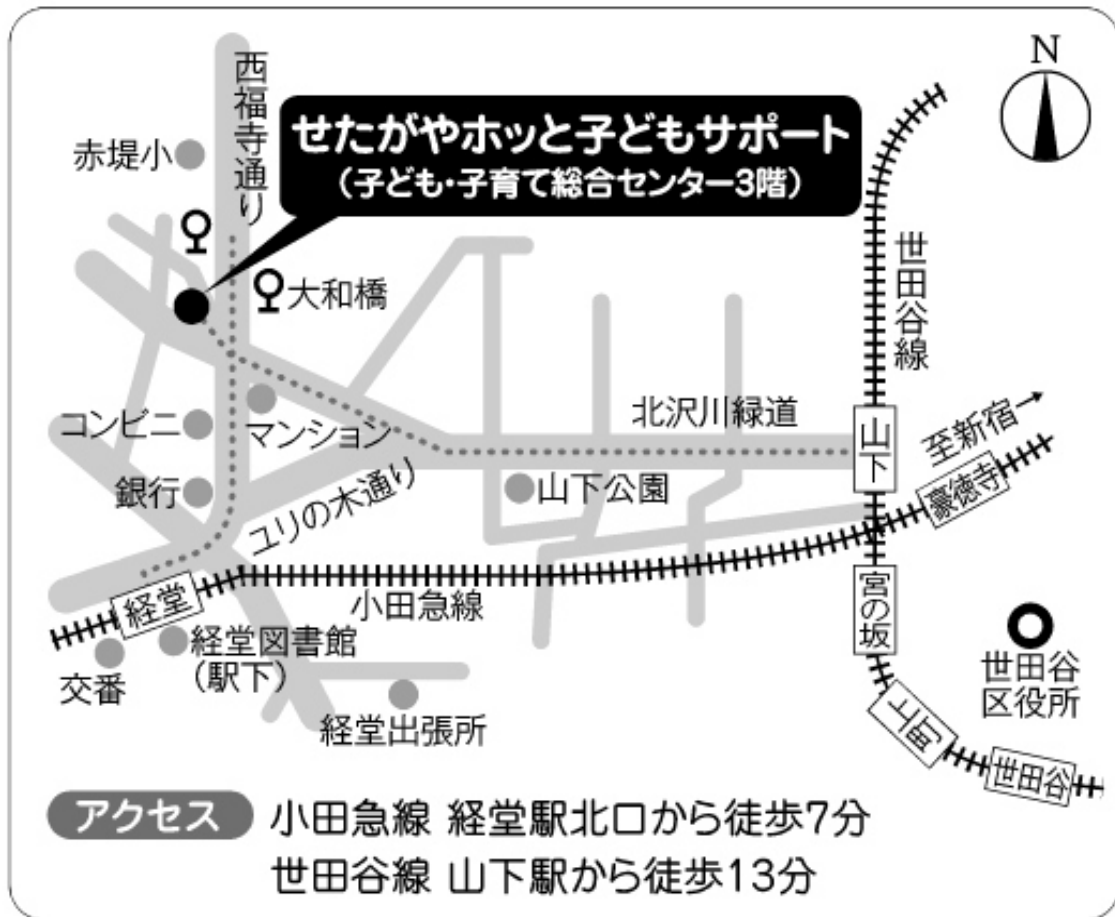
- ☐ FAXで返事がほしい FAX番号 ☐ 返事はらない
- ☐ 電話または会って話したい 電話番号

★ここからはしたは、よければ教えてください

電話番号 年齢 歳

学校名

住所 性別



せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈令和7年度〉

令和 8 年 6 月 発行

編集・発行／世田谷区子どもの権利擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL／03-3439-8415(事務局) FAX／03-3439-6777

せたがやホッと子どもサポートホームページ

世田谷区せたがやホッと子どもサポート

で検索してください

ホッとにきゅうさい

相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)

★相談時間 月～金:午後1時～午後8時 土:午前10時～午後6時

(日曜、祝・休日、年末年始のぞく)